官報 号外

昭和二十三年七月四日

第二回國會 参議院会議録第五十八号（一）

昭和二十三年七月三日（土曜日）午前十時五十一分開議

議事日程　第五十六号

昭和二十三年七月三日

午前十時開議

第一　森林保全に関する決議案（徳川宗敬君外一名発議）

（委員会審査省略要求事件）

第二　食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三　貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第四　公認会計士法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第五　國家行政組織法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第六　商工省官制の一部を改正する法律案（内閣提出）（委員長報告）

第七　工業技術廳設置法案（内閣提出）（委員長報告）

第八　運輸省官制の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第九　造幣局官制の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一〇　厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一一　船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一二　理容師法の一部を改正する法律案（衆議院提出）（委員長報告）

第一三　公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一四　風俗営業取締法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一五　市町村立学校職員給與負担法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一六　自轉車競技法案（衆議院提出）（委員長報告）

第一七　教科書の発行に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一八　船員職業安定法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一九　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二〇　港域法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二一　判事補の職権の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二二　青年補導法案（鬼丸義齊君発議）（委員長報告）

第二三　電信電話料金法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二四　郵便法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二五　國立廣島そう合大学設立に関する請願（委員長報告）

第二六　女子の新制大学に二年制を認むることに関する請願（委員長報告）

第二七　國立岡山そう合大学設立に関する請願（二件）（委員長報告）

第二八　定時制高等学校に関する請願（四件）（委員長報告）

第二九　國立茨城そう合大学設立に関する請願（委員長報告）

第三〇　定時制高等学校教員等に関する請願（委員長報告）

第三一　小学校の必要科目に書道を復活することに関する請願（二件）（委員長報告）

第三二　京都盲学校教員養成所設置に関する請願（委員長報告）

第三三　小学校並びに新制高等学校の必要科目に書道を復活することに関する請願（委員長報告）

第三四　鳴島山ろくにそう合試技場設置に関する請願（委員長報告）

第三五　六・三教育制度経費の全額國庫負担に関する請願（三件）（委員長報告）

第三六　國立女子大学設置に関する請願（二件）（委員長報告）

第三七　つんぼ、盲の教育義務制実施予算に関する請願（三件）（委員長報告）

第三八　國立函館学藝大学設立に関する請願（委員長報告）

第三九　國立函館水産大学設立に関する請願（委員長報告）

第四〇　國立四國そう合大学設立に関する請願（三件）（委員長報告）

第四一　新制高等学校教科課程の一部改正に関する請願（委員長報告）

第四二　第七高等学校復興に関する請願（委員長報告）

第四三　小学校の必修科目に習字科を加えることに関する請願（委員長報告）

第四四　小学校並びに新制中学校の必修科目に書道を復活することに関する請願（委員長報告）

第四五　北海道大学工学部に建築工学科を新設することに関する請願（委員長報告）

第四六　六・三制完全実施のための予算に関する請願（二件）（委員長報告）

第四七　大学院特別研究生の給與改善に関する請願（委員長報告）

第四八　小学校の必修科目に書道を復活することに関する請願（委員長報告）

第四九　國立新潟そう合大学設立に関する請願（委員長報告）

第五〇　浦和高等学校昇格に関する請願（委員長報告）

第五一　仙台工業専門学校の工業大学昇格に関する請願（委員長報告）

第五二　京都工業専門学校の工藝大学昇格に関する請願（委員長報告）

第五三　彦根経済専門学校の経済大学昇格に関する請願（委員長報告）

第五四　國立奈良女子大学設立に関する請願（委員長報告）

第五五　上田蚕絲専門学校の蚕絲大学昇格に関する請願（委員長報告）

第五六　教育用品生産等の資金貸出順位改訂に関する請願（委員長報告）

第五七　教育用品生産のための指定生産資材の需要部門分類中に「教育用品の項目」新設に関する請願（委員長報告）

第五八　釧路教育大学設立に関する請願（委員長報告）

第五九　新制中学校舎建築費國庫補助に関する請願（委員長報告）

第六〇　岡立山口そう合大学設立に関する請願（委員長報告）

第六一　岡立岡山そう合大学農学部設置に関する請願（委員長報告）

第六二　新制大学の科目中に書道科を設置することに関する請願（委員長報告）

第六三　國立廣島そう合大学に廣島高等学校を中心とする政経学

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

部を設置するなどに関する請願
（委員長報告）
第六四　國立名古屋工業大学設立に関する請願（委員長報告）
第六五　六・三教育制度完全実施に関する請願（委員長報告）
第六六　東京女子高等師範学校の女子そう合大学昇格に関する請願（委員長報告）
第六七　理学関係学会補助に関する請願（委員長報告）
第六八　学校敷地の買收に関する請願（委員長報告）
第六九　映写技術者免許制度の改革に関する請願（委員長報告）
第七〇　通訳案内業法制定に関する請願（委員長報告）
第七一　神戸國営ホテル建設に関する請願（委員長報告）
第七二　奈良市の観光事業再建に関する請願（委員長報告）
第七三　日光の國宝及び特別保護建造物の改修費國庫補助に関する請願（委員長報告）
第七四　ホテル事業に対する産業資金貸出順位改正に関する請願（委員長報告）
第七五　出雲大社の國宝建造物改修費國庫補助に関する請願（委員長報告）
第七六　映画産業の取扱業種別引上げに関する請願（二件）（委員長報告）
第七七　國立長崎博物館建設に関する請願（委員長報告）
第七八　岡山の後楽園復旧に関する請願（委員長報告）
第七九　映画館、劇場等の入場料金統制撤廃に関する請願
（委員長報告）
第八〇　吉里吉里漁港修築に関する請願（委員長報告）
第八一　鮮魚介陸揚地に対する地区別報償物資差別撤廃に関する請願（委員長報告）
第八二　漁業協同組合法制定に関する請願（委員長報告）
第八三　網走市水産指導所の北海道水産試験場支場昇格に関する請願（委員長報告）
第八四　南海震災被害漁港復旧事業費國庫補助に関する請願（委員長報告）
第八五　こんぶの統制撤廃に関する請願（委員長報告）
第八六　公吏に國家公務員法を適用することに関する請願（委員長報告）
第八七　六・三制完全実施のため予算削減反対に関する陳情（二件）（委員長報告）
第八八　六・三教育制度経費の全額國庫負担に関する陳情（二件）（委員長報告）
第八九　定時制高等学校に関する陳情（二件）（委員長報告）
第九〇　國立岡山そう合大学設立に関する陳情（三件）（委員長報告）
第九一　國立四國そう合大学設立に関する陳情（委員長報告）
第九二　國立三重そう合大学設立に関する陳情（委員長報告）
第九三　宇都宮農林専門学校の大学昇格に関する陳情（委員長報告）
第九四　國立宮城教育大学設立に関する陳情（三件）（委員長報告）
第九五　盛岡農林専門学校を東北大学に合併並びに同大学教養学科設置に関する陳情（委員長報告）
第九六　仙台工業専門学校の工業大学昇格に関する陳情（委員長報告）
第九七　福岡教員養成大学設置に関する陳情（委員長報告）
第九八　國立長崎そう合大学設立に関する陳情（委員長報告）
第九九　名古屋大学新学部創設に関する陳情（委員長報告）
第一〇〇　九州大学内に産業労働研究所設置に関する陳情（委員長報告）
第一〇一　教職員給與等の全額國庫負担に関する陳情（委員長報告）
第一〇二　教職員の給與全額國庫負担に関する陳情（委員長報告）
第一〇三　戰災私立学校復興貸付金制度存続に関する陳情（委員長報告）
第一〇四　九州大学理学部石炭地質学講座開設促進に関する陳情（委員長報告）
第一〇五　教職員給與の全額國庫負担に関する請願（委員長報告）
第一〇六　観光事業のそう合的中央機関設置に関する陳情（四件）（委員長報告）
第一〇七　観光國策の確立に関する陳情（三件）（委員長報告）
第一〇八　國際観光ホテル建設に関する陳情（委員長報告）
第一〇九　観光事業の一元的企画、指導及び推進機関設置に関する陳情（委員長報告）
第一一〇　松本城の修理実施に関する陳情（委員長報告）
第一一一　奈良縣の國宝保存に関する陳情（委員長報告）
第一一二　國立長崎博物館建設に関する陳情（委員長報告）
第一一三　用紙割当審議会に関する陳情（委員長報告）
第一一四　有明海の漁業取締りに関する陳情（委員長報告）
第一一五　観光事業に関する調査に関する件（委員長報告）

○議長（松平恒雄君）　報告の朗読は省略いたします。

一昨一日議員から左の議案を提出した。

森林保全に関する決議案（徳川宗敬君外一名発議）

同日衆議院から左の議案を提出した。

選挙運動等の臨時特例に関する法律案

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案

同日徳川宗敬君外一名から左の議案につき委員会省略の要求書を提出した。

森林保全に関する決議案

去月三十日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を運輸及び交通委員会に付託した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件

一昨一日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

電信電話料金法案

郵便法等の一部を改正する法律案

（逓信委員会に付託）

港域法案

（運輸及び交通委員会に付託）

刑事訴訟法を改正する法律案

（司法委員会に付託）

種畜法案

（農林委員会に付託）

栄典法案

（文化委員会に付託）

同日議長は、左の衆議院提出案を運輸及び交通委員会に付託した。

選挙運動等の臨時特例に関する法律案

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律案

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

（財政及び金融委員会に付託）

石炭鉱業権等臨時措置法案

（鉱工業委員会に付託）

去月三十日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件

一昨一日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

電信電話料金法案

郵便法等の一部を改正する法律案

港域法案

刑事訴訟法を改正する法律案

種苗法案
栄典法案
同日内閣から左の議案が送付された。
割増金附貯蓄の取扱に関する法律案
石炭鉱業権等臨時措置法案
競馬法案
馬匹組合の整理等に関する法律案
國営競馬特別会計法案
昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案
昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律案
國立光明寮設置法案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律案
港則法案
木船保険組合の解散に関する法律案
水先法の一部を改正する法律案
医師法案
保健婦助産婦看護婦法案
歯科衛生士法案
医療法案
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律の一部を改正する法律案
民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案
水産廳設置法案
行政管理廳設置法案
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
指定農林物資検査法案
同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
生活協同組合法案（姫井伊介君発議）
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
肥料配給公團令の一部を改正する法律案
同日衆議院から、左の本院提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
人身保護法案
同日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
民事訴訟法の一部を改正する法律案
保険募集の取締に関する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律
港則法
木船保険組合の解散に関する法律
水先法の一部を改正する法律
医師法
保健婦助産婦看護婦法
歯科衛生士法
医療法
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律の一部を改正する法律
民事訴訟法の一部を改正する法律
民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律
水産廳設置法
行政管理廳設置法
民事訴訟法の一部を改正する法律
保険募集の取締に関する法律
人身保護法
肥料配給公團令の一部を改正する法律
同日議院において採択することを決議した福岡高等裁判所宮崎支部設置に関する請願外六件の請願及び電力危機突破に関する陳情外五件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
去月二十八日委員長から左の報告書を提出した。
漁船保険法の一部を改正する法律案修正議決報告書
去月三十日委員長から左の報告書を提出した。
治安及び地方制度委員会請願審査報告書第四号及び第五号
治安及び地方制度委員会請願特別報告第四号及び第五号
治安及び地方制度委員会陳情審査報告書第三号
治安及び地方制度委員会陳情特別報告第三号
文教委員会請願審査報告書第二号
文教委員会請願特別報告第二号
農林委員会陳情審査報告書第二号
農林委員会陳情特別報告第二号
一昨一日委員から左の少数意見報告書を提出した。
國家行政組織法案に対する小数意見報告書（決算委員太田敏兄君提出）
貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書（財政及び金融委員中西功君提出）
去月三十日提出の左の少数意見報告書は、提出委員においてこれを撤回した。
医療法案に対する少数意見報告書（厚生委員小川友三君提出）
医師法案に対する少数意見報告書（厚生委員小川友三君提出）
一昨一日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を司法委員会に付託した。
刑事訴訟法を改正する法律案
同日委員長から左の報告書を提出した。
市町村立学校職員給與負担法案可決報告書
公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案可決報告書
青年補導法案可決報告書
判事補の職権の特例等に関する法律案可決報告書
教科書の発行に関する臨時措置法案可決報告書
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案可決報告書
船員職業安定法案可決報告書
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件議決報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案修正議決報告書
貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書
公認会計士法案可決報告書
商工省官制の一部を改正する法律案可決報告書
工業技術廳設置法案修正議決報告書
運輸省官制の一部を改正する法律案可決報告書
文教委員会請願審査報告書第三号
文教委員会陳情審査報告書第二号
文教委員会陳情特別報告第二号
農林委員会請願審査報告書第二号、第三号及び第四号
農林委員会請願特別報告第二号、第三号及び第四号
農林委員会陳情審査報告書第三号及び第四号
農林委員会陳情特別報告第三号及び第四号
水産委員会請願審査報告書第二号
水産委員会請願特別報告第二号
水産委員会陳情審査報告書第二号
水産委員会陳情特別報告第二号
運輸及び交通委員会請願審査報告書第八号
運輸及び交通委員会請願特別報告第八号
運輸及び交通委員会陳情審査報告書第四号
運輸及び交通委員会陳情特別報告第三号
水産物増産対策に関する調査報告書
復興金融金庫の機構及び業務内容に関する調査報告書
昨二日内閣から左の議案を提出した。
森林資源造成法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
國有鉄道運賃法案
建設省設置法案
日本学術会議法案
損害保険料率算出團体に関する法律案
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に関し承認を求めるの件
恩給法の一部を改正する法律案
國立光明寮設置法案

警察官等職務執行法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
当せん金附証票法案
外國貿易特別円資金特別会計法案
同日議長は、左の内閣提出案を農林委員会に付託した。
森林資源造成法の一部を改正する法律案
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。
國有鉄道運賃法案
運輸及び交通委員会に付託
建設省設置法案
決算委員会に付託
日本学術会議法案
文教委員会に付託
損害保険料率算出團体に関する法律案
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に関し承認を求めるの件
財政及び金融委員会に付託
恩給法の一部を改正する法律案
國立光明寮設置法案
厚生委員会に付託
警察官等職務執行法案
治安及び地方制度委員会に付託
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
競馬法案
馬匹組合の整理等に関する法律案
國営競馬特別会計法案
農林委員会に付託
昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律案
昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律案
司法委員会に付託

当せん金附証票法案
財政及び金融委員会に付託
國立光明寮設置法案
厚生委員会に付託
同日内閣から、去月七日提出した昭和二十三年度一般会計予算及び昭和二十三年度特別会計予算中修正を國会法第五十九條の規定に基き、昨二日衆議院に要求した旨の通知書を受領した。
同日衆議院議長から、左の予算中修正は、同院においてその修正を承諾した旨の通知書を受領した。
昭和二十三年度一般会計予算修正
昭和二十三年度特別会計予算修正
同日内閣から輸送力増強に関する決議に対する報告書を受領した。
同日委員長から左の報告書を提出した。
造幣局官制の一部を改正する法律案可決報告書
船員保険法の一部を改正する法律案可決報告書
理容師法の一部を改正する法律案修正議決報告書
港域法案可決報告書
電信電話料金法案可決報告書
郵便法等の一部を改正する法律案可決報告書
種畜法案可決報告書
森林資源造成法の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
漁船保険法の一部を改正する法律案
弁理士法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
漁船保険法の一部を改正する法律
弁理士法の一部を改正する法律

○議長（松平恒雄君）　これより会議を開きます。大蔵大臣より発言を求められておりますから発言を許します。北村大蔵大臣。

（國務大臣北村德太郎君登壇、拍手）

○國務大臣（北村德太郎君）　このたび提出いたしました昭和二十三年度一般会計予算修正書及び特別会計予算修正書につきまして御説明申上げたいと存じます。

昭和二十三年度一般会計予算及び特別会計予算につきましては目下御審議を煩わしておるのでございますが、今回右の予算につきまして日本社会党、民主党及び國民協同党から、概ね次に申述べますような修正の要請がございましたので、内閣といたしましては、これに基きまして所要の修正案を作成いたしまして國会に提出いたした次第でございます。即ち一、鉄道旅客運賃値上率を二・五五倍（通行税込）とし、これにより生ずる國有鉄道事業特別会計（損益勘定）の赤字は一般会計において補塡すること。二、取引高税における免税品目を拡張すること。右による減收額は五十六億円とすること。三、鉄道運賃、通信料金改訂期日の遅延による減收を補塡すること。四、文教費（六・三制経費等）を八億円増額すること。五、災害対策費を五億円増額すること。六、引揚者住宅建設費を三億円増額すること。七、恩給法の改正に伴う所要経費約六億円を計上すること。八、科学研究費を一億円増額すること。九、給與水準改訂等に伴い國会費を増額すること。十、医師、産婆等に対する地方事業税の軽減に伴い、地方財政收入減一億円を補塡すること。十一、右の措置に伴う財源は次に申述べますようなことによること、1、昭和二十三年度決算上の剰余金見込額中使用可能額を計上すること。2、高額所得者の税率を引上げ、これによる増收二十億円を計上すること。3、課税充実の方途を講じ、これによる所得税の増收百六十億円を計上すること。4、價格差益金の徴收を確保し、これによる増收額二十一億円を計上すること。5、一般会計を通じ物件費の節約を行い、歳出二十六億円を減少すること。6、その他内閣において適切なる財源を調達すること。以上であります。

尚内閣といたしましては、右の修正と同時に、併せて、予算編成後生じました事由に基きまして、この際更に若干の点につきまして修正を加えることといたしました。その概要を簡單に申上げますと、先ず地方財源の彈力性を強化するため、入場税を地方に移譲することといたしましたのに伴い、所要の修正をいたしております。次に、今回競馬法を制定いたしまして、公正な競馬を行うため、従来日本競馬会の経営いたしておりました競馬を國営とするにつきまして、勝馬投票券の発賣に関する経理を明らかにするため國営競馬特別会計を創設いたしましたので、これに伴いまして所要の修正を加えております。又当せん金附証票法の制定に伴いまして、従来の宝くじの発行を今後政府又は都道府縣がみずから実施することといたしますので、これに伴いまして所要の修正をいたしております。最後に、國有鉄道事業特別会計工事勘定におきまして、諸般の情勢から建設改良費の増額を適当と認められますので、所要の修正を加えた次第であります。

右修正の結果、一般会計におきましては、歳入の修正増加額二百九十五億八千五百五十余万円、修正減少額百四十五億三百四十余万円、歳出の修正増加額二百四十五億千三百三十余万円、修正減少額九十四億三千百二十余万円となりまして、修正増減を差引き歳入歳出いずれも百五十億八千二百十余万円の増加と相成つております。従つて昭和二十三年度一般会計予算の総額は、歳入歳出共四千百四十四億六千二百十余万円と相成る次第でございます。特別会計予算につきましては、地方配付税配付金特別会計外七特別会計予算の修正額と、今回新たに設置いたすことといたしました外國貿易特別円資金及び國営競馬の二特別会計の予算額を合計いたし、歳入の修正増加額三百五十三億六千五百余万円、修正減少額三百四十億九千六百二十余万円、差引増加額十二億六千八百八十余万円、歳出の修正増加額百五十一億六千五百余万円、修

正減少額百三十九億三千二百二十余万円、差引増加額十二億三千二百八十余万円と相成りますので、この修正の結果、昭和二十三年度特別会計予算の総額は、歳入一兆千百九十六億千七百九十余万円、歳出一兆二百三十九億四千九百六十余万円と相成る次第であります。

何とぞ速かに御審議あらんことをお願いいたします。

○議長（松平恒雄君）　只今の大蔵大臣の発言に関し質疑の通告がございますから、これを許します。石坂豊一君。

〔石坂豊一君登壇、拍手〕

○石坂豊一君　極めて簡単に只今の大蔵大臣の御発表に対して質疑をいたしたいと存じます。私は昨夜衆議院における質疑応答を具さに聴いておつたのでありますが、芦田総理大臣は、今回の修正予算の提出は、民主主義に従つて國会の多数の意思に基いたものであるということを言われた。先ず第一にこの点について承知いたしたいと思うのは、國会の多数ということは、與党三派を合致したものだけで、それで決めるのであるかどうか、國会というのは申上げるまでもなく衆議院と参議院と両院によつてできておるのであります。両院の決議によつて國会の意思が決まるのであるが、政治的に見て、立どころに三派の意見は即ち國会の多数の意見であると、手取り早く民主党の総裁としてお決めになることは或いは勝手であるけれども、一國の総理としてさように決め込まれるということは、参議院としては頗る迷惑千万である。かような考え方はいわゆるナチス又はファッショの考えであつて、自分の與党の多数は即ち一國の法律としても差支ないというさような横暴なる考え方から来ているものと私は考えるから、この点に対して、総理の昨夜の答弁は、如何にも昂奮せる議場においてその冷静を失して、少し脱線せられたのではないか。よつてこの議場を通じて明瞭にその点を弁明願ひたいのであります。この予算はどこにおいても公の手によつて修正されているのではないのである。與党三派が長い間小田原評定をきめて、漸く或る種の譬告によつて初めてこれが纏まつた。それは國会の多数の意見であり、從つてこれを數衍すれば國民の意思であるという断定をすることは頗る早計であると私は確信します。（拍手）この点に対して芦田総理は如何なる考えを持つているか。衆議院の多数さえ制すれば参議院はどうでもいいというお考えであるのか。その点を明瞭にお答えを願いたい。総理は頻りに何かというと外國の例などを引かれまするが、外國の例は、外交史によつて博士を得られました法学博士のことであるから余程詳しいかも知れませんけれども、日本の憲政については私は芦田氏よりも一日の長者である。我が國の憲政史上では、政府みずから自分の出した議案に対して、会期切迫の折に修正を出したという例は未だ曾て見ないのであります。私はこの奇なる現象に対して、國民の納得するように御説明を願いたいのであります。（「日本の現状がそうあらしめたのだ」と呼ぶ者あり）或るものは予算の修正に当りまして北村大蔵大臣御説明のごとく非常に多くの歳入歳出に多額の修正を加えられたのであります。その計数を挙げまするると、歳出の増加二百四十五億一千三百万になつておる。差引百五十億八千七百十八万五千円と、こうなつておる。かような大幅の修正をするに当つて多くの財源が捻出されているのであります。かくのごとき財源がありましたならば、何が故に政府はこれによつて、今與党三派の修正されたるがごとき、これに近いところの、若しくはこれよりもつと進んだところの、國民負担を軽減し得るところの予算を組むことができなかつたのであるか。與党三派の修正は確かに我々から見ますと政府原案よりはよくできていると我々は信じております。（「賛成」と呼ぶ者あり）我々はこれよりもつといいところの修正案も持つておりまするが、次善を以て見ますると、原案よりは與党三派の修正は余程よろしいと思う。この修正を取入れるだけの研究がどうして積まれなんだのでありますか。この予算は決して年度内の三月までに出たのではない。我々は四月から六月まで暫定予算を審議し、その間において政府は十分の調査研究を積まれている筈である。而して更に與党の要求によつて多くの財源を捻出するところの幅のある財源をお持ちになつておつたということであるならば、これは非常に國民に対して不親切なものであると我々は考えるのであります。（拍手）大蔵大臣は到る処において、この予算に対して與党は修正してはいかんのである、又修正するところのない立派な予算であるというようなことを述べられたように伺つているのでありますが、それが與党三派の修正には立どころにへこたれて、この前述の言はどこへ行つたかというような顔をしているけれども、これに対しても私は非常に無責任なりと考えるのでありますが、これは後で伺います。とにかく政府はかくのごとき多くの財源を以て、曾ては片山内閣においても財源がないと称して、とう〳〵〇・八の歳出に対して片山内閣は倒れてしまつた。而してその後に行つて多くの財源を出して恬として恥ざるところの態度をとることは、これは政府部内におけるところの一つの弊害と私は考えるが、今回は如何にしてかくのごとき多くの財源に対して政府が聴じられたのであるか。この点を明瞭にここにおいて弁明を願いたい。

又鉄道運賃の二・五五に対しましても、社会党の諸君は二・〇を主張しておられた。民主党は二・六五を主張しておられた。その折衝がなか〳〵捗らん。予算の審議が遅れましたのは決して外の原因ではない。この與党間の折衝が遅れたためである。その筋から非常にお叱りを受けたと承つておりますが、さもあるべきことである。かくのごとき点において徒らに協議を重ねて依然と小田原評定をきめて決せんから、さような忠告を受けなければならんことになるので、この忠告は與党及び現内閣が負うべきものと私は考えております。（拍手）而して私は社会党の方に対して申上げたいのは二・五五までにお譲りになつたということは誠に残念な話であつて、（「余計なことを心配するな」と呼ぶ者あり）これは社会党の諸君は國民諸君に何と申訳されるのであるか。これは敢て今日の主たる質問に立つた問題でありませんが、長い間掛かりまして協議をしたところのその原因は、この僅かなる問題でありまするけれども、政府にはこれに対して訳もなく二・五五まで譲つてしまつた。これはどういうわけか。國民がこれのために非常に迷惑している。初めから二・五五を言われるならば、今日までの大騒ぎにならなかつたかも知れない。我々は鉄道旅客運賃のごときは、どんなに高くしても倍以上に上げるものでないと確信している。できるならば、元の通りにしておいた方がいいと思う。けれども、今日急迫せる國家財政におきましては、國民諸君に対して今日の鉄道運賃以上に、つまり旅行する者の税金と思つて、一倍だけ多く出して頂く、こういう要求をすることは無理からんことでございましようが、とにかく二・五五に政府は譲られた。この余裕があるならば、何が故にもつと早くこの予算の協定を進めることができなかつたのであるか。もはや会期切迫し、而も切迫どころじやない、五日間の会期を延長して、漸く今日参議院に廻つて来るというような醜態を演じたということは、私は全く政府の責任たりと存ずるものであるが、これに対する総理のお考えはどうでありますか。

それから第三におきましては、政府は自分の予算に対して修正予算を提出するということは財政法上にもどこにも書いてない。政府の提出せられる予算なるものは先月の六日に提出された予算でなくてはならない。又與党三派の修正案は、これは別個に出て来るものである。それをすぐ取入れて政府の案とせられて、而も政府が、只今と

こで大蔵大臣が述べられたがごとく、幾多の新規要求をここに取入れてこの予算に便乘しておられる。然るに昨晩の政府の答弁は、全く與党三派の修正は即ち議会の多数の意見なりと即断して、政府がこれを容れたものであるという答弁になつておる。與党三派の修正意見より以上に政府は取り入れておる問題もあるのであるから、その点をなぜ昨晩の答弁においてお答えにならなかつたのであるか。私が重複してかようなことをお聴きする必要を感じたのは、如何にも昨晩の答弁において國民は納得することができないから、改めて貴重な時間を費してこの壇上から御質問をいたす次第であります。

それから北村大蔵大臣も昨晩総理大臣の尻馬に乗つて、國会の多数によつてこの意見を取入れることは民主政治の要諦であるから直したのだと簡單に述べられたのであります。只今申述べたごとく、それは北村さんが高言を切つた手前上そんな遁辞は許さんのであります。北村さんは、予算総会においても亦國民に対しても、與党の修正は許さん、何ものかの力を借りて與党を圧迫するがごとき言辞を弄せられたることは天下周知の事実である。然るに今日、さような議会の多数ということが決まりもせんうちに、多数の意見に従つたのであるという芦田さんの口調をそのまま鸚鵡返しになさつたということは我々合点がいかんのである。この点に対して予算を編成するところの重大なる責任を持つておる大臣から一應の弁明あつて然るべきものと考えます。時間が來ましたから、これで終ります。（拍手）

〔國務大臣芦田均君登壇、拍手〕

○國務大臣（芦田均君）　石坂君のお尋ねの第一は、昨日衆議院本会議において政府の答弁の際に、今回の修正予算は國会の多数の意向に基いて具体的に編成を行つたものであるという答えをしておるが、それはファッショ的な考えではないかという御意見であります。御承知の通りに今回提出しました政府の修正予算は、日本社会党、民主党及び國民協同党の共同の意見として、具体的な項目を示して、政府にこの趣旨に副うて修正予算を提出せられたいという要望に基いて作つたものであります。申上げるまでもなく、國民代表という政治的の意味において最高の機関は國会であります。併しながら、憲法によつて明らかにされておるごとく、衆議院と参議院との間には多少の差異が設けられておる。それは衆議院が解散の対象になるという事実、又衆議院は政府に対して信任、不信任の決議をなし得るという事実、それらの事実に照し合せて、先ず第一義的に、國民代表としての機関は衆議院であるという考え方が新憲法の中に盛られておることは御承知の通りであります。従つて一應の見解としては、衆議院の多数が提出したる予算修正の要求は、國民多数の意向を代表するものと考えることは政治常識として許されるべきものと考えます。さような意味において衆議院多数の意向が決定しておる以上、立憲政治の下においては、政府は当然これに傾聴すべきものと考えるのであります。又昨日の衆議院の予算の表決においても、政府の修正案が四十一票の多数を以て衆議院の承認を得た事実をみても、この修正案が衆議院多数の意向を代表するという答弁が必ずしも事実に反しておるものとは考えておりません。（「政府の責任はどうするのだ」と呼ぶ者あり）従つてこれに対する政治責任はどうかという石坂君のお尋ねでありますが、政府は常に國民大多数の意向に副い、（「嘘をつけ」と呼ぶ者あり）國会多数の見解に従うことを以て、立憲政治の常道であると考えております。若しそれに反して國会多数の要求に副わない予算を強行するならば、それこそ石坂君の言われるファッショ的考えだと言われても政府は弁解の辞がないだろうと考えます。そのことは現に予算委員会において石坂君が同じことをお尋ねになつたそのときに、私が答えたことを恐らく御記憶だろうと思います。予算委員会の席上において、國会の多数がこの予算の修正を必要なりと考えられるときには、政府はこれに準拠いたしますと答えたことは速記録に残つております。政府は國民多数の要望に従つて行動することに対して、特に負うべき責任があるとは考えておりません。

尚財源の問題、それから鉄道運賃の問題についての御質問がありました。これは主管大臣たる大蔵大臣から答弁をいたすことに取計らいます。（拍手）

〔國務大臣北村徳太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（北村徳太郎君）　石坂さんの御質問にお答え申上げたいと思うのであります。第一は、修正予算を政府が出すというのはどうもおかしいじやないかというような御質疑であつたと思うのでありますが、我々は國会法の規定に基きまして、衆議院において修正に対する承諾を見ましたのでございます。さような法的措置を講じておりますので、さように御了解を願いたいと思うのであります。

それから予算は決して修正などしては相成らんということを私が申上げたようなお話がございましたけれども、これは参議院の予算委員会においても、私が、そのことに関して御質問がございまして、どなたかの御質問にお答え申上げたと思うのでありますが、與党三派から出ておる閣僚の責任において、この予算は通過するように努力して貰いたいということを強調したことはあるのであります。それだけでございまして、予算を絶対に変更してならんなどということはこれは國会の審議権を干犯することでございますから、さようなことは申したことはないのでございます。

それから尚今回の修正によつて財源がどうして出たかというような御質問であつたと思うのでありますが、財源の点は非常に苦しい財政であることは石坂さんも夙に御承知の通りであります。ただ今回非常に悪税だという批評も蒙つておりますけれども、取引高税の実施を円滑にやりますというと、このことにおいて闇へ流れる商品を押えて行くことができるということの多少の自信を得たのであります。そうしてこのことによりまして一つの流通秩序というものを立てて行くことができる。一方において非常に反対がございますけれども、これは各段階において軽度の税を取るということによつて、逸脱するものを押えて行くということから、この取引高税そのものよりもむしろ所得において捕捉することができる。かねて参議院においても闇所得をどうするかというような問題がしば〳〵出たのでございますが、私はこの面から所得を確保することに相当この税が役立つということの自信を得たのであります。その他かねて本院においてもしば〳〵御注意がございまして、いわゆる闇利得を追求するというためにここで申上げたかと思いますけれども、そういうことを専ら追求して、徹底的にさようなものを取つて、租税倫理を確立するというような方面に努力いたしたい。さような点において多少自信を得ましたので、それこれ勘案いたしましたものが、今回の運賃値上げ当初の案よりも引下げましたことの補いをつけるに足るだろうというような大体自信を得ましたので、さような計らいをしたのであります。当初の運賃と後の運賃との関係でございますが、これは鉄道の独立採算等から考えまして、三・五倍ということが妥当であると考えましたが故に御審議を煩わしたのでございます。それからこれは非常に赤字に悩む鉄道といたしまして、鉄道を利用する方々に或る負担をして頂いて、万止むを得ざるものが一般会計になつて、一般國民の負担になる。その割合をどうするかという問題は、必ずしも運賃政策だけではなく、非常に重大な問題であると思うのであります。幸いに今回、以上申上げましたような若干の税において弾力を見出しましたので、これと合せ考えまして引下げた次第でございます。以上

御答弁申上げます。

〔石坂豊一君発言の許可を求む〕

○議長（松平恒雄君）　御質疑の時間は超過いたしておりますから、次の質疑者に移りたいと思います。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕

○中西功君　このたび政府から出されました修正案に対しまして、簡単に質疑を申上げます。今民主自由党の石坂議員からもこの点につきましてはいろいろの質疑が出ましたのでありますが、我々は、政府がこの会期迫つた今日に至つてこの修正案を出さざるを得なかつたということは、これは日本の予算審議上未曾有のことであると共に、これは決して政府が國民の意思に副うた民主主義をやつてるというふうなことでは絶対にない。一つは、今の芦田内閣は與党三派からさえも完全には信頼されていないということを最もよく現わしておると思うのであります。（拍手）更にこれは修正が、恰かも民主主義に副うた、國民の意思に副うようなことを言つておりますが、この厖大なる四千億の予算に対しては、國会の審議開始以來院外の國民大衆が非常な猛烈なる反対運動をやつてる。そして各党からそれ〴〵の修正案が出ておる。そういうふうな事情に対して、止むを得ず芦田内閣が譲歩したのでありまして、決してみずから進んでとか、或いは國民の名においてとか、そういうようなことでは絶対にないのであります。それは止むを得ざる、この修正をせざるを得なくなつた後の遁辞に過ぎないのでありまして、こういうことをこういう議場からぬけ〴〵言つて、自分の政治責任に対しては恬として恥じない態度は、我々は全く遺憾とするものであります。こういうふうな状態に対して、一体院外において、國民の大衆が、特に勤労大衆が非常にこの予算案に対して猛烈な反対運動をしたという事実、これを一体芦田首相や或いは北村大蔵大臣がどういうことを考えておるか。單なる與党三派がどうした、與党三派の意思だというようなことではないと思うのであります。その点はつきり私達は聽きたいと思います。

更に大蔵大臣は、國会の審議権を犯さないとか何とかいうことを申しておりますが、決してそうではない。これは私時間がありませんので詳しく申しませんが、このたびの我々の予算審議におきましても、政府は我々が何回要求しても必要なる資料を出さない。これは皆さんよく御存じの通りであります。更に又物價値上げのあの暴挙に至りましては、我々にはこの予算が物價値上げを根柢にしておるということは周知の事実であります。その予算審議の半ばに、突如としてああいうふうな物價値上げをやつてしまう。そうして私はその前に、ああいう物價問題について詳細なる質問をいたしましても殆んど答えない。基礎資料も出さない。そうして置いて一挙に、ああいう値上げをやる。それだけではなく、三千七百円問題についても、すでに多くの人がよく知つておられるように、大蔵大臣と労働大臣との間に意見の食い違いがあるのであります。こういう食い違いに対しても、政府は何ら調整して、統一した意見を述べてない。一昨日でありましたか、大蔵大臣の私に対する答弁におきましては、然るべき措置とは何かと聽きましたのに対して、然るべき措置とは然るべき措置でございます。この然るべき措置に対しては、加藤労働大臣は、これは明かに正補予算を組むのであると言つておる。而もそうであろうと私が質問いたしましても、然るべき措置は然るべき措置でございます。こういうふうな不埒な答弁をしておる。これがこういうふうな一連のこと、今回修正予算を出さなければならなかつたことと殆んど挨を一にしておると思うのであります。

尚最後に、私達はこの度の修正についてどう考えるか、一言申上げたいと思うのでありますが……尚ちよつと忘れましたが、それは今後参議院におきましても十分この予算案を審議するつもりでありますが、政府が從來の我々の審議に対して不誠意な態度を改めるかどうか。特に大蔵大臣にその点を質問したいと思うのであります。

更に最後に、このたびの修正案は、私達から見れば、これは大衆の大きな反撃の上に起きて來たことであるが、極めて欺瞞的な修正案である。社会党の或る一部の人々がこれに反対しておると聞いておりますが、この場合、恰かもこれがこのたびの中心問題が、運賃を二倍半にするか、三倍半にするか、或いは三倍に止めるか、こういうことが恰かも全國民の最大の関心事であるかのごとく、この修正案は作つてある。院外の國民大衆は決してこういう小さい問題に囚われてるのじやない。この予算の本質に対して、この予算が日本を破滅する可能性がある。インフレを助長する可能性がある。更に又大衆課税である。又特に物價値上げを前提にしておる。こういう基本的問題に対して批判しておるのでありまして、單なる運賃の問題に対して國民の主張を紛わす、そういうような作用をするのがこの修正案だと思うのであります。そういう意味におきまして、我々は、眞に良心ある人々は、このような修正に紛わされることなく、正々堂々と我々の基本的な主張に讓つて進まれるであろうと、我々は期待いたします。いろ〳〵問題もありますが、以上の点について、私は首相及び大蔵大臣の答弁を要求して、私の質疑を終ります。（拍手）

〔國務大臣芦田均君登壇、拍手〕

○國務大臣（芦田均君）　中西君の「しつかりやれよ」と呼ぶ者あり）お尋ねは、大体の趣意に於て、石坂君の御質問と同一であつたように拜聽しました。從つて先程石坂君に答えたところによつて御承知を願いたいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）ただ一点石坂君の言及せられなかつたことは、院外の大衆はすべて政府の予算案に反対であるということを指摘されました。（「院内の大衆も反対だ」と呼ぶ者あり）私共は代議政体は、國会が國民を代表するものという政治的観念の下に行わなければならないのであるから、院外大衆の力によつて日本の國政が支配せられるということは、代議政体の根本を危くするものだと思つております。（拍手）（「内閣は何をするのだ」「答弁首相」「満点だ」と呼ぶ者あり）

〔國務大臣北村徳太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（北村徳太郎君）　中西さんの私への御質問は、御質問というよりも御意見が非常に多かつたと思うのでありますが、それは誠に傾聽すべき御意見として十分に拜聽いたしました。それから尚答弁等についても御注意を頂きましたが、私は誠心誠意やるつもりでおりますから、御了承を願いたいと思います。（拍手）、（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

○議長（松平恒雄君）　日程第一、森林保全に関する決議案（徳川宗敬君外一名発議）、委員会審査省略要求事件）、本件に発議者徳川宗敬君外一名の要求の通り、委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を求めます。徳川宗敬君。

森林保全に関する決議案

右の議案を國会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十三年七月一日

発議者　徳川宗敬　石川準吉

賛成者　高橋啓　平沼彌太郎

参議院議長松平恒雄殿

森林保全に関する決議

戰時における無計画な森林の伐採と戰後その復旧に関する、山林施策の貧困とは正に治山、治水並びに水源涵養の根本を危殆に陷らしめている。

現下食糧増産のためには、わが國情から見て、焦眉の急務であるが、治山、治水と開墾との問

には自から適切妥当な調整が必要である。

よつて政府は速かにこれら調整に関する措置を講じ、併せて、第一國会における本院の「水害に対する迅速なる應急策と治水事業の完遂に関する決議」の主旨に基き恒久的山林対策と積極的なその具体策とを確立し、以て、森林保全に遺憾なきを期するを要する。しこうして、その顛末を来るべき國会初頭に報告することを要求する。

右決議する。

〔徳川宗敬君登壇、拍手〕

○徳川宗敬君　森林の濫伐が國土を破壊しようとする現下の情勢に鑑みまして、各派共同の発議により、ここに森林保全に関し決議案を提出いたすことに相成りました。私は発議者を代表して、提案の理由を申述べたいと存じます。先ず初めに決議案を朗読いたします。

森林保全に関する決議案

戰時における無計画な森林の伐採と戰後その復旧に関する、山林施策の貧困とは正に治山、治水並びに水源涵養の根本を危殆に陥らしめている。

現下食糧増産のためにする開墾は、我が國情から見て、焦眉の急務であるが、治山、治水の開墾との間には自から適切妥当な調整が必要である。

よつて政府は速かにこれら調整に関する措置を講じ、併せて、第一國会における本院の「水害に対する迅速なる應急策と治水事業の完遂に関する決議」の主旨に基き恒久的山林対策と積極的なその具体策とを確立し、以て、森林保全に遺憾なきを期するを要する。しこうして、その顛末を来るべき國会初頭に報告することを要求する。

右決議案にありますように、戰時においては、厖大な木材を無計画な森林の伐採によつて供出し、終戰後においては、復興建築のため、或いは石炭、ガス、電氣等燃料不足による薪炭需要増加のため、森林の濫伐乱採が繰返されております。早くも終戰当時洪水の危険が予想されておつたのでありますが、果せるかな、僅か数日の降雨によつて昨年のごとき水害を頻発し、旱天となれば直ちに水力発電にも甚大な影響をもたらす等、今や森林の濫伐は國民生活を直接間接に脅かす切実な問題を惹き起すに至りました。先に本院は第一國会において「水害に対する迅速な應急策と治水事業の完遂に関する決議」をなし、政府当局の善処を要望したのであります。これは畢竟するに、治水事業の主要なる一環として、今日のごとき森林の荒廃をでき得る限り防ごうとする意図を包蔵しておつたものであります。然るに、これに対する政府の回答は、恒久策としては災害復興対策委員会に諮り、又治水事業については治水調査会に諮問して、國家財政の許す限り積極的にその実施を期すという一片の作文に過ぎなかつたのであります。もとより現下の財政窮乏とインフレの高進とは、施策の実現に大なる困難を伴わしめることは言を俟たないところでありますが、併し恰かも國民保健上、予防医学が先ず臨床医学に先立たなければならないのと全く同様に、國土の健全性を確保し、災害を未然に防止するためには、先ず森林保全の完璧を期さなければならないのであります。

今過去における各種災害対策の莫大なる失費を考えますときに、今日の造林費並びに治山治水費のごときは甚だ不十分と言わなければならないのであります。そして又政府の措置が、この予算の面において微温的であるばかりでなく、実行の面におきましても熱意を欠き、その根本的対策に触れず、ただ当面を糊塗するに過ぎない感のありますことは、誠に遺憾に堪えない次第であります。若しも今日の実情のまま推移するならば、我が國は近い将来において木材飢饉に突入し、國土の過半を占める森林地帯を持ちながら、國民はその用材と薪炭とを國内に得ることができないというような悲しむべき状態を招来し、更に又年々激増する水害は、延いて食糧増産、電力資源の開発等に著しい支障を来すに至りますことは、世人の斉しく認めておるところでございます。

曾て明治の中葉、フランスの一官教師が、長年住みなれた日本を去るに当りまして、当時の森林濫伐の有様を憂えて、我が國民の将来のために警告を発し、森林の荒廃はその國の文明を破壊する旨を記した小冊子を残して、日本を去つたことがあります。現下の濫伐はこの明治時代の比ではないのでありまして、我が國において今日ほど森林の復旧とその培養との必要を痛感させられる時はないのであります。然るに、只今治水事業はその工事量を次第に縮小せられ、到底百九十万町歩に余る要工事面積の事業を完遂することは不可能と思われ、又造林事業においても辛うじて森林資源造成法による補助造林が継続しているという程度でありまして、一般國民は森林政策の貧困に対し大なる憤慨すら持つに至つたのであります。

恰かもこの時に当りまして、戰後の緊急事業たる開墾事業が、二十三年度中にその予定地の買収を終る方針を決定せられたのであります。そうして自作農特別措置法に盛られた未墾地の買収に関する諸規定は、この困難な事業を遂行するために最高度の強権を附与され、又その実行が至急を要するため、既定開墾予定面積百五十五万町歩は機械的に各地方に割当てられたのであります。その結果、運営上の欠陥と相俟つて種々なる障害を惹起しつつあるということは、各位のすでに御承知の通りであるのであります。即ち力なき山村住民に故なき圧迫を加え、或いは法の解釈を殊更に曲解して不当の買収を企図する等、この種法律の運用に当つては遺憾に堪えない行為が数多く傳聞されるのであります。この点については森林保全上特に慎重を期すべきであると考えられるのであります。

以上の事例は、主として地方における紛争の実例を綜合して抽象的に申上げたに過ぎないのでありますが、その影響として、山村住民、各森林所有者を徒らに刺戟し、林業経営に対する不安のためあわててその所有森林を伐採し、又跡地の造林も行わず、結局山林政策の遂行を阻害することと相成つたのであります。かくては森林の荒廃が水害の因となり、耕地を流失し、延いては開墾事業の成果をも水泡に帰せしめる結果となるのであります。この現在の実情を顧みまして、一日も速かに治山治水並びにこれと関係の深い森林保全と開墾との間に、冷静な科学的検討を加え、周到なる審査に基く調整が必要となつて参つたのであります。即ち差当つては森林政策の遂行に、当面の障害と思われる誤つた法の運用、或いは行き過ぎ等を是正するに足るべき公正妥当な行政措置を取つて、その不安を除き、又國土計画に基く林地と農地との区分を確立し、森林に関する恒久対策を積極的に樹立せられることを、ここに強く要望するものであります。特に恒久対策の確立は、林業経営の長期間に亘る特異性に対し必須の條件でありまして、これらの両面の措置に関し、来るべき國会の初頭において、本院に具体的な報告をなされることを要求するものであります。

以上申述べました趣旨により、本決議案を提出いたした次第でありますが、森林保全の重要性に鑑み、各位におかれましては、本案に御賛成あらんことを切にお願い申上げまして、ここに趣旨弁明を終ります。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　討論の通告がございます。平沼彌太郎君。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君　只今提案になつております森林保全の決議案に対し、賛成の意見を申述べたいと思います。時間の都合上森林政策と開墾政策の調和についてのみいたします。

現在実施中の森林開墾予定地百五十五万町歩という数字は、丁度明治初年

から最近に至るまで八十年間に開墾された面積に匹敵するのであります。殊に我が國の地勢は急峻でありまして、世界に名高き水害國であります。でありまするからして、如何に緊急を要するとは言え、これを五ケ年ぐらいで完成せんとしたり、又本年度中に百五十五万町歩の買收を完了せんとするがごときは、山林政策を混乱に陷れるのみならず、森林保全の面から言つても由由しき重大事と言わざるを得ないのであります。即ち開墾を急ぐの余り、不適地をも買收して開墾の対象とせざるを得なくなつた事実は、当局もよく承知しておるところでありまして、現に開拓局におきましても、この計画の再検討を加えておる者もあるのであります。不適地の買收の例を二三申上げまするると、三十度以上の急傾斜地とか、海拔一千メートル以上の道路もなき高原とか、既農家の零細なる農用林、又は貴重なる溜池の水源林、防風林、防砂林、保安林、又は崩壊の虞れあるところの土質等、開墾すべからざる山林を買收の対象としておることは、常識では到底承服し得ないのであります。そのため全國到る処に紛争を醸しておることは、千数百通に及ぶ陳情書等によつても明瞭でありまして、為三者はこれを野心的な開墾政策であると言い、又非科学的計画であると非難しておるのは当然のことであります。山林開墾が重大な國策であることは、林業家もよく承知しておりますからして、農地に適する山林の適正なる買收に対しては、喜んで應ずる覚悟を持つておると思います。併し開墾に便乗して、不適地を、又は立木を目当てとしての山林を買收せんとする場合、如何に醇朴なる林業家と雖も喜んで承服することができるでありましょうか。殊に開墾の行過ぎは、法の尊嚴を傷つくるものとして、新憲法下許すべからざることと存じます。開墾はすでに五十余万町歩を完成しております。その結果を見まするると、例えば地下水の枯渇による大面積の旱害とか、大風により土砂が移動して農作物が埋没したり、砂嘆が村落を悩ましておるとか、水源林の伐採による貯水池の埋没とか、堆肥の不足に苦しんでおる農村、又既耕地に比して二三割しか收穫のないための開墾地の放棄、立木を伐採して跡地の放棄等々その弊害の実例は枚挙にいとまがないのであります。これ全く不適地又は不純なる買收による当然の報いと言わなければなりません。この実情をまのあたり見たところの附近及び下流の農村は、その弊害の恐ろしさに怯えて、開墾反対の空気を醸しつつあることは、重大なる國策に支障を來すものとして、寒心に堪えないのであります。過去においても山林開墾を奨励した事実がありますが、数年を出でずして相当の面積が元の山林に還元しておる事実に鑑みましても、今回の開墾は、入植者一人当り北海道七十万円、内地三十万円という莫大なる國費を投じながら、数年の後には相当の面積が又元の山林に還元せざるを得なくなりはしないかと憂うるものであります。而して一旦畑として数年間耕作した土地は、たとい植林しても成長量は非常に低下するものでありますから、森林蓄積の面から見ましても、大なる損失と言わなければなりません。この百五十五万町歩は我が國山林面積の七分に相当し、又濫伐跡地の無立木地を合せますと、実に一割五分というものに相当するのであります。たとい鈍感な豚でも一割五分の皮を剝ぎ取つて、風雨に暴したら致命傷となるでありましょう。山林と雖も生物であります。一朝暴雨に遭いますと、皮を剝ぎ取られて赤裸となつた大面積の土地から、憤怒を以て奔流するところの大量の土砂は、堤防を破壊しつつ河川の両岸を海に達するまで荒らし廻るのであります。「山林一町歩の開墾により良田十町歩を失う」という標語は、あながち過言ではないのであります。昨年の関東、東北の水害は、今後必ず頻々として起るべき大水害のほんの序幕であると、芦田総理も言明せられております。又歴代の農相も造林治水政策の重要性を力説しておられます。然るにこの当局の言明にも拘らず、開墾政策の現状は、治山治水の政策とは甚だそぐわない、憂うべき方向に進みつつあるということを警告せざるを得ないのであります。（拍手）一昨日も農相は、適正なる開墾を実施するよう通牒を発したと言われましたが、出先では問題としておらんように見えます。又農相から係員を以て調査をしておる最中だという言明がありました。併し数ケ月前にも農林当局が府縣に調査を命じましたところ、府縣の大部分から行過ぎに該当するような事項はないという回答であつたということに鑑みましても、現地の直接の調査でなければ真実は掴み得ないと私は思います。で、政府は速かに開墾政策の実情を再検討しまして、殊に開墾の行き過ぎを是正し、森林政策との調和を図り、以て治山治水に反せざるところの確乎たる開墾計画を樹立すべきであります。（拍手）

最後に、開墾政策と森林政策の調節こそ食糧増産の要諦であるという言葉を以て本案の賛成の趣旨にいたします。何卒各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　高橋啓君。

〔高橋啓君登壇、拍手〕

○高橋啓君　私は本案に対して全面的に賛意を表する者であります。

森林の減少は、先程提案者の説明並びに平泥議員の言われた通り戰争中の濫伐、濫伐に加えまして、その後全く無計画の木材伐採が行われましたので、今日では三千七十万町歩の植林を要する地域ができたのであります。尚戰争中に松根油を搾つたり、或いは燃用材の曲り材を取るために根を掘つたためと、傾斜地を開墾したために、彼の水害の場合におきまして山の表土が押し流されて赤裸になりまして、そのまま植林ができないために、何らかの処置をしなければどうすることもできない所が二十五万五千町歩と言われておるのであります。このような状況におきまして、日本の國土保安に対して、何人もこのままにしてはいかんという考えを持つておられることは言を俟たないのであります。これに対しまして、政府はどういう処置を取つたか。先程お二人の言われた通り、全く軽微な、極めて低調なる施策を持つておつたのでございますが、大体こういうような大きな仕事をするためには、あらゆる良い條件を重ねてやつてもなかなかできないのであります。それがいろいろな仕事に影響されて、そうしてこの根本的な大きな仕事に障害を來すという事実は、どうしてもこのような大きな事実を完成することができないのであります。政府が取つた処置に対しまして二三申上げますと、私が農林委員会におきまして、平野農林大臣に山林の所有権の問題に対して質問いたしました時に、これは所有権の開放並びに所有面積の制限はやらない、こう言つております。又永江農林大臣は、長官会議におきましてもこれと同じような意味のことを言明しておるのでございます。尚三月二十六日に閣議決定に基きまして、政府は通牒をいたしております。開拓用地の取得の前提である開拓適地の調査は、國土の高度利用の観点から、農、林、畜その他の土地利用の調整に十分に慎重を期すべしという通牒を発しておるのでございます。併し私は地方廳に参りましてその係の者に聞いたのであります。このような通牒のあるのを知つておるか、知つておる人が二三人しかおらないのであります。又土地所有開放に関する政府の声明に対しても、一般の森林所有者に聽いて見たところが、誰も殆んど知つておらないのであります。若し政府が本当にこの方針を実現する熱意があるなら、これをあらゆる人達に周知徹底させることが必要であります。この大きな問題は一二の人達によつて解決できません。國民全体の力でなければ解決しないのであります。そこで私は、政府は若し……政府の直轄の官廳のみの通牒で事足りるとせず、日本には非常な大きな報道機関が

ありまして、各一般新聞に依頼いたしまして、これを十分に徹底させるような方向を政府が努力しなければならないと思うのであります。このような重大事件に対し二三の業界新聞に出ただけで、ほんの二三行一般の新聞に書かれたような有様でありまして、私は一二の小さい会社のスト・ライキの記事くらいでも、紙面を割いて頂くように、政府が報道機関に熱意を以て依頼したならば、私共はもつと〳〵この森林の荒廃は防ぎ得たと考えておる者であります。

この森林保存の根本方策といたしましては、所有権の安定が先ず第一であります。今木を植えて直ちにこれを買上げられてしまう。自分が折角育成し、自分の子供のように育て上げた木が、見ている前でこれを伐られたり、踏み躙られたならば、その人が何で植林しようとする意欲を持ち続けることができるでしょうか。我々は全く木を育てるためには算盤で育てておるものではありません。今日植えて明日収穫するのではない。二十年、三十年を要して初めて収獲するのでありまして、恐らく自分の時代においてはその収獲を見ることができない。併しながらこの木を育てるという愛撫感、自分の子供を育てるというような氣持から森林というものは育成されて参つたのでありまして、所有権の安定がなく、今日植えたものが明日極めて安い値段で買取られる。今日一反歩の植林には四千円掛かります。政府においては一万九千幾らという算定をしておりますけれども、実際に植林する者から見れば一反歩四千円、そうして買上げられる時には百円に満たない金で買上げられる。このような状況において誰が植林する者があろう。これは大いに考えなければならないと思うのでありまして、〔「そこだよ」と呼ぶ者あり〕植林に関して、これは算盤でなく本当に意欲を持たせるということが必要であります。そのためには今日問題となつております開拓も必要で、食糧増産のために、或いは社会政策的な意味から開拓も必要だ。それにはつきりとこの利用区分を決めなければならない。その決める根拠はどこにあるか、これは基本調査をしなければならない。実態調査をいたしまして、これは開拓に適地である、これは畜産のために必要だ、こつちは林野として残すべきだ。そのような利用に関して、はつきりとした区分を決めまして、これを法制化して、いずれも安心してお互の途に進むという方法を採らなければ私はできないと思うのであります。我々はどうしても敗戰國民として課された二つの大きな責任を感じております。一つは子供をよく教育すること、一つは山を緑にすることであります。そこで私は植林に対して非常に経費が掛かる、人件費が多いというのに対して、我々は國民運動として奉仕デーというようなものを作らねばならないと考えておるのであります。尚今ある木をできるだけ伐らないようにしなければならない。いわゆる山を裸にしないためには間伐、或いは除伐を強行いたしまして、山を全部裸にしてはならない。十本ある内、五本だけ伐る、或いは一株十本なら五本だけ伐つて五本を残すというので、裸山にはしない。必ずそこには木を残して置く。昔は保山と称して山は全部伐らない。そこには相当な木を残して、子孫の家を建てる時、大きな材木を使うために残しておつたのであります。今日では何もかもすつかりと伐り拂うのでありますが、これではどうしても段々段々禿山が大きくなつて参るのであります。私はそのために一つの法的措置を取つて、必ず山は間伐による、除伐によらなければいかん、こういうことに決めたいと考えておるのであります。

時間がありませんから、結論を急ぎますが、結局は土地利用区分の調整であります。我が國の地形から林野保存の割合は、全面積の七割が必要であります。そうでなければ水源地として、或いは電源として、或いは灌漑のために、その他あらゆる耕地を維持するためにも、七割以上の土地を必要とするのでありまして、この土地を基礎とする各種産業の立地計画を綜合作成して、相互の調整連繋の下に、農業、林業、畜産業の土地利用区分を確定するのであります。これなくしてお互い自分の関係する部門の育成に急にして他を顧みないときに、この回復に二十年、三十年という長き時間を要するこの森林に対して、開拓の問題その他の問題で、これが方法を誤まるようなことがあつては、日本将来のために寒心すべきものと信ずる次第でございます。どうぞ政府におきましても、この差当りの問題のみならず、國家百年のために、思い切つてこれが調整のために、あらゆる手段を講ぜられんことをお願いいたしまして、私の賛成演説といたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の、通告者は終りました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。（拍手）

本決議に対し、芦田総理大臣より発言を求められました。芦田総理大臣。

〔國務大臣芦田均君登壇、拍手〕

○國務大臣（芦田均君）　只今森林保全に関する決議を拝聴いたしました。御趣旨は全く政府においても同感でございます。この問題は我が國、國土保全のために最も重要な問題でありまして、政府においても念頭に置いていないわけではないのでありますが、終戰以来の経済状態、財政の現状に鑑みて、今日まだ十分に施設を行つていないことは、常に不本意に考えておるところであります。本日の決議の趣旨に副うように、急速に諸般の計画について考慮いたしたいと考えております。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時四十三分開議

○議長（松平恒雄君）　休憩前に引続きこれより会議を開きます。この際、日程第二、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、日程第三、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案、日程第四、公認会計士法案、（内閣提出、衆議院送付）以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。尚貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案については、少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

食糧管理特別会計の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年五月二十九日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「四百億圓」を「七百億圓」に改める。

第四條ノ三　政府ハ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ付其ノ事務ノ一部ヲ銀行（日本銀行ヲ除ク以下同ジ）、農業協同組合又ハ農業會ニ委託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ對シ資金ヲ交

付シ銀行、農業協同組合又ハ農業會カ行フ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ必要ナル資金ヲ交付セシムルコトヲ得

農林中央金庫ハ農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）第十六條ノ規定ニ拘ラス前項ノ資金ノ交付ニ關スル事務ヲ行フコトヲ得

第六條中「及附屬雜收入」を「、食糧管理法（昭和十七年法律第四十號）第三十條ノ三第五項ノ規定ニ依ル納付金及附屬雜收入」に改め、「運搬ニ關スル諸費、」の下に「食糧配給公團ヘノ交付金、」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第六條の改正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

〔審査報告書は都合により第六十号附錄に掲載〕

少数意見報告書

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

左の理由により本法案に反対する。

一、貿易資金特別会計では、ガリオワ・ファンド物資の賣上資金を專斷的に繰入れて使用しているが、この資金は別途の会計によつて愼重に処理すべきである。いまの状態では貿易業者だけに與える補給金になつている。

二、以上のような方式によつて不合理な輸出貿易が行われ、物價引上げの有力な根源となつている。

三、故に今日の貿易政策を徹底的に改変すると共に、貿易資金特別会計を刷新すべきである。

吾々は貿易の眞の國営を要求する。

右少数意見報告書を提出する。

昭和二十三年七月一日

財政及び金融委員会

少数意見者　中西　功

参議院議長松平恒雄殿

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十九日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

貿易資金特別会計法（昭和二十二年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項但書中「百億円」を「百五十億円」に改める。

第六條中「借入金、」の下に「貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）第二十條第五項の規定による納付金、」を、「償還金、」の下に「貿易公團への交付金、」を加える。

第七條第一項中「資金運用手数料、」の下に「貿易公團への交付金、」を加える。

別表第一第一号の次に次の一号を加える。

一の二　國以外の者の行う輸出に基く請求権

別表第二第一類第一号の次に次の一号を加える。

一の二　國以外の者の行う輸出に基く請求権に対する支拂金額（未拂金額を含む。）

同類第七号中「同條第二項の規定による借入金」の下に「又は融通証券」を加える。

別表第二第二類第二号の次に次の一号を加える。

二の二　國以外の者の行う輸出に基く請求権に関する戻入金額（未收金額を含む。）

附　則

この法律に、公布の日から、これを施行する。但し、第六條及び第七條第一項の改正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

〔審査報告書は都合により第六十号附錄に掲載〕

公認会計士法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

公認会計士法案

公認会計士法目次

第一章　総則
第二章　公認会計士試驗
第三章　登錄
第四章　公認会計士及び会計士補の義務
第五章　公認会計士及び会計士補の責任
第六章　会計士管理委員会
第七章　業務の取締
第八章　罰則

附　則

公認会計士法

第一章　総則

（定義）

第一條　この法律で「財務書類」とは、財産目錄、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類をいう。

2　この法律で「公表する」とは、公告をすることその他株主、債権者その他多数の者の知り得る状態に置くことをいう。

（公認会計士の業務）

第二條　公認会計士は、他人の求に應じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2　公認会計士は、前項に規定する業務の外、公認会計士の名称を用いて、他人の求に應じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に應ずることを業とすることができる。但し、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3　第一項の規定は、公認会計士が他の公認会計士の補助者として同項の業務に從事することを妨げない。

（会計士補）

第三條　会計士補は、公認会計士となるのに必要な技能を修習するため、会計士補の名称を用いて、前條第一項の業務について、公認会計士を補助する。

2　会計士補は、他人の求に應じ報酬を得て、会計士補の名称を用いて、業として前條第二項の業務を営むことができる。

3　前條第二項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（欠格條項）

第四條　左の各号の一に該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。

一　未成年者、禁治産者又は準禁治産者

二　禁こ以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

三　破産者であつて復権を得ない者

四　國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五　第三十條又は第三十一條の規定により登錄の抹消の処分を受けた者

六　第三十條又は第三十一條の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登錄が抹消され、未だ当該期間を経過しない者

七　税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）、弁護士法（昭和八年法律第五十三号）又は弁理士法（大正十年法律第百号）により許可の取消、除名又は業務の

禁止の処分を受けた者

第二章　公認会計士試験

（公認会計士試験の種類）

第五條　公認会計士試験を分けて、これを第一次試験、第二次試験及び第三次試験とする。

2　第二次試験に合格した者又は第九條各号の規定による第二次試験の免除が全科目に及ぶ者は、会計士補となる資格を有する。

3　第三次試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。

（第一次試験）

第六條　第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、國語、数学及び論文について、これを行う。

（第一次試験の免除）

第七條　左の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験は、これを免除する。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者又は同法第五十七條第二項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者

二　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者

三　高等試験予備試験に合格した者

四　前二号に該当する者の外、会計士管理委員会の定めるところにより、前二号の一に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者

（第二次試験）

第八條　第二次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学、簿記、原価計算、経済学、経営学、財政学、金融論、民法（親族及び相続に関する部分を除く。並びに商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く。）について、これを行う。

2　第二次試験は、第一次試験に合格した者又は前條の規定により第一次試験を免除された者に限り、これを受けることができる。

（第二次試験の一部免除）

第九條　左の各号の一に該当する者に対しては、当該各号に定める科目について、第二次試験を免除する。

一　学校教育法による大学、旧大学令による大学（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する研究により学位を授与された者　商法

二　旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、経済学、財政学及び金融論

三　学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、民法及び商法

四　前條第一項に規定する科目の一又は二以上について高等試験本試験を受け当該試験に合格した者については、当該試験において受験した科目

（第三次試験）

第十條　第三次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、財務に関する監査、分析その他の実務について、これを行う。

（第三次試験受験の要件）

第十一條　第三次試験は、第十二條の規定による実務補習を受けた期間が一年をこえ、且つ、当該期間の外に会計士補として第二條第一項の業務について公認会計士を補助した期間が二年をこえる者に限り、これを受けることができる。

（実務補習）

第十二條　実務補習は、会計士補に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の事務所その他会計士管理委員会の認定する機関において、これを行う。

2　実務補習について必要な事項は、会計士管理委員会規則をもつて、これを定める。

（受験手数料）

第十三條　第一次試験を受けようとする者は、二百円、第二次試験又は第三次試験を受けようとする者は、五百円を、受験手数料として納付しなければならない。

2　前項の規定により納付した受験手数料は、公認会計士試験を受けなかつた場合においても、これを還付しない。

（合格証書）

第十四條　公認会計士試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

（試験の執行）

第十五條　公認会計士試験は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機関が、これを行う。

2　公認会計士試験は、毎年一回以上、これを行う。

（試験の細目）

第十六條　この法律に定めるものの外、公認会計士試験に関し必要な事項は、会計士管理委員会規則をもつて、これを定める。

第三章　登録

（登録の義務）

第十七條　公認会計士又は会計士補となる資格を有する者が、公認会計士又は会計士補となるには、公認会計士名簿又は会計士補名簿に、氏名、生年月日、事務所その他会計士管理委員会規則をもつて定める事項の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、三年間これを有効とする。

3　第一項の登録の有効期間満了の後引き続き公認会計士又は会計士補であろうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

（名簿）

第十八條　公認会計士名簿及び会計士補名簿は、会計士管理委員会に、これを備える。

（登録の手続）

第十九條　第十七條第一項又は第三項の登録を受けようとする者は、登録申請書を会計士管理委員会に提出しなければならない。

2　第十七條第一項の登録の申請書には、公認会計士又は会計士補となる資格を有することを証する書類を添附しなければならない。

3　会計士管理委員会は、前二項の規定により書類の提出があつた場合には、遅滞なく第十七條第一項又は第三項の登録をしなければならない。

（変更登録）

第二十條　公認会計士又は会計士補は、第十七條第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

（登録の抹消）
第二十一條　左の各号の一に該当する場合には、会計士管理委員会は、公認会計士又は会計士補の登録を抹消しなければならない。
一　公認会計士又は会計士補がその業務を廃止したとき。
二　公認会計士又は会計士補が死亡したとき。
三　第四條各号の一に該当するに至つたとき。
四　登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。
（登録の細目）
第二十二條　この法律に定めるもの外、登録の手続、登録の抹消、公認会計士名簿、会計士補名簿その他登録に関して必要な事項は、会計士管理委員会規則をもつて、これを定める。
（外國の法令による有資格者に関する特例）
第二十三條　会計士管理委員会は、会計士管理委員会規則をもつて、外國の法令により公認会計士に相当する資格を有する者に対する公認会計士試験の免除及びその者の登録に関する事項を定めることができる。

第四章　公認会計士及び会計士補の義務

（特定の事項についての業務の制限）
第二十四條　公認会計士は、財務書類のうち、左の各号の一に該当するものについては、第二條第一項の業務を行つてはならない。
一　公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の實任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の團体の財務書類
二　公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者その他公認会計士が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した会社その他の者の財務書類
2　國家公務員若しくは地方公共團体の吏員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二條第一項の業務を行つてはならない。
（証明の範囲の明示）
第二十五條　公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合において、いかなる範囲について証明をするかを明示し、当該財務書類に掲げる事項中特定の事項について証明をしないときは、その旨を明らかにしなければならない。
2　公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその内容を証明書に明示しなければならない。
（信用失墜行為の禁止）
第二十六條　公認会計士又は会計士補は、公認会計士若しくは会計士補の信用を傷つけ、又は公認会計士及び会計士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
（秘密を守る義務）
第二十七條　公認会計士又は会計士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。公認会計士又は会計士補でなくなつた後であつても同様とする。
（廣告事項の制限）
第二十八條　公認会計士又は会計士補は、公認会計士又は会計士補の称号及び專門とする業務を除く外、その技能又は経歴に関する廣告をしてはならない。

第五章　公認会計士補の實任

（懲戒の種類）
第二十九條　公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分は、左の三種とする。
一　戒告
二　一年以内の業務の停止
三　登録の抹消
（虚偽又は不当の証明についての懲戒）
第三十條　公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、会計士管理委員会は、一年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができる。
2　公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、会計士管理委員会は、戒告又は一年以内の業務の停止の処分をすることができる。
（一般の懲戒）
第三十一條　公認会計士又は会計士補がこの法律又は会計士管理委員会規則に違反したときは、会計士管理委員会は、第二十九條各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。
（懲戒の手続）
第三十二條　何人も、公認会計士又は会計士補に前二條に該当する事実があると思料するときは、会計士管理委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
2　前項に規定する報告があつたときは、会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。
3　会計士管理委員会は、公認会計士又は会計士補に前二條に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。
4　前二條の規定による懲戒の処分をしようとするときは、会計士管理委員会は、前二項の規定による調査をし、当該公認会計士又は会計士補にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のため証拠を提出する機会を與えるためこれを聴聞に該当する事実があると認めた場合においてこれを行う。
5　前二條の規定による懲戒の処分は、前項の規定による聴聞を行つた後、相当な証拠により、前二條に該当する事実があると認めた場合においてこれを行う。
（調査のための権限）
第三十三條　会計士管理委員会は、前條第二項又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。
一　事件関係人若しくは參考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
二　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
三　帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
2　会計士管理委員会は、相当と認めるときは、会計士管理委員会事務局の職員をして、事項の処分をさせることができる。
（調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告）
第三十四條　会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。
2　利害関係人は、会計士管理委員会に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。但し、当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。
3　会計士管理委員会は、第三十條

又は第三十一條の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

第六章　会計士管理委員会

（会計士管理委員会の設置）

第三十五條　公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、会計士管理委員会を置く。

2　会計士管理委員会は、大蔵大臣の所轄に属する。

（委員）

第三十六條　会計士管理委員会は、委員五名をもつて、これを組織する。

2　委員は、人格が高潔で、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する年齢三十五年以上の公認会計士のうちから、大蔵大臣が、これを任命する。

3　委員は、國家公務員法第二條第三項第十三号の特別職とする。

（委員の任期）

第三十七條　委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の身分保障）

第三十八條　委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一　公認会計士の登録を抹消された場合

二　この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

三　一年以内の業務の停止の処分を受けた場合

四　会計士管理委員会により、心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと決定された場合

五　会計士管理委員会により、職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があると決定された場合

（罷免）

第三十九條　前條各号に該当する場合には、大蔵大臣は、その委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第四十條　委員長は、委員のうちから、大蔵大臣が、これを命ずる。

2　委員長は、会計士管理委員会の会務を総理し、会計士管理委員会を代表する。

3　大蔵大臣は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（議事）

第四十一條　会計士管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

会計士管理委員会の議事は、出席者の過半数をもつて、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　委員は、自己に関係のある議事については、議決に加わることができない。

4　会計士管理委員会が第三十八條第四号又は第五号の規定による決定をするには、第一項及び第二項の規定にかかわらず、本人を除く全委員の一致がなければならない。

（委員の報酬）

第四十二條　委員は、予算の範囲内で、一般職の國家公務員の最高の俸給よりも高く國務大臣の俸給よりも低い額の範囲内で大蔵大臣の定める額の報酬を受ける。

（事務局）

第四十三條　会計士管理委員会の事務を処理させるため、会計士管理委員会に事務局を附置する。

（地方の事務所）

第四十四條　会計士管理委員会は、その監督の下に、財務局をして、会計士管理委員会事務局の事務の一部を掌らせることができる。

（秘密を守る義務）

第四十五條　委員又は委員の職にあつた者は、正当な理由がなく、その職務執行に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（会計士管理委員会規則）

第四十六條　会計士管理委員会は、この法律で委任された事項その他その職務を行うために必要な事項について、会計士管理委員会規則を制定し、改正し、又は廃止することができる。

2　会計士管理委員会規則は、官報をもつて、これを公布する。

第七章　業務の取締

（公認会計士でない者の業務の制限）

第四十七條　公認会計士でない者は、法律に定のある場合を除く外、他人の求に應じ報酬を得て第二條第一項に規定する業務を営んではならない。

（監査及び証明を受けた旨の公表の禁止）

第四十八條　公認会計士の監査又は証明を受けた場合を除く外、何人も、その公表する財務書類の全部又は一部が監査又は証明を受けたものである旨を公表してはならない。但し、他の法律の規定による監査又は証明があつた場合において、当該監査又は証明があつた旨を公表するときは、この限りでない。

（名称の使用制限）

第四十九條　公認会計士でない者は、公認会計士又は監査士、計理士その他公認会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

2　会計士補でない者は、会計士補又は監査士補、計理士補その他会計士補と誤認させるような名称を使用してはならない。

3　前二項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用することを妨げない。

第八章　罰則

第五十條　公認会計士となる資格を有しない者で第四十七條の規定に違反したもの又は第四十八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前條の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を課する。

第五十二條　第二十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴を待つて、これを論ずる。

第五十三條　第四十九條の規定に違反した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第五十四條　公認会計士となる資格を有する者が、第十七條の登録を受けないで第二條第一項の業務を行つたときは、一万円以下の過料に処する。

第五十五條　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

一　第三十三條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第三十三條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三　第三十三條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

附則

第五十六條　この法律中第六十二條の規定は、公布の日から、その他

の規定は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。但し、第四十七條及び第四十八條の規定は、昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

第五十七條　昭和二十三年八月一日から三年以内に限り、会計士管理委員会の定める時期に、特別公認会計士試験を行う。

2　商学に属する科目に関する研究により学位を授與された者及び左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその職に在つた年数を通算して三年以上になる者は、特別公認会計士試験を受けることができる。

一　計理士

二　学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校における商学に属する科目の教授、助教授又は講師

三　行政機関において会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の團体の財務に関する行政事務を直接担当する職であつて会計士管理委員会の指定するもの

四　銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付その他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。又は会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの

五　前号に掲げるものを除く外、会社又は特別の法律により設立された法人において会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの

六　商学又は財務に関する研究又は調査を目的とする機関で会計士管理委員会の認定するものにおける研究又は調査についての責任ある地位

3　國家公務員法施行前における一級官又は二級官の職であつて会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の團体の財務に関する行政事務を直接担当したものは、前項の規定の適用については、これを同項第三号の規定により会計士管理委員会の指定した職とみなす。

4　特別公認会計士試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。

5　特別公認会計士試験を受けようとする者は、五百円を、受験手数料として納付しなければならない。この場合には、第十三條第二項の規定を準用する。

6　特別公認会計士試験に合格した者には、特別公認会計士試験に合格したことを証する証書を授與する。

第五十八條　特別公認会計士試験は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機関が、これを行う。

第五十九條　特別公認会計士試験の時期、場所、試験科目及び試験の方法については、会計士管理委員会が、これを定める。

第六十條　会計士管理委員会の第一期の委員は、第三十六條第二項の規定にかかわらず、公認会計士以外の者であつて同項に規定する他の條件を備えるもののうちから、これを任命することができる。

2　会計士管理委員会の第一期の委員の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、二年とする。

3　会計士管理委員会の第二期の委員の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、そのうち一人については、一年、二人については、二年、二人については、三年とする。

4　前項に規定する各委員の任期は、大蔵大臣が、これを指定する。

第六十一條　計理士法（昭和二年法律第三十一号）は、これを廃止する。但し、同法廃止前になした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十二條　計理士法第五條の規定による計理士の登録の申請は、この法律公布の日以後は、これを受理しない。

第六十三條　計理士法廃止の際計理士である者は、昭和二十六年七月三十一日までに限り、計理士の名称を用いて、計理士法第一條に規定する業務（第二條第一項の業務に該当するものを除く。以下同じ。）を営むことができる。

第六十四條　前條の規定により、計理士法第一條に規定する業務を営む者については、計理士法第四條、第五條第二項、第七條、第八條、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第四條及び第八條中「主務大臣」とあるのは、「会計士管理委員会」と、第九條中「主務大臣ハ計理士懲戒委員会ノ議決ニ依リ」とあるのは、「会計士管理委員会ハ」と読め替えるものとする。

第六十五條　第四條の規定の適用については、官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、旧判事懲戒法（明治二十三年法律第六十八号）、旧会計検査官懲戒法（明治三十三年法律第二十一号）又は旧行政裁判所長官評定官懲戒令（明治三十二年勅令第三百五十四号）の規定による懲戒免官の処分は、國家公務員法の規定による懲戒免職の処分とみなし、計理士法の規定による業務の禁止の処分は、第三十條又は第三十一條の規定による登録の抹消の処分とみなす。

2　第十一條の規定の適用については、計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間は、これを第十二條の規定による実務補習を受けた期間又は当該期間の外に会計士補として第二條第一項の業務について公認会計士を補助した期間とみなす。

第六十六條　計理士法の規定による計理士試験に合格した者に対しては、公認会計士試験第一次試験は、これを免除する。

第六十七條　大蔵省官制（昭和十七年勅令第七百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一條中「、計理士」を削る。

第七條第十三号を次のように改める。

十三　削除

（会計士管理委員会）

第五條の二　会計士管理委員会に関しては、公認会計士法（昭和二十三年法律第　号）の定めるところによる。

第九條第一項中「及び証券取引委員会」を「、証券取引委員会及び会計士管理委員会」に改める。

第六十八條　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百九十三條中「計理士」を「公認会計士」に改める。

第六十九條　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ二　左ノ事項ニ付キ公認会計士名簿又ハ会計士補名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ

一　公認会計士法（昭和二十三年法律第　号）第十七條ニ依ル登録

公認会計士　金三千円

会計士補　金千五百円

二　公認会計士法第二十條ノ規定ニヨル登録

公認会計士　金百二十円

会計士補　金六十円

第七十條　税務代理士法の一部を次のように改正する。

第二條第二号を次のように改める。

二　公認会計士

第五條第二号中「計理士」を「公認会計士」に、「計理士登録簿」を「公認会計士名簿」に改める。

2　税務代理士が、第六十三條の規定により計理士法第一條に規定する業務を営む者である場合において、計理士登録簿の登録の抹消があつたときは、税務代理士法第五條の改正規定にかかわらず、同法第四條第一項の許可は、その効力を失う。

第七十一條　弁護士法の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者」を、「、辯理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者又ハ公認會計士法（昭和二十三年法律第　号）第三十條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ノ處分ヲ受ケタル者」に、「又ハ業務禁止」を「、業務禁止又ハ登録ノ抹消」に改める。

2　計理士法の規定（第六十四條の規定により効力を有する同法の規定を含む。）により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、弁護士法第五條の改正規定にかかわらず、弁護士たる資格を有しない。

第七十二條　弁理士法の一部を次のように改正する。

第五條第三号中「本法若ハ計理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者」を「本法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者、公認会計士法（昭和二十三年法律第　号）第三十條若ハ第三十一條ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ノ処分ヲ受ケタル者」に改め、「業務禁止」の下に「、登録ノ抹消」を加える。

2　計理士法の規定（第六十四條の規定により効力を有する同法の規定を含む。）により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、弁理士法第五條の改正規定にかかわらず、弁理士たる資格を有しない。

○黒田英雄君登壇、拍手

○黒田英雄君　只今上程せられました三法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果についてまする御報告をいたします。先ず食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について御説明をいたします。この法案の提案の理由とその内容の大要を御説明申上げますが、食糧管理特別会計の運営の円滑を期しまするために、食糧証券及び一時借入金の限度額を引上げる必要があるのと、その外買入代金の支拂方法、食糧配給公團との関係につきまして、必要な改正をするために提案をしたというのであります。

その内容は、食糧管理特別会計の食糧証券及び一時借入金の限度を四百億円から七百億円にするのであります。本年度の食糧資買計画に基きまして、所要資金を推算いたしまするに、供出の最盛期と目せられます昭和二十四年一月におきまして約六百億円と予想せられます。それに供出数量の増加、供出期日の短縮、買掛代金の回収までの期間に要しまする資金等の需要増加を約八十億円と見まして、それに若干の余裕を見込んで七百億円の資金を必要とするというのであります。食糧買入代金は従来專ら農林中央金庫を通じまして、農業会系統で支拂をして來たのでありまするが、このたび供出者の利便を考慮されて、農業協同組合系統の外に任意の市中銀行においても、これが支拂を受けることができることにいたしたのであります。次は食糧配給公團の人件費、事務費の公團に対しまする交付金と公團からの納付金が、従來一般会計に属しておつたのでありますが、これをこの会計の所属とするというのであります。

次に質疑に入りまして、政府現在の手持米はどれぐらいあるか。これを新米價による場合は、差益金は何らかの形で農村に還元するのであるかという御質問に対しましては、六月一日では約七百万石あるのであるが、これを新米價が決まつて、それで消費者に配給すれば、差益金が相当あるのであるが、千七百五十円で買つた米であるが、これに所要の中間の経費を加算されるので同一價格とはならないけれども、殆んど同様の價格を続けたいと思つておるので、差益金はないと思つておるという答弁であつたのであります。次に公團の監督はどういうふうにしておるか。公團のマージンはどれぐらいかという質問に対しまして、これは農林大臣が監督しておるのであるが、公團の各支局については、監督權の必要な部分を都道府縣知事に委任することができる規定になつておるので、従來食糧営團に対して府縣知事が持つておつた程度の監督權を、委任して監督しておる。公團のマージンは大消費府縣と生産縣とで違うのであるが、大体俵当り四十九円八十八銭になつているということであります。次に今回の改正で、農林中央金庫、農業会の外に、新たに日本銀行、普通銀行が介入するのは如何なる見地からであるか。供米の方面でも農業会、協同組合が一手に引受けておつたが、その中に一般商人も加わるようになるのであるかという御質問に対しましては、今年の馬鈴薯から新らしい集荷制度ができて、従來のような農業会、協同組合の一元的集荷制度を改めて、一定の資格條件を持つておる者は、農業会、協同組合でありましても、その他一般の業者でもよろしいということになつた結果、

○議長退席、副議長着席

一般業者が集荷する場合に農業会、協同組合から金融することができないので、一般金融機関から決済する外はない関係でこういうふうにしたのである。併しこれは政府からいずれにするようにというような指令をするのではなくして、全く農家の選択に任すもので、その他農業会系統の方が倉庫を持つておる関係でその方が有利ではないかと思つておる。次に、今回の増額は三百億円であるが、新麦、新馬鈴薯の新價格を見込んであるか、又米價改訂後の処置はどうするのであるかという質問に対しましては、麦、馬鈴薯の暫定價格を見込んでおらない。新米價も同様に見込んでないのである。近く麦、馬鈴薯の本格的決定をされると思うが、新米價も相当値上りを見ると思う。新米價は正式決定すれば幾らか違うと思うが、予算には三千三百八十円という價格が出ておるのである。こういうことになりますというと、そうなれば内閣は三百億円では足りないので、直ぐ追つ駈けて八百億円の増額、即ち限度千二百億円とする法案を提出しようと思つておるのであるというふうな答弁であつたのであります。

かくて質疑を終了いたしまして、討論に移つたのでありまするが、民主党の石川委員からいたしまして、本年度

の食糧買貸計画に基いて所要の資金を推定すると、新米價によりますれば、供出の最盛期と目せられる來年の一月は約千億円程度が予想せられる。これに供出数量の増加と供出期間の短縮による所要金額等を見込みますというと、約千百五十億円の資金を要することになる。これに多少の余裕を見込んで千二百億円とすることが適当であると思うのである。政府委員の答弁もそういうふうであるから、この法案の第四條ノ二中「四百億円」を「七百億円」とするのを、この七百億円を千二百億円と修正したいという修正の意見が出たのであります。かくて採決に入りまして、石川委員の提出の修正案を採決いたしましたところ、全会一致で可決せられました。次に本案全部を議題に供しまして、全会一致を以て修正をいたして可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案について御説明をいたします。

貿易資金特別会計の借入金又は融通証券の発行限度は、現在百億円となつておるのでありまするが、現在その余裕額は二十四億円に過ぎない状況であるのであります。然るに本年度中において輸出物資の買入等に要しまする資金の支出額は、約六百十四億余万円となるのに対しまして、輸入物資の賣拂代金等の資金受入額約五百四十二億余万円となりますので、今日の余裕金二十四億円を計算に入れましても、この年度中現金支拂上約四十八億余万円の資金不足となる計算であるのであります。これに多少の余裕金を見込んで、現行の百億円を百五十億円に引上げようというのであります。

次に貿易公團の人件費事務費は、これを一般会計から交付金として交付し、又同公團の剰余金は、これを一般会計に受入れることになつているのでありまするが、これを貿易資金特別会計の所属といたしまして、経理を明確にすることが適当であると考えて、必要な改正を加えたというのであります。

次に貿易資金運用の範囲の拡張でありまして、從來の輸出は國営の方法によつておりまして、制限附民間貿易の場合におきましても、貿易廳が輸出業者からその輸出物資を買上げまして、貿易廳が外國のバイヤーと契約をして、これを賣却する建前であるのでありますが、今回民間貿易の取引を円滑にしまするために、輸出業者が直接にバイヤーと契約をして、これを履行し得ることとして、その代金の請求は、輸出業者が外國爲替手形の振出人となり、日本側機関を通じて、日本の外國銀行にその手形の買取を依頼することに手続が改正になるに伴いまして、この民間業者の輸出に基く請求権を政府で買取り、集中することが必要と思われまするので、この請求権についても、貿易資金を運用し得る途を開こうとするのであります。

本法案は商業委員会と関係が深いのでありまするので、連合委員会を開催いたしまして、数回に亙りこれを開きまして慎重審議をいたしたのであります。各委員から熱心なる質疑又意見の開陳があつたのでありまするが、これは非常に長いのでありますから、速記録に讓ることをお許しを願いまして、ただそのうちの二三を御紹介いたします。先ず今回民間貿易となつた場合の資金資材の面が、果して今まで通り円滑に行くかどうか、非常に懸念であるという御質問に対しましては、貿易廳長官は、今回輸出業者がみずから契約の当事者となつて、先方の業者と契約をするに要しまする申請を貿易廳に出し、貿易廳はこれを許可するという書類を出しますというと、その許可書によりまして、日本銀行が貿易手形のスタンプを捺すことになつているから、從來と同様に金融上の便宜が得られると思う。資材についても同様である。変化はないと思うという答弁であつたのであります。又最近物價の改訂が行われました場合において、輸出品の物價が上り、自然ドルの交換比率も変わると思うが、五十億円の増額でいいのであるかという御質問に対しましては、これは現在の物價によつて算出しているものであるが、物價が改訂されますれば、輸出品の買入價額も大体同じ足並で上るものと考えられるので、大体五十億円でいいと思うという答弁でありました。次に貿易関係の政府支拂が遅れるので、業者は非常に困つているというような御質問に対しては、誠に手不足であるけれども、併し十分に努力しているのであるが、例えば綿糸の織工賃の決定が非常に遅れるので、こちらで拂いたくても拂えない場合もあるのである。併し業者の意欲を阻害するようなことがあつてはならんのでありますから、せいぜい迅速にやりたいと努力しているということでありました。又ドルに対しまする円の換算率の関係からいたしまして、勢い企業経営の合理化を必要とするようになつて來るのではないかというふうな質問に対しましては、それは誠にその通り必要であるのであつて、例えば三百五十では損であるから、三百五十五にしなければいけないというようなものにつきましては、コストを下げて三百五十で我慢して貰うというような例もあるのであつて、十分に企業の合理化が必要になつて來ると思うということでありました。次に我々が日常國内で使う綿糸布類の原料はどうなつているかということに対しましては、大体綿花を輸入しまして、加工して輸出しますと、大体原料代の二倍くらいになるのでありますが、米國の商品金融会社との契約は大体六割は輸出する。四割は國内に残して需要に当てるという約束になつているのであります。実際は七割くらいを輸出しているということでありました。貿易手形の割引がなかなか円滑に行われないという御質問に対しましては、貿易手形の割引が容易に行われないとの声も聞いているのであるが、これは日本銀行でも必ず枠内に限るという意味でもないのであります。今日のインフレーションの時期において、インフレーションの促進になつては却つて貿易を阻害することになるのであるから、大いに考慮を要することであるので、又一面業者の側にも罪があつて、貿易手形で得た資金を固定の設備等に使つて、次の貿易資金で当てるというようなことがあるので困るのである。併し十分円滑にするように努力するということでありました。次にいろいろな基金、ガリオア・ファンド、その他のファンドによつて得たところの円資金はこれを別会計として整理するのが当然ではないかというような御質問でありまするが、これについては少数意見として、後で中西委員が述べられると思いますから詳しく申上げません。

が、私達といたしましては、理論上そうであるが、今のところ輸入の商品がどのファンドに属しているか、一般資金の商品であるか、これは先方で処理せられることであつて、こちらでは分らないし、知らされていないので、判然と区別がつかないので、そういうことはちよつと困難であるというようなことであつたのであります。その他爲替レートの問題であるとか、輸出品に関しまする物價決定の問題とか、資材割当、入手に関する問題、輸出物資滯貨の問題、いろ〳〵の点につきまして非常に熱心なる質疑應答が交されたのでありますが、これは速記録に譲ることをお許しを願いたいと思います。

かくて採決の結果、本案は多数を以て、原案通り可決すべきものなりと決定いたしたのであります。

次に公認会計士法案について御説明をいたします。企業の経理が複雑となつて、財務書類が企業と投資者との間を結ぶ殆んど唯一の繋がりとなつておりまする今日におきまして、企業の経理を公正にして、財務書類の眞実性を確保しますることは、民主的且つ合理的な経済の基礎を確立するために欠くことのできないことであるのであります。殊に今後我が國が民間外資の導入を図りまする場合に、このことは必須の前提條件となつて参るのでありまして、この要請を満たすためには、米國とか英國に見られるような自由職業者として高い社会的信用を有する多数の会計士を必要とするのでありますが、我が國の現状におきましては、從來から計理士の制度はあるのでありますが、この要請に應じまするためには、遺憾ながら未だ不満足な状態にあるのであります。そこで政府は公認会計士制度を設けまして、できるだけ速かに世界的水準に達する公認会計士を養成しまして、諸外國の信頼に値する企業の財務書類の監査証明が行われまして、これによつて外資が安んじて我が民間企業に投資され得る態勢を、一日も速かに確立することが必要であると認めて、この法案を提出したというのであります。

法案の内容について簡單に申上げまするが、財務書類の先ず定義をいたしまして、財産目録、貸借対照表、損益決算書、その他の財務に関する書類といたしておるのであります。公認会計士は、他人の求めに應じまして、報酬を得て財産書類の監査又は証明をすることを業とする者を言うことにいたしておるのであります。又公認会計士となるに必要な技能を修習するために、会計士補というものを認めまして、公認会計士を補助しますことができます。又会計士補の名前を以ちまして公認会計士と同じような業務を営むことができるようにいたしたのであります。次に公認会計士或いは公認会計士補となりますのには、立派な國家試験に合格して所定の登録をした者であることを要するのであります。試験は第一次試験、第二次試験、第三次試験を受けることになつておるのであります。第一次試験は第二次試験を受けるに相当な学力があるかどうかを判定するものでありますが、第二次試験は会計士補となるに必要な専門的学識を有するかどうかを判定するのが目的であります。第三次試験は、公認会計士となるに必要な高等の専門的應用能力を有するかどうかを判定することを目的といたしまして、実務について行うことになつておるのであります。第一次、第二次試験を受けることを免除される一定の資格を規定しておるのであります。そうして会計士試験は毎年一回以上行うことになつておるのであります。次に公認会計士又は会計士補の欠格の規定を置いております。次に公認会計士は会計に関する監査、証明をすることについて独占権を與えられておるのでありまするから、高い品位と技能を常に保持することを要求せられまして、公認会計士及び会計士補の義務、責任に関する詳細なる規定を設けて、義務に違反したときには嚴格な懲戒処分をすることになつておるのであります。これに関する詳細なる規定を設けておるのであります。次に公認会計士の監督は、一般の行政官廳をしてなさしめることは不適当であるというので、大藏大臣管理の下に会計士管理委員会を設けて、試験の施行、登録、懲戒等の事務を掌ることにいたしておるのであります。会計士管理委員会は委員五名で組織して、年齢三十五年以上の公認会計士の中から大藏大臣が任命して、身分保障、報酬等の規定を設けておるのであります。旧計理士法はこれを廃止しまして、現在の計理士等は公認会計士となる特別の途を開きまするために、特別試験の制度が設けられまして、又現在計理士の業務を営んでおりまする者は、本法施行後三年間その業務を行うことを認める等、所要の経過規定を設けておるのであります。この法律制定に伴いまして、大藏省官制、証券取引法、登録税法、税務代理士法、弁護士法及び弁理士法等に必要な改正を行うこととしておるのであります。

本案につきましては、衆議院において修正があつたのであります。その修正は、第一に、二十五條に会計士が証明書の範囲等の規定があるのでありまするが、これがまだ不十分であるというので、これを修正した点と、第二には、三十二條の第四項で懲戒の手続のことを規定しておるのでありますが、懲戒の対象となる公認会計士の弁護権を尊重する趣旨の修正があるのであります。第三点は、懲戒手続の調書の閲覧のことでありますが、これに必要な修正をいたしたのであります。原案の第五十七條に規定する特別公認会計士試験の施行の期間を、原案では二年とあつて、二年で打切ることになつておりますが、これは短きに過ぎるというので、これを三年に修正をし、又計理士補の特別試験を受けまするのに、計理士等の地位に五年以上あつた者でなければ特別試験を受けられないことになつておりますが、少し嚴格であるというので、これを三年に修正をしておるのであります。第五に、本法施行の際に計理士の業務を営んでおる者の地位を尊重するという趣旨からいたしまして、これらの者が計理士の名称を用いて業務を行える期間を、原案は第六十三條におきまして施行後二年間ということになつておりましたのを、これを一年延長しまして、昭和二十六年の七月三十一日までというふうに修正があつたのであります。

かくて質疑に入りまして、諸外國におきまする会計士制度の実情はどうかという質問に対しましては、自由職業者としてこの会計士が最も早く発達したのはイギリスでありまして、十九世紀の中頃から企業の財務の監査及び証明を業とする会計士ができて、彼等は自己の信用と名声を維持するために、

自治的に協会を組織して、厳重な入会資格を設け、一定の試験と見習期間を経た者のみを入会させて、又会員には自治的に規律を設けまして、懲戒処分等を行つている。その最も有名な協会はチヤーター・アカウンタント協会で、社会的信用を有しておるということであります。アメリカにおきましては、英國に遅れたのでありますが、今日その発達は英國に匹敵する状況でありまして、法制としてはニューヨーク州その他の州法で一定の試験と見習期間を経た者にCPAという称号を與えまして、若干の義務規定と罰則を設けておるのであります。この外にCPA有資格者と無資格者が集つて、イギリスと同様の協会を結成して、自治的規律に服しておる状況であるということでありました。

かくて質疑を終りまして討論に入り、採決をいたしましたところ、全会一致を以て本案は衆議院修正通り可決すべきものなりと、決定をいたした次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

○副議長（松本治一郎君）　少数意見者から報告することを求められております。報告時間は五分間に制限いたします。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕

○中西功君　今本議院の全神経が予算に集中しておるわけであります。こういうふうなときに、私が敢てこの貿易資金特別会計について少数意見を述べようといたしますのは、この貿易資金特別会計が、又今日の貿易問題が、極めて深刻な、又大きな問題であるからでありまして、この現在の貿易関係に終つておりますところの本当の問題を、私達は眞剣に考えなければならない。そういう見地から敢て少数報告をいたす次第であります。

この貿易資金特別会計それ自体につきまして、非常に大きな問題は、端的に申しますれば、ガリオア・ファンドの物資を資拂つたところの資金、これは三百億を超えると思うわけでありますがこの資金が一体どのように会計されておるのか、極めて不明瞭であろ、こういう点であります。この資金はすでに御存じの如く、ガリオア・ファンドにより與えられたものでありまして、決して單なる輸出入の資金ではないのであります。この資金は將來の講和会議或いは平和條約において、如何に決定されるかまだ十分判明いたしておりませんが、ともかくも今日において我々日本國民の一つの負債として、はつきりドル会計には載つておるのであります。こういうふうな資金を、これを物資を資拂いまして得た円資金、これは日本政府の手に入る資金であります。この資金が我々に渡された予算書のどこにも載つていない。又貿易資金特別会計におきましてもその中に載つていない。更に貿易長官その他に聽きましても、一体この中にどれだけそうした種類の資金があるか、こうはつきり聽きましても、十分な回答が得られない。全くこの資金は一体幽霊のように、ぼかされておるというのが実情でありまして、極めて不明瞭なものであります。我々はどうしてもこれをはつきりした一つの会計に整理して、國民にこういうふうな資金は、こういうふうに使つておる。或いは又使うについても、当然國会の承認を得て、それを使うべきであると思うのでありますが、そういうふうなことは一切せずに、全く雲の上で非常にぼやかしておる。これは恰かも現在の芦田内閣が、極めて不明瞭な内閣であるということを、最もよく象徴しておるように思われるのであります。私達はこういうふうなことは一日も許されない、そういう意味で貿易資金特別会計の、この会計の仕組を直ぐさま即時改革すべきであると考えるのでありますが、政府の方では殆んどそういう意思がないかのような答弁であります。これが私達が、これについて重大な異議を挿む第一点でありますが、更にもつと遡ればこれは今日の貿易関係自体に根本問題があるのであります。今日貿易再開以來、いろいろ今日の日本政府のやり方の貿易が、恰かも日本を復興するかのような幻想を沢山與えておりますが、実際端的に申しますればアメリカの二トン半の小麦と、日本産の十トン半の小麦とを交換しておる。こういうのが今日の貿易の実態でありまして、これは決して詭弁ではございません。今の具体的資料から御出せば、こういう結果が出て來ます。そうしてこの結果貿易資金関係においては、ものすごい赤字が実際に出ておるのであります。そうしてそれは一方においては、インフレを促進する重大な要因となり、又実際に日本の國民の富を海外に切賣りしておると、こういうふうな現象をもたらしておるのでありますが、併し実際には貿易資金特別会計自体には、余り赤字がないように見えます。この赤字がないように見えますのは先きのように即ちガリオア・ファンドの資金を、これに繰入れておるというような結果、現れて來たのでありまして、若しガリオア・ファンドの資金を特別会計に整理いたしましたならば、この貿易資金会計は大きな赤字になり、そのことによつて國民は一般会計から、ものすごい資金が繰入れられる結果、これに対する非常な批判が起つて來るのでありますが、それを恰かも防ぐかのように、恰かも赤字を隠蔽するかのように、現在の貿易資金会計が作られておる。ここに重大な問題があるのであります。こういう点は、今日の貿易が如何におかしな、不利な関係で行われておるか。そうしてその結果ガリオア・ファンドの資金も本当の正しいところには使わず、むしろこういうふうなところに流用されて、内外の商人だけが利益しておる。そうして結果として日本のインフレを激化しておる。こういうふうな事態に対しては、我々國民はもつと眞剣な目を向けて、これを徹底的に改革しなければ、幾らその他の面でいろいろの批判をし、改革をいたしましても、大穴が抜けておる。そうしてここから結局大きなインフレが來るというふうなことは、或いは國民生活の破綻が來るということは必定であると思いますので、そういう点を特に防ぐ、私は注意を喚起したい意味で少数意見を述べた次第であります。終りといたします。（拍手）

○副議長（松本治一郎君）　これより採決をいたします。先ず食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決でございます。委員長報告通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔起立者多数〕

○副議長（松本治一郎君）　過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○副議長（松本治一郎君）　次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を願います。

〔起立者多数〕

○副議長（松本治一郎君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（松本治一郎君）　次に公職会計士法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を願います。

〔起立者多数〕

○副議長（松本治一郎君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（松本治一郎君）　日程第五及び第九までを後廻しにし、この際日程を変更して、日程第一〇、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、日程第一一、船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、日程第一二、理容師法の一部を改正する法律案（衆議院提出）以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本治一郎君）　異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十六日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長　松平恒雄殿

厚生年金保険法等の一部を改正する法律

厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第三條第一項中「又ハ俸給及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を「、俸給、手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

報酬ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ行政廳之ヲ定ム

第四條第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三百圓	四百五十圓未満
第二級	六百圓	四百五十圓以上七百五十圓未満
第三級	九百圓	七百五十圓以上千五十圓未満
第四級	千二百圓	千五十圓以上千三百五十圓未満
第五級	千五百圓	千三百五十圓以上千六百五十圓未満
第六級	千八百圓	千六百五十圓以上千九百五十圓未満
第七級	二千百圓	千九百五十圓以上二千二百五十圓未満
第八級	二千四百圓	二千二百五十円以上二千五百五十圓未満
第九級	二千七百圓	二千五百五十圓以上二千八百五十圓未満
第十級	三千圓	二千八百五十圓以上三千百十五圓未満
第十一級	三千三百圓	三千百五十圓以上三千四百五十圓未満
第十二級	三千六百圓	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未満
第十三級	三千九百圓	三千七百五十圓以上四千五十圓未満
第十四級	四千二百圓	四千五十圓以上四千三百五十圓未満
第十五級	四千五百圓	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未満
第十六級	四千八百圓	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未満
第十七級	五千百圓	四千九百五十圓以上五千二百五十圓未満
第十八級	五千四百圓	五千二百五十圓以上五千五百五十圓未満
第十九級	五千七百圓	五千五百五十圓以上五千八百五十圓未満
第二十級	六千圓	五千八百五十圓以上六千百五十圓未満
第二十一級	六千三百圓	六千百五十圓以上六千四百五十圓未満
第二十二級	六千六百圓	六千四百五十圓以上六千七百五十圓未満
第二十三級	六千九百圓	六千七百五十圓以上七千五十圓未満
第二十四級	七千二百圓	七千五十圓以上七千三百五十圓未満
第二十五級	七千五百圓	七千三百五十圓以上七千六百五十圓未満
第二十六級	七千八百圓	七千六百五十圓以上七千九百五十圓未満
第二十七級	八千百圓	七千九百五十圓以上

標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ハ被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ増減アリタル日ノ現在ニ依リ之ヲ變更ス

前項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ變更ハ報酬ニ増減アリタル日ノ屬スル月ノ翌月（報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ之ヲ爲ス

第二十二條ノ規定ニ依ル被保険者ノ標準報酬ハ引續キ從前ノモノニ依ル但シ其ノ者ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ減額ス

第五項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二　被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一　月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シタル額ノ三十倍ニ相當スル額

二　日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同樣ノ業務ニ從事シ同樣ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日

ノ属スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三　前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四　前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

五　同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ同項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス

第五條中「、養老年金、障害年金、遺族年金、脱退手當金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條若ハ第五十一條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキ」を削る。

第十一條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

前項ノ規定ニ依ル督促狀ハ納付義務者ガ健康保險法第十一條ノ規定ニ依リ督促ヲ受クル者ナルトキハ同法同條ノ規定ニ依ル督促狀ニ併記シテ發スルコトヲ得

行政廳ハ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料トシテ十圓ヲ徴収ス但シ前項ノ規定ニ依ル督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料ハ之ヲ徴収セズ

第十一條ノ二　前條第一項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ保険料額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ保険料完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴収ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　納入ノ告知書一通ノ保険料額百圓未滿ナルトキ

一　納期ヲ繰上ゲ徴収ヲ爲ストキ

三　納付義務者ノ住所及居所ガ國内ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

延滞金ハ督促狀ニ指定シタル期限迄ニ保険料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ之ヲ徴収セズ

第十四條　削除

第十五條　削除

第十六條本文中「事業所」を「事業所（事務所ヲ含ム）」に改め、同條但書ヲ削リ、同條第一号（ト）中「物ノ販賣」の下に「又ハ配給」を加え、同條第二号を次のように改める。

國又ハ法人ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

第十六條ノ二第二項中「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改め、同條を第十六條ノ四とする。

第十六條ノ三「第一項中「前條」を「第十六條」に改め、同條を第十六條ノ三とし、同條の前に左の一條を加える。

第十六條ノ二　前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ厚生年金保險ノ被保險者トセズ

一　國、地方公共團體又ハ法人ニ使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

（イ）　恩給法ノ適用ヲ受クルモノ

（ロ）　法律ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員

（ハ）　吏員

（ニ）　都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者

（ホ）　都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業所ニシテ前條第一號（ト）乃至（ル）ニ揭グルモノノ事業所ニ使用セラルル者

二　船員保險ノ被保險者

三　臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ揭グルモノ但シ（イ）ニ揭グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ（ロ）ニ揭グル者ニシテ一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（イ）　二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

（ロ）　日日雇入レラルル者

四　事業所ノ所在地ノ一定セザル事業所ニ使用セラルル者

五　季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六　臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七　生命保險會社ニ使用セラレ保險契約者ノ募集勧誘ニ從事スル者ニシテ常時一定ノ報酬ヲ受ケザルモノ

第十七條第一項中「第十六條ノ二」を、同條第二項中「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改める。

第十八條中「第十六條ノ二」を「第十六條ノ三」に改める。

第十九條及び第二十條中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に、「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改める。

第二十條ノ二第一項中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に改める。

第二十二條第一項中「ハ政令ノ定ムル所ニ依リ」を「其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ申請ヲ爲ストキハ其ノ者ハ」に改め、同條第二項を次のように改める。

前項ノ期限ヲ經過シタル後ノ申請ト雖モ行政廳ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ申請ハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ヲ滞納シ第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザリシモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル被保險者ニ關シテハ老齢、脱退又ハ死亡ニ關スル保險給付（寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金ヲ除ク）ニ限リ之ヲ爲スモノトス

第二十三條　前條ノ規定ニ依ル被

保険者ハ左ニ掲グル場合ノ一ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日（第三號ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一　死亡シタルトキ

二　第十六條、第十六條ノ四及第十七條ノ規定ニ依ル被保險夫タリシ期間ト同條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ二十年ニ達シタルトキ

三　第十六條、第十六條ノ四又ハ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ

四　被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ

五　保險料（初テ納付スベキ保險料ヲ除ク）ヲ滯納シ第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セサルトキ

第三章中「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に、「報酬月額」を「標準報酬月額」に改める。

第二十四條第四項中「差額」を「一時金」に改める。

第二十五條中「前條」を「前條及第二十五條ノ二」に、「同條ノ規定ニ依リ計算シタル期間」を「前條及第二十五條ノ二ノ規定ニ依リ計算シタル期間」に、「實期間ハ同條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス」を「實期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」に改める。

第二十五條ノ二　第二十四條第一項、第三項及第四項ノ規定ハ坑内夫タル被保險者ガ坑内夫タル被保險者以外ノ被保險者ト爲リタル場合又ハ坑内夫タル被保險者以外ノ被保險者ガ坑内夫タル被保險者ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者（屆出ヲ爲サザルモ實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）、子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ當該被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第一項ノ規定ニ拘ラズ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歳以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ之ヲ遺族トセズ但シ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條ノ二　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ揭グル順位ニ依ル

父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ヲ後ニシ實父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス」先順位者タルベキ者ガ後順位者タルベキ者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タルベキ者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ハ其ノトキヨリ之ヲ適用ス

第二十六條ノ三　第三十三條、第三十四條、第三十八條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

前項ノ一時金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ同項ニ揭グル順位ニ依ル前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ四　前條第一項ノ規定ニ該當スル遺族ナキ場合ニ於テ同條同項ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

二　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十五歳以上ノ寡婦

三　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十五歳以上ノ鰥夫

四　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時十六歳未滿ノ子

五　前各號ニ揭グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條中「及遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金」に改め、同條に左の一項を加える。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金

ハ毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ権利ヲ失ヒタル場合ニ於テノ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第三十三條中「死亡シタル際」の下に「（其ノ者ノ死亡當時胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族年金ノ支給」に改め、同項に左の但書を加える。

但シ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十六條第一項中「政令ノ定ムル期間内」ヲ「其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日（健康保險ノ被保險者タル被保險者ニ在リテハ健康保險法ニ依ル療養ノ給付ヲ受ケタル日）ヨリ起算シ二年以内ニ」、「政令ノ定ムル程度」を「別表第一ニ定ムル程度」ニ、「又ハ一時金」を「別表第二ニ定ムル程度ノ廢疾ノ狀態ニ在ル者ニハ一時金」に改める。

第三十七條第一項を次のように改める。

障害年金又ハ障害手當金ノ額ハ平均標準報酬月額ニ別表第三ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第三十七條ノ二　別表第一ニ定ムル廢疾ノ程度ニ該當スル因リ障害年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ在ルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス

一　障害年金ヲ受クル者ガ廢疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歳未滿ノ子

二　障害年金ヲ受クル者ガ廢疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ配偶者又ハ子

第三十八條中「死亡シタル際」の下に「（其ノ者ノ死亡當時胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族年金ノ支給」に改める。

第三十九條第三項中「前項」を「第一項」に改め、同條同項中「死亡シタル場合」の下に「又ハ寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺児年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ在ル場合」を加える。

第四十條　養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給スル

一　年金ノ額ガ異ナルトキハ其ノ額ノ中最高額ノ年金

二　養老年金ノ額ト障害年金ノ額トガ同ジトキハ障害年金

三　二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十五條第一項又ハ第三十六條第一項但書前段若ハ第四十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ爾後前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第四十六條中「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に、「死亡シタルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由」を「左ノ各號ノ一」に、「至リタルトキハ」を「至リタルトキハ其ノ者ハ」に、「後順位者」を「同順位者ナクシテ後順位者」に改め、同條に左ノ四号を加える。

一　死亡シタルトキ

二　婚姻（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）シタルトキ又ハ養子緣組（届出ヲ爲サザルモ事實上養子緣組ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リタルトキ

三　子又ハ孫（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ者ヲ除ク）ガ十六歳ニ達シタルトキ

四　不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ爲遺族年金ヲ受クル者ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第四十六條ノ二第一項中「所在不明ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者ニ支給スベキ」を加え、同條第二項中「期間中」の下に「其ノ停止シタル」を加え、「當該次順位者」を「同順位者又ハ次順位者」に改める。

第四十七條中「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に、「場合」を「際被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎児タル子在ルトキハ其ノ「後順位者」を「者」に改める。

第五節を第六節とし、以下第七節まで一節ずつ繰下げ、第四十七條の次に左の一節を加える。

第五節　寡婦年金、鰥夫年金及遺児年金

第四十七條ノ二　被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル被保險者ガ死亡シタル場合若ハ被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以内ニ死亡シタル場合又ハ別表第一ニ定ムル廢疾ノ程度一級ニ該當シタル因リ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ノ寡婦若ハ鰥夫又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺児年金ヲ支給ス但シ遺児年金ハ同一ノ事由ニ因リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ支給スベキトキハ其ノ期間之ヲ支給セズ

第四十四條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條ノ三　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺児年金ノ額ハ前條ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ平均標準報酬月額ノ二日分トス

遺児年金ヲ受クベキ子二人以上在ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓ヲ增額シタル額ヲ以テ遺児年金ノ額トス

第四十七條ノ四　第二十六條ノ六第一項第二號ニ規定スル子在ルトキハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條第一項ノ寡婦年金ノ額

ヲ加給ス

第四十七條ノ五　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第四十六條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十七條ノ六　寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給ス

第四十六條ノ二ノ規定ハ遺兒年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條ノ七　寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際(第四十七條ノ二第一項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際)遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際(第四十七條ノ二第一項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際)他ニ遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ一時金ノ額ハ第四十七條ノ二第一項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ者ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脱退手當金ニ相當スル額トス

第三十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條　被保險者タリシ期間五年以上二十年未滿ナル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歳ヲ超エタルトキ若ハ五十歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脱退手當金ヲ支給ス

被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル被保險者ガ死亡ニ因リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タリ、健康保險法ノ規定ニ依ル傷病手當金若ハ出産手當金ノ支給ヲ受ケ、又ハ失業保險法ノ規定ニ依ル失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脱退手當金ハ之ヲ支給セズ

第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二若ハ第四十七條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十九條中「別表第二」を「別表第四」に改める。

第四十九條ノ二を削る。

第五十二條第一項中「障害手當金又ハ遺族年金」を「障害手當金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金」に、同條第二項中「第三十九條若ハ第四十七條」を「第三十九條、第四十七條若ハ第四十七條ノ七」に、「遺族年金」を「遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺兒年金」に、「後順位者」を「同順位者又ハ後順位者」に改める。

第五十五條中「障害年金又ハ遺族年金、」を「障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金」に改める。

第五十七條第一項を次のように改める。

國庫ハ保險給付ノ計算ノ基礎ト爲リタル被保險者タリシ期間ニ付キ左ノ區別ニ依リ保險給付ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

一　被保險者タリシ期間ノ全部ガ坑內夫タル被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ二

二　被保險者タリシ期間ノ全部ガ坑內夫タル被保險者以外ノ被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一

三　被保險者タリシ期間ノ一部ガ坑內夫タル被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ノ外坑內夫タル被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬月額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乘ジテ得タル額ノ其ノ額ト坑內夫タル被保險者以外ノ被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬月額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乘ジテ得タル額トノ合算額ニ對スル割合ヲ其ノ保險給付ニ要スル費用ニ乘ジテ得タル額ノ十分ノ一

第五十八條第二項を削る。

第五十八條ノ二　保險料額ハ第二十四條第一項(第二十五條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第二十四條第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

保險料率ハ坑內夫タル被保險者ニ關シテハ千分ノ百二十三、其ノ他ノ男子タル被保險者ニ關シテハ千分ノ九十四及女子タル被保險者ニ關シテハ千分ノ五十五トス

第六十條ノ二　毎月ノ保險料ハ翌月末日(第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ十日)迄ニ之ヲ納付スベシ

行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以內ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上

ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十條ノ三　保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受ケルトキ

二　被保險者ノ使用セラルル事業所ガ廢止セラレタルトキ

三　強制執行ヲ受クルトキ

四　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五　競賣ノ開始アリタルトキ

六　被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

第六十一條　事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料（被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタル場合ニ於テハ前月分及其ノ月分ノ保險料）ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ控除シタルトキハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作成シ其ノ控除額ヲ被保險者ニ通知スベシ

「第五章　審査ノ請求、訴願及訴訟」ヲ「第五章　審査ノ請求及訴訟」に改める。

第六十二條第一項中「社會保險審査會」を「厚生年金保險審査會」に改める。

第六十三條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「厚生年金保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改める。

第六十四條　保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條　厚生年金保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ二　厚生年金保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委囑ス

第六十五條ノ三　委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委囑ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委囑セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ四　厚生年金保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ五　厚生年金保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ六　厚生年金保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ七　保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄違ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査官ニ移送シ且ツ其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第六十五條ノ八　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ九　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ說明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、厚生年金保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費日當及宿泊料ヲ支給ス

第六十五條ノ十一　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十二　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十三　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十四　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十五條ノ十五　保險審査官、厚生年金保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

第六十六條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條ノ二　保險審査官及厚生年金保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條　昭和十七年六月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ昭和十九年法律第二十一號（勞働者年金保險法中改正法律）ニ依ル改正前ノ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳（坑內夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歳）ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ額ハ第四十九條ノ規定ニ拘ラズ平均標準報酬月額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ疲疾ノ狀態

疲疾ノ程度	番號	疲疾ノ狀態
一級	一	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ
	二	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
	三	咀嚼ノ機能ヲ廢シタルモノ
	四	言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
	五	十指ヲ失ヒタルモノ
	六	前各號ニ揭グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ勞働能力ヲ喪失シタルモノ
二級	一	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
	二	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ
	三	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	四	脊柱ノ運動ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	五	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
	六	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ
	七	一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	八	一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	九	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
	一〇	十趾ヲ失ヒタルモノ
	一一	前各號ニ揭グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ勞働能力ニ高度ノ制限ヲ有スルモノ

別表第二

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ疲疾ノ狀態

番號	疲疾ノ狀態
一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ
三	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四〇糎以上ニテハ尋常ノ語聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ
四	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
六	脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
七	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
八	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
九	一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
一〇	長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ
一一	一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ
一二	一手ノ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ
一三	一足ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ失ヒタルモノ
一四	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一五	前各號ニ揭グルモノノ外精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ勞働能力ニ制限ヲ有スルモノ

別表第三

障害年金	疲疾ノ程度	月數
	一級	五月
障害手當金	二級	二〇

別表第三の次に左の二表を加える。

別表第四

被保險者タリシ期間	日數
六月以上一年以上	一五日
一年以上二年以上	三〇
二年以上三年以上	五〇
三年以上四年以上	七〇
四年以上	九〇

被保險者タリシ期間	日數
一〇年以上一一年以上	二二五日
一一年以上一二年以上	二五〇
一二年以上一三年以上	二八〇
一三年以上一四年以上	三一〇
一四年以上	三四〇

五年以上	一一〇	一五年以上	三七〇
六年以上	一三〇	一六年以上	四〇五
七年以上	一五〇	一七年以上	四四〇
八年以上	一七五	一八年以上	四七五
九年以上	二〇〇	一九年以上	五一〇

別表第五

被保險者タリシ期間	勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラレタル期間				
	五年以上	八年以上	一一年以上	一四年以上	一七年以上
六月以上	二〇日	二〇日	二五日	三〇日	三〇日
一年以上	四〇	四〇	四五	五〇	六〇
二年以上	六〇	六〇	六五	七五	九〇
三年以上	八〇	八〇	九〇	一〇五	一二〇
四年以上	一〇五	一一〇	一二〇	一三五	一五〇
五年以上	一三〇	一四〇	一五〇	一六五	一八〇
六年以上	一六〇	一七〇	一八〇	一九五	二一〇
七年以上	一九〇	二〇〇	二一〇	二二五	二四〇
八年以上	二二〇	二三〇	二四〇	二五五	二七〇
九年以上	二五〇	二六〇	二七〇	二八五	三〇〇
一〇年以上	二八〇	二九〇	三〇〇	三一五	三三〇
一一年以上	三一〇	三二〇	三三〇	三四五	三六〇
一二年以上	三四〇	三五〇	三六五	三八〇	三九五
一三年以上	三七〇	三八五	四〇〇	四一五	四三〇
一四年以上	四〇五	四二〇	四三五	四五〇	四六五
一五年以上	四四〇	四五五	四七〇	四八五	五〇〇
一六年以上	四七五	四九〇	五〇五	五二〇	五四〇
一七年以上	五一〇	五二五	五四〇	五六〇	五八〇
一八年以上	五四五	五六〇	五八〇	六〇〇	六二〇
一九年以上	五八五	六〇〇	六二〇	六四〇	六六〇

第二條　勞働者年金保險法中改正法律（昭和十九年法律第二十一号）附則の一部を次のように改正する。

第四條　第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者（從前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク）ニシテ昭和十九年十月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ第十六條ノ改正規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者タルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳（坑内夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歳）ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ額ハ第四十九條ノ改正規定ニ拘ラズ平均標準報酬日額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三條　健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五號）附則の一部を次のように改正する。

第七條中「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に改め、「又ハ第四十九條ノ二」を削る。

附則

第一條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き續いて被保險者の資格のある者の標準報酬については、その者が同日において被保險者の資格を取得したものとみなして、これを算定する。

第三條　厚生年金保險法第三十七條の改正規定による平均標準報酬月額は、當分の間、同條の規定にかかわらず、その平均標準報酬月額より、被保險者又は被保險者であつた者が廢疾となつた場合において、その廢疾の原因となつた疾病又は負傷の發した日の屬する月前三月間（繼續して被保險者であつた期間が三月未滿であるときは其の期間、以下同じ。）の標準報酬月額を平均した標準報酬月額（この標準報酬月額より、その廢疾となつた日又はその廢疾前においてその廢疾となつた者が被保險者の資格を喪失した場合にあつてはその喪失の日の屬する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額）が多額なときは、その標準報酬月額とする。

第四條　厚生年金保險法第四十七條ノ三第一項の規定による平均標準報酬月額は　當分の間、同條同項の規定にかかわらず、その平均標準報酬月額より　左の各號の一に掲げる標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額とする。

一　同法第四十七條ノ二第一項の規定による被保險者又は被保險者であつた者が死亡した場合にあつては、その死亡の原因となつた疾病又は負傷の發した日の屬する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額（この額より、その被保險者の資格喪失の日の屬する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額）。

二　同法第四十七條ノ二第一項の規定による障害年金を受ける者が死亡した場合にあつては、障害年金の額の計算の基礎となつ

た標準報酬月額。

第五條　この法律施行の日において、業務上の事由に因る障害年金を受ける権利のある者に支給する障害年金の額は、健康保険法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條若しくは附則第五條又は厚生年金保険法第三十七條第一項の改正規定にかかわらず、従前の障害年金の額の五倍に相当する額とする。

2　厚生年金保険法施行令（昭和十六年勅令第千二百五十号）別表第一の定による廃疾の程度一級（労働者年金保険法施行令中改正ノ件（昭和十九年勅令第三百六十三号）別表第一の定による廃疾の程度第一級から第三級までを含む。）に該当したことによつて障害年金を受ける者の配偶者又は子であつて、左の各号の一に該当するものがあるときは、その配偶者又は子一人について二千四百円をその障害年金の金額に加給する。

一　障害年金を受ける者が廃疾になつた当時その者によつて生計を維持していた配偶者又は十六才未満の子

二　障害年金を受ける者が廃疾になつた当時より引続いて不具廃疾のため労働能力のない配偶者又は子

第六條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保険法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、従前の遺族年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第七條　前條第一項の規定により、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者に遺族年金を支給する場合においては、その者に遺族年金を受けることのできる遺族たる子があるときは、その子一人について二千四百円を加給する。

第八條　この法律施行の日の翌日以後において、健康保険法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第五條又は附則第六條の規定によつて、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に遺族年金の額の算定については、附則第六條の規定を準用する。

第九條　健康保険法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から第六條までの規定によつて遺族年金を受ける者に対しては、厚生年金保険法第四十七條ノ二第一項の規定による年金は、これを支給しない。

第十條　厚生年金保険法第五十八條ノ二第二項の規定による保険料率は、当分の間、これを坑内夫である被保険者に関しては千分の三十五、その他の男子である被保険者に関しては千分の三十及び女子である被保険者に関しては千分の三十とする。

第十一條　厚生年金保険法第四條の改正規定及び第四條の二の規定にかかわらず、養老年金の額（同法第四十五條の規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む。）の計算に関しては、前條に規定する期間の標準報酬月額は、これを三百円とする。

第十二條　この法律施行の日において、現に存する保険審査官、社会保険審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第十三條　厚生年金保険法第五十七條第一項の改正規定は、附則第五條又は附則第六條（附則第八條又は附則第九條の規定によつて準用する場合を含む。）の規定によつて、増額せられる障害年金又は遺族年金のその増額せられる部分については、これを適用しない。

（審査報告書は都合により第六十号附録に掲載）

船員保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十九日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「報酬日額」を「標準報酬日額」に、「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に、「最終報酬月額」を「最終標準報酬月額」に、「最終報酬日額」を「最終標準報酬日額」に改める。

第一條　船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷、失業、老齢、廃疾、脱退又ハ死亡ニ關シ保険給付ヲ爲シ併セテ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ關シ保険給付ヲ爲スモノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保険者ノ直系尊屬、配偶者（屈出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ並ニ其ノ被保険者ト同一ノ世帶ニ屬シ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第三條第一項中「及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を、「手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益

ナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ厚生大臣ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

第四條第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬 月額	報酬月額 日額
第一級	五百圓	十七圓 五百五十圓未滿
第二級	六百圓	二十圓 五百五十圓以上六百五十圓未滿
第三級	七百圓	二十三圓 六百五十圓以上七百五十圓未滿
第四級	八百圓	二十七圓 七百五十圓以上八百五十圓未滿
第五級	九百圓	三十圓 八百五十圓以上九百五十圓未滿
第六級	千圓	三十三圓 九百五十圓以上千百圓未滿
第七級	千二百圓	四十圓 千百圓以上千三百圓未滿
第八級	千四百圓	四十七圓 千三百圓以上千五百圓未滿
第九級	千六百圓	五十三圓 千五百圓以上千七百圓未滿
第十級	千八百圓	六十圓 千七百圓以上千九百圓未滿
第十一級	二千圓	六十七圓 千九百圓以上二千百圓未滿
第十二級	二千二百圓	七十三圓 二千百圓以上二千三百圓未滿
第十三級	二千四百圓	八十圓 二千三百圓以上二千五百圓未滿
第十四級	二千六百圓	八十七圓 二千五百圓以上二千七百圓未滿
第十五級	二千八百圓	九十三圓 二千七百圓以上二千九百圓未滿
第十六級	三千圓	百圓 二千九百圓以上三千百五十圓未滿
第十七級	三千三百圓	百十圓 三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿
第十八級	三千六百圓	百二十圓 三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿
第十九級	三千九百圓	百三十圓 三千七百五十圓以上四千五十圓未滿
第二十級	四千二百圓	百四十圓 四千五十圓以上四千三百五十圓未滿
第二十一級	四千五百圓	百五十圓 四千三百五十圓以上四千六百五十圓未滿
第二十二級	四千八百圓	百六十圓 四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿
第二十三級	五千百圓	百七十圓 四千九百五十圓以上五千三百五十圓未滿
第二十四級	五千五百圓	百八十三圓 五千三百五十圓以上五千七百五十圓未滿
第二十五級	五千九百圓	百九十七圓 五千七百五十圓以上六千百五十圓未滿
第二十六級	六千三百圓	二百十圓 六千百五十圓以上六千五百五十圓未滿
第二十七級	六千七百圓	二百二十三圓 六千五百五十圓以上六千九百五十圓未滿
第二十八級	七千百圓	二百三十七圓 六千九百五十圓以上七千三百五十圓未滿
第二十九級	七千五百圓	二百五十圓 七千三百五十圓以上七千八百五十圓未滿
第三十級	八千圓	二百六十七圓 七千八百五十圓以上

同條に次の四項を加える。

標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ得取シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ增減アリタル月ノ翌月（報酬ニ增減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ引續キ從前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬ヲ減額スルコトヲ得

第四項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二　被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一　月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額

二　日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍ニ相當スル額

三　前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

四　歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同樣ノ船舶ニ於テ同樣ノ勞務ニ從事スル者ガ通常ノ場合ニ於テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額

五　前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス

第五條中、養老年金、障害年金、脫退手當金、遺族年金又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十九條若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキ」を削る。

第十二條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徵收ス

第十二條ノ二　前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納付期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト

額ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　納入ノ告知書一通ノ徴収金額百圓未満ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ

三　納付義務者ノ住所及居所ガ日本國内ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促狀ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金及督促手數料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未満ナルトキハ延滯金ヲ徴收セズ

第十五條　國ニ使用セラルル被保險者ガ厚生大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ本法ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ者ニ對シテハ本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルコトヲ要ス

一　被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ種類ガ本法ニ依ル保險給付ノ種類ヲ包含シ其ノ給付ガ本法ニ依ル保險給付ト同程度ナルコト

二　被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ中本法ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ニ要スル費用ニ付國ガ第五十八條及第六十條ノ規定ニ依リ國庫及船舶所有者トシテ爲ス負擔ト同一ノ割合ヲ下ラザル負擔ヲ爲スコト

第十五條ノ二　前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ付テハ保險料ハ之ヲ徴收セズ

第十五條ノ三　厚生大臣ハ第十五條ノ共濟組合ニ對シテ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財産ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第十六條　管海官廳及船員法第百四條ノ規定ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ニ關スル事務ノ一部ヲ行フ

第十七條に次の但書を加える。

但シ官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者（俸給諸料ヲ受ケザル者ヲ除ク）ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條第一項中「於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ」を「於テ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ被保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「葬祭料」を「寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金及葬祭料」に改め、同項の前に次の二項を加える。

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ行政廳ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ニ付第二十一條第二號ニ掲グル事實アリタルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザリシモノト看做ス

第二十一條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

一　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ十五年ニ達シタルトキ

二　保險料ヲ滯納シ第十二條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキ

三　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ

四　第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ

第十九條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ヲ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス、

第二十三條ノ二　遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順位ニ依ル但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母又ハ實父母ノ父母ノ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ其ノ時ヨリ之ヲ適用ス

第二十三條ノ三　被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歳以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキトキニ限リ之ニ遺族年金ヲ支給ス

第二十三條ノ四　葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條ノ五　前條第一項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者、葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ支給ス但シ其ノ者が二人以上アル場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對スル申告ニ依リ其ノ支給ヲ受クベキ一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第二十三條ノ六　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クベキ配偶者又ハ子ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子（被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ限ル）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

二　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳未滿ノ寡婦ニシテ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ヨリ生計ヲ維持シタル十六歳未滿ノ子又ハ被保險者、被保險者タリシ者若ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ子

三　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十五歳以上ノ鰥夫

四　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時十六歳未滿ノ子

五　前各號ニ掲グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條中「及遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金」に改め、同條に次の一項を加える。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金ハ毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ期ノ年金ハ支給期日ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第二十七條ノ二に次の二項を加える。

第二十三條乃至第二十三條ノ三ノ規定ハ前項ノ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

第二十七條ノ二第二項中「政令ノ定ムル」を削る。

第二十八條第二項を削る。

第二十八條ノ二中「第一項」を削る。

二十八條ノ三　保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳之ヲ指定ス

行政廳前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ノ診療又ハ藥劑ノ支給ニ關シ行政廳ノ指導ヲ受クベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭セントスル日前一月以上ノ豫告期間ヲ設クベシ

二十八條ノ四　保險醫及保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ被保險者又ハ被保險者タリシ者及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ

保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ規定ニ依ル療養ヲ擔當スルノ實務ヲ怠リタルトキハ行政廳ハ前條第一項ノ規定ニ依ル指定ヲ取消スコトヲ得

二十八條ノ五　保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ行政廳ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ社會保險診療報酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

二十九條　療養ノ給付ヲ爲スコトヲ困難ナリト認メタルトキ其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者タリシ者ガ行政廳又ハ行政廳ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ行政廳ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第二十八條、第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五第二項及第三十一條、第二十九條、第二十九條ノ二並ニ第三十一條第二號ノ規定ハ家族療養費ニ之ヲ準用ス

第三十三條ノ三第三項中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。

第三十三條ノ四　前條ノ規定ニ該當スル者ガ失業保險金ノ支給ヲ受クルニハ其ノ居住地ヲ管轄スル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所(當該船員職業紹介所長又ハ公共職業安定所長ノ指定スル場合ヲ含ム以下同ジ)ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ求職ノ申込ヲ受ケタル船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ハ其ノ必要アリト認ムルトキハ他ノ船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ失業ノ認定ヲ委囑スルコトヲ得

第三十三條ノ五を第三十三條ノ九とし、以下第三十三條ノ九まで四條ずつ繰り下げ、第三十三條ノ四の次に次の四條を加える。

第三十三條ノ五　前條ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ其ノ認定ヲ受ケントスル者ガ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル後最初ニ到來スル船員職業紹介所若ハ公共職業安定所ニ出頭シタル日又ハ當該船員職業紹介所ノ長若ハ當該公共職業安定所ノ長ノ指定スル日及其ノ日ノ後一週間ニ二回宛之ヲ行フモノトス但シ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ已ムヲ得ザルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受クベキ回數ヲ增加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回數ヲ減ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル日ノ後ニ於テ失業ノ認定ヲ受クベキ日ハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長之ヲ定メテ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三條ノ六　失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ疾病又ハ負傷ニ因リ其ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ繼續シテ十五日未滿ニシテ且失業ノ認定ヲ受クル爲出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以內ナルトキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ七　失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ當該船員職業紹介所又ハ當該公共職業安定所ノ紹介ニ應ジテ求人者ニ面接スル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ面接スル爲ニ必要ト認メラルル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ノ指示ニ從ヒ職業ノ補導ヲ受クルトキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ職業ノ補導ヲ受クル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ職業補導所ノ長ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八　天災其ノ他避クルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ失業ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ五第三項中「避ケザルトキハ」の下に「左ノ區別ニ依リ」を加え、「此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」を削り、同條第四項の前に次の二号を加える。

一　其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十ニ相當スル額ヲ超エザルトキハ失業保險金ノ全額

二　前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬

日額ノ百分ノ八十ニ相當スル額ヲ超エルトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ヨリ控除シタル殘額但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條ノ八中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。

第三章第二節中に次の一條を加える。

第三十三條ノ十四　被保險者タリシ者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其ノ住所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及之ニ依リ生計ヲ維持シタル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第四十條第一項中「政令ノ定ムル期間内」を「其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ二年以内」に、「政令ノ定ムル程度」を「別表第六ニ定ムル程度」に、「又ハ一時金」を「別表第七ニ定ムル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ一時金」に改める。

第四十一條に次の一項を加える。

職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ職務上ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廢疾ト爲リタルトキハ前後ノ廢疾ノ状態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス

第四十一條ノ二を第四十一條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第四十一條ノ二　前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第六ニ定ムル廢疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ廢疾ノ状態ガ別表第六ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノニ左ノ各號ノ一ニ該當スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス

一　障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ廢疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歳未滿ノ子

二　障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ廢疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ配偶者又ハ子

第四十二條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ在ル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第四十二條ノ三第一項中「政令ノ定ムル期間内」を「疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二年以内」に改める。

第四十三條　養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

一　年金額ガ異ナルトキハ其ノ年金ノ中最高額ノ年金

二　養老年金ト障害年金ノ額トガ同ジトキハ障害年金

三　二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十九條第一項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第四十六條　三年以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歳ヲ超エタルトキ若ハ五十歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脱退手當金ヲ支給ス但シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

六月以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保險者ニシテ婚姻若ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者、傷病手當金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脱退手當金ハ之ヲ支給セズ

第四十七條ノ二中「死亡シタル場合」の下に「又ハ女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合」を加える

第四十七條ノ三　寡婦年金、鰥夫年金又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ依ル差額ノ支給ヲ受クル者ニハ脱退手當金ヲ支給セズ

第六節を第七節とし、以下第八節まで一節ずつ繰り下げ、第四十九條の次に次の一節を加える。

第六節　寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金

第四十九條ノ二　六月以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ若ハ被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以内ニ死亡シタルトキ又ハ職務外ノ事由ニ因ル廢疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ廢疾ノ状態ガ別表第六ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當シタルニ因ルモノガ死亡シタルトキハ其ノ者ノ寡婦若ハ鰥夫又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ支給ス但シ遺兒年金ハ同一ノ事由ニ因リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ支給スベキ期間ハ之ヲ支給セズ

第四十九條ノ三　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ノ額ハ平均標準報酬月額ノ二月分トス

前項ノ遺兒年金ノ額ハ遺兒年金ヲ受クベキ子二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓ヲ増額シタル額ヲ以テ遺兒年金ノ額トス

第四十九條ノ四　第二十三條ノ六第一項第二號ニ規定スル子アルトキハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス

第四十九條ノ五　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第五十條ノ四各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十九條ノ六　寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給ス

第五十條ノ五ノ規定ハ遺兒年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條ノ七　寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）、遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）他ニ遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ一時金ノ額ハ第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脱退手當金ニ相當スル金額トス

第五十條第三號中「政令ノ定ムル」を削る。

第五十條ノ二第一項第五號中「政令ノ定ムル」を削る。

第五十條ノ三の次に一項を加える。

前條第一項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ第四十九條ノ三第二項及第四十九條ノ四ノ規定ヲ準用ス

第五十條ノ四中「死亡シタルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由」を「左ノ各號ノ一」に改め「至リタルトキハ」の下に「其ノ者ハ」を加え、「後順位者」を「同順位者ナクシテ後順位者」に改め、同條に次の四号を加える。

一　死亡シタルトキ

二　婚姻（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）シタルトキ又ハ養子縁組（届出ヲ爲サザルモ事實上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リタルトキ

三　子又ハ孫（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ者ヲ除ク）ガ滿十六歳ニ達シタルトキ

四　不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ爲遺族年金ノ支給ヲ受クル男子タル配偶者、子、父母、孫又ハ祖父母ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第五十條ノ五第一項中「所在不明ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者ニ支給スベキ」を加え、同條第二項中「期間中」の下に「其ノ停止シタル」を加え、「當該次順位者」を「同順位者又ハ次順位者」に改める。

第五十條ノ六中「後順位者」を「者」に改め、同條第五号中「政令ノ定ムル」を削る。

第三章第七節中第五十條ノ七の次に次の一條を加える。

第五十條ノ八　被扶養者死亡シタルトキハ被保險者ニ對シ家族葬祭料トシテ標準報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條第一項中「若ハ葬祭料」を「、寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金若ハ葬祭料」に、同條第二項中「若ハ第五十條ノ六」を「、第四十九條ノ七若ハ第五十條ノ六」に、「又ハ葬祭料」を「、寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金又ハ葬祭料」に、「後順位者」を「同順位者又ハ後順位者」に改める。

第五十五條　行政廳ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條中「又ハ遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金」に改める。

第五十七條ノ三を削る。

第五十八條第一項中「及葬祭料ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ」を「、葬祭料及船員法ノ規定ニ依リ災害補償ヲ受クベキ者ノ本法ノ規定ニ依リ受クル保險給付ニシテ其ノ災害補償ニ相當スルモノニ要スル費用ヲ除クノ外」に改める。

第五十九條第四項第一号中「十九圓二十錢」を「十九圓六十錢」に、同項第二号中「十七圓」を「十七圓四十錢」に、同項第三号中「十二圓二十錢」を「十圓」に改める。

第六十條第一号中「十九・二分ノ七・九」を「十九・六分ノ八・一」に、「十九・二分ノ十一・三」を「十九・六分ノ十一・五」に、同條第二号中「十七分ノ六・八」を「十七・四分ノ七」に、「十七分ノ十・二」を「十七・四分ノ十・四」に改める。

第六十二條第一項を次のように改める。

船舶所有者ハ被保險者ニ對シ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料（支拂フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ對スルモノナルトキハ其ノ期間ニ係ル保險料）ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコトヲ得被保險者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ヲモ控除スルコトヲ得

第四章中第六十二條の次に次の二條を加える。

第六十二條ノ二　毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ十日迄トス

行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十二條ノ三　保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徴收スルコトヲ得

一　國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二　強制執行ヲ受クルトキ

三　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四　競賣ノ開始アリタルトキ

五　被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

前項ノ規定ハ被保險者ノ乘組ミ又ハ乘組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ變更アリタル場合及被保險者ノ乘組ミ又ハ乘組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈沒シ又ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタル場合之ヲ準用ス

「第五章　審査ノ請求、訴願及訴訟」を「第五章　審査ノ請求及訴訟」に改める。

第六十三條ノ二を削る。

第六十四條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「船員保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改める。

第六十五條　保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條ノ二　船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ三　船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第六十五條ノ四　委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ五　船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ六　船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ七　船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ八　保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ請求者ノ所在地ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄違ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査

官ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第六十五條ノ九　保険審査官又ハ船員保険審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十　保険審査官又ハ船員保険審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ說明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保険給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十一　保険審査官又ハ船員保険審査會審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保険給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保険給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル保険審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、船員保険審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第六十五條ノ十二　保険給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保険給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保険審査官又ハ船員保険審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保険給付ヲ受クベキ者ハ審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十三　保険審査官又ハ船員保険審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十四　保険審査官又ハ船員保険審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十五　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十六條　保険審査官、船員保険審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

第六十七條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保険審査官又ハ船員保険審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十七條ノ二　保険審査官及船員保険審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則第二項及第三項を次のように改める。

昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ五年以上船舶ニ乘組ミタル者ガ四十五歳ヲ超エ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日前十五年間ニ於テ船舶ニ乘組ミタル期間ト被保険者タリシ期間トヲ合算シ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保険者タリシ者ニ非ザルトキハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ額ハ第四十六條及第四十七條ノ規定ニ拘ラズ被保険者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第八ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ被保険者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額(職務上ノ事由ニ因ル發疾ト爲リタルニ因リ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ脫退手當金ノ額ニ付テハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十六月分ニ相當スル金額)ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第四十二條ノ三若ハ第四十七條ノ二又ハ第五十條第三號ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

別表第三ヲ次のように改める。

別表第三

被保険者タリシ期間	月數
三年以上	三・〇月
四年以上	四・〇
五年以上	五・〇
六年以上	六・〇
七年以上	七・〇
八年以上	八・五
九年以上	一〇・〇
一〇年以上	一一・五
一一年以上	一三・〇
一二年以上	一四・五
一三年以上	一六・〇
一四年以上	一八・〇

別表第五を次のように改める。

別表第五

等級	標準報酬日額ノ平均額	失業保険金ノ率
一	二十圓未滿	八〇%
二	二十圓以上二十五圓未滿	七七
三	二十五圓以上三十圓未滿	七五
四	三十圓以上三十五圓未滿	七三
五	三十五圓以上四十金未滿	七〇
六	四十圓以上四十五圓未滿	六七
七	四十五圓以上五十圓未滿	六五
八	五十圓以上五十五圓未滿	六三
九	五十五圓以上百圓未滿	六〇
一〇	百圓以上百十圓未滿	五九
一一	百十圓以上百二十圓未滿	五八
一二	百二十圓以上百三十圓未滿	五六
一三	百三十圓以上百四十圓未滿	五四
一四	百四十圓以上百五十圓未滿	五三
一五	百五十圓以上百六十圓未滿	五一
一六	百六十圓以上百七十圓未滿	五〇
一七	百七十圓以上百八十圓未滿	四九
一八	百八十圓以上百九十圓未滿	四八
一九	百九十圓以上二百圓未滿	四六
二〇	二百圓以上二百十圓未滿	四四
二一	二百十圓以上二百二十圓未滿	四三
二二	二百二十圓以上二百三十圓未滿	四一
二三	二百三十圓以上	四〇

備考

一　本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超エルトキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス

二　失業保険金ニ付テ失業保険法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依リ失業保険金額表が改正セラレ其ノ效力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第十七級及第十八級中「百八十圓」ヲ「百九十圓」ニ引上ゲ以下順次第二十三級迄各十圓ヲ遞增シタル額ニ變更シ本表ヲ適用スルモノトス

別表第六

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ狀態			障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ狀態		
廢疾ノ程度	番號	廢疾ノ狀態	番號	廢疾ノ狀態	
		職務上ノ事由ニ因ル廢疾		職務外ノ事由ニ因ル廢疾	
一級	一	兩眼ヲ失明シタルモノ	一	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	
	二	咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	二	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	
	三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	三	咀嚼ノ機能ヲ廢シタルモノ	
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	四	言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	
	五	半身不隨ト爲リタルモノ	五	十指ヲ失ヒタルモノ	
	六	兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	六	前各號ニ揭グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ、職務能力ヲ喪失シタルモノ	
	七	兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	七	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	
	八	兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	八	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ	
	九	兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	九	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	
二級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	十	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	
	二	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	十一	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	三	兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	十二	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	四	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	十三	一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ	
三級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	十四	一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ	
	二	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	十五	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セシ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	
	三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ			
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ			

四級	一	兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
	二	咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	三	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聽ジタルモノ
	四	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ
	五	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ
	六	十指ノ用ヲ廢シタルモノ
	七	兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ
五級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
	二	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
	三	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ
	四	一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
	五	一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
	六	十趾ヲ失ヒタルモノ
六級	一	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
	二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	三	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ
	四	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ
	五	一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	六	一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ廢シタルモノ
	七	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
十三級	十六	十指ヲ失ヒタルモノ
	十七	兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
	十八	咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	十九	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聽ジタルモノ
	二十	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ
	二十一	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ
	二十二	十指ノ用ヲ廢シタルモノ
	二十三	兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ

別表第七

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ狀態

廢疾ノ程度	番號	廢疾ノ狀態	番號	廢疾ノ狀態
一級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	一	職務上ノ事由ニ因ル廢疾 一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	二	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十糎以上ニテハ普通ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ	二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ
	三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	三	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四〇糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殻ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	四	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
	五	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ	五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	六	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ	六	脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
	七	一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	七	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
	八	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ	八	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
	九	女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ	九	一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
	一〇	兩側ノ鼻丸ヲ失ヒタルモノ	一〇	長管上骨ニ假關節ヲ殘スモノ
			一一	一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ
二級	一	一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ		
	二	脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ		
	三	神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ		
四		一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ		
			一二	一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
			一三	一下肢ヲ五糎以上短縮シタルモノ
			一四	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
			一五	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
			一六	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
			一七	脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ
三級	一	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ		
	二	一眼ノ視力〇・六以上ニ減ジタルモノ		
	三	兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ		
	四	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ		
	五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ		
	六	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ		
	七	鼓膜ノ全部ヲ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ		
	八	一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ		
	九	一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ		
	一〇	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ		
	一一	一手ノ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ		
	一二	一足ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ失ヒタルモノ		
	一三	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ		
	一四	前各號ニ掲グルモノノ外精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ職務能力ニ制限ヲ有スルモノ		

備考

一　各級各號又ハ各號ノ一ニ該當セザルモノニ相當スル廢疾ノ狀態ト認メラルベキモノハ其ノ最モ近キ各級各號又ハ各號ノ廢疾ノ狀態ニ該當スルモノト看做ス

二　視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス

三　指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ニ在リテハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

四　指ノ用ヲ廢シタルモノトハ其ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節（拇指ニ在リテハ指關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

五　趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

六　趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節（第一趾ニ在リテハ趾關節）ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

一一	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一二	生殖器ニ著シキ障害ヲ殘スモノ

四級

一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
三	十四歯以上ニ對シ歯科補綴ヲ加ヘタルモノ
四	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳殻ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ
五	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ
六	一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ
七	一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
八	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ
九	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
一〇	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ

五級

一	兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
三	一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ
四	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力四十糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ
五	脊柱ニ畸形ヲ殘スモノ
六	一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ
七	一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
八	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ
九	胸腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ

六級

一	一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
二	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
三	七歯以上ニ對シ歯科補綴ヲ加ヘタルモノ
四	一耳ノ耳殻ノ大部分ヲ缺損シタルモノ
五	鎖骨、胸骨、肋骨、肩押骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ
六	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
七	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
八	長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ
九	一主ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ
一〇	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ
一一	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一二	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ
一三	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ
一四	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ

七級

一	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	一眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ
三	兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ
四	一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ
五	一手ノ拇指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ

六	一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
七	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ
八	一下肢ヲ一糎以上短縮シタルモノ
九	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ
一〇	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
八級	
一	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ
二	三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
三	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
四	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
五	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
六	一手ノ拇指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
七	一手ノ拇指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ
八	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
九	局部ニ神經症状ヲ殘スモノ
一〇	男子ノ外貌ニ醜状ヲ殘スモノ

備考
別表第六ノ備考ト同ジ

別表第八

被保險者タリシ期間 ＼ 昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乘組ミタル期間	五年以上	六年以上	七年以上	八年以上	九年以上	十年以上	十一年以上	十二年以上	十三年以上	十四年以上
一年以上									二・〇月	二・〇
二年以上								三・〇月	三・五	三・五
三年以上							四・五月	四・五	五・〇	五・〇
四年以上						五・五月	六・〇	六・〇	六・五	六・五
五年以上					七・〇月	七・〇	七・五	七・五	八・〇	八・〇
六年以上				八・〇月	八・五	八・五	九・〇	九・〇	九・五	九・五
七年以上			九・五月	九・五	一〇・〇	一〇・〇	一〇・五	一〇・五	一一・〇	一一・〇
八年以上		一〇・五月	一一・〇	一一・〇	一一・五	一一・五	一二・〇	一二・〇	一二・五	一二・五
九年以上	一二・〇月	一二・〇	一二・五	一二・五	一三・〇	一三・〇	一三・五	一三・五	一四・〇	一四・〇
十年以上	一三・五	一三・五	一四・〇	一四・〇	一四・五	一四・五	一五・〇	一五・〇	一五・五	一五・五
十一年以上	一五・〇	一五・〇	一五・五	一五・五	一六・〇	一六・〇	一六・五	一六・五	一七・〇	一七・〇
十二年以上	一七・〇	一七・〇	一七・五	一七・五	一八・〇	一八・〇	一八・五	一八・五	一九・〇	一九・〇
十三年以上	一九・〇	一九・〇	一九・五	一九・五	二〇・〇	二〇・〇	二〇・五	二〇・五	二一・〇	二一・〇
十四年以上	二一・〇	二一・〇	二一・五	二一・五	二二・〇	二二・〇	二二・五	二二・五	二三・〇	二三・〇

附　則

第一條　この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

第二條　第四十九條ノ三第一項中「平均標準報酬月額」とあるのは、当分の間、これを「最終標準報酬月額」と読み替えるものとする。

第三條　この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける權利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一條若しくは第五十條ノ二又は船員保險法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第二條若しくは第三條の規定にかかわらず、從前の障害年金又は遺族年金の額の五倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間において、障害年金又は遺族年金の支給を受ける權利を有する者に支給する額については、この限りでない。

從來、船員保險法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三條の適用を受ける障害年金及び遺族年金であつて、前項の規定により増額されたものに関する國庫の負担すべき費用については、なお同條の規定によるものとする。

第四條　保險料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該当しないものについては、その標準報酬月額百円について十一円五十銭の割合、同條同項の規定に該当するものについては、その標準報酬月額百円について九円三十銭の割合とする。

第五條　前條に規定する保險料率によつて計算した保險料額の負担割合は、当分の間第六十條第一項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該当しないものについては、被保險者において、保險料額の十一・五分の四、船舶所有者において保險料額の十一・五分の七・五、同條同項の規定に該当するものについては、被保險者において、保險料額の九・三分の二・九、船舶所有者において、九・三分の六・四とする。

第六條　第四條の改正規定及び第四條ノ二の規定にかかわらず、養老年金の額（第五十條ノ二第一項第一号から第三号までの規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む。）の計算に関しては、附則第四條に規定する期間の標準報酬月額は、これを五百円とする。

第七條　この法律施行の際、現に存する保險審査官、船員保險審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

〔委員長報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

理容師法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十三年六月二十八日
衆議院議長　松岡　駒吉
参議院議長松平恒雄殿

理容師法の一部を改正する法律
理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。
第二條　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理髪師養成施設において一年以上理髪師たるに必要な知識及び技能を修得した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて理髪師になることができる。但し、その実地習練は、養成施設又は理髪所において理髪師の免許を受けた者の指導の下に行われなければならない。
第三條　学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて美容師になることができる。但し、その実地習練は、養成施設又は美容所において美容師の免許を受けた者の指導の下に行われなければならない。
第四條　厚生大臣が第二條及び第三條に規定する理髪師及び美容師の養成施設を指定しようとするときは、理容師養成施設指定協議会に諮問しなければならない。
前項の理容師養成施設指定協議会に関する規定は、省令で、これを定める。

附　則
第二十條　この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。
第二十一條　学校教育法第四十七條に規定する者は、第三條及び第三條の規定にかかわらず、昭和二十八年六月三十日までは、都立府縣知事が行う理髪師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて理容師になることができる。
前項の試験は、従前の例により行うものとする。

（塚本重藏君登壇、拍手）

○塚本重藏君　只今議題となりました三つの法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申上げます。
先ず最初に厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申上げます。本法律案は六月の二十六日に本委員会に本付託となり、前後三回に亘りまして慎重審議を重ねたのであります。先ず本法律案の提案理由を申上げますと、厚生年金保険では、標準報酬を基準といたしまして保険料を徴収し、保険金を決定しておりますが、この標準報酬月額の最高限は戰時中の六百円がそのままになつておりまして、その結果制度全体といたしましては、いわば多額の状態にあつたのであります。ところが社会保障制度などとの関連で、その最高限度を一躍改正いたしまして、健康保険と同額の八千百円に引上げました。これにつれて保険給付を実生活に適するようにいたしましたのであります。これに伴つて増加いたしまする保険料につきましては、給付が十数年の将来に約束されておりまする養老給付の面で調節いたしまして、保険率は約三分の一に引下げまして、以て被保険者と事業主の負担を軽減するように工夫いたしたのであります。又現行制度におきましては、制度自身が長期保険でありまして、老後の養老給付を中心に考えられております関係上、被保険者であつた期間が二十年未満の者には、傷害給付の外は掛金拂戻限度の脫退手当の支給しかなかつたのであります。これらの者に対しましては、長期保険の保険給付といたして、残されておりまするところの最後の給付、即ち寡婦年金と遺児年金をもこの際新たに加えまして、制度全体としての充実を期したのであります。尚最近の立法趨勢に鑑みまして、従来施行令や施行規則に委任されておりました、被保険者と事業主の権利義務に関しまする重要事項は、すべてこれを法律の中に規定いたしたのであります。以上が本法律案の大要であります。
委員会における質疑の二三をここに御報告申上げますと、現在の積立金は何程になつておるか、又その使途について説明を聽いたのでありますが、これに対しまして、現在は約五十二億円が預金部に積立てられておつて、國と公共團体でこれを使用しておるのである。國としては、その使途は療養所と、内科的廢疾者見舞金としてこれを使つておるとの答弁がありました。又傷害年金、寡婦年金等の給付金額の出し方如何との質問に対しまして、原則としては全期間の平均報酬であるけれども、現在のインフレ時代は特例として最終の三ケ月の平均をることにしたとの答弁がありました。
かくて討論を省略いたしまして、採決に入り、全会一致を以て原案通り可決することに決定したのであります。
次に船員保険法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。
先ず本法律案の提出の理由及び内容を説明いたしますと、船員保険法は、船員労働が陸上の労働と異なる特殊の労働状態を有しておりまするので、これに対しまする綜合的な唯一の社会保険制度として、船員労働力の確保增進と、船員援護を主眼といたしまして、昭和十四年四月に制定せられて今日に及んでおりますが、新情勢に即應するために船員保険法の一部を改正しようとするものでありまして、本案の内容について申上げますと、第一に船員保険法施行令等、命令に委任されておりました被保険者、その他保険給付を受ける者等の権利義務に関しまする重要事項は、これをすべて法律に規定いたしたのであります。第二の点は保険給付の内容の充実であります。即ちその一つは船員の家族に対する給付を創設いたしました。第二点は先の年金保険法等の関係もありまするので、寡夫年金、寡婦年金、並びに遺児年金等を新らしくこの中に創設したことであります。第三点は傷害年金受給者に対する加給金の制度の規定であります。四は失業保険金の日額の增額に関する規定であります。第三に保険医の任意指定の制度に改めたこと、第四には保険料率の改正をいたしたこと等であります。
本委員会においては去る六月の二十六日、七月の一日、及び七月二日の三回に亘つて慎重に審議をいたしたのでありまして、質問の第一は、この改正法案において、遺族年金及び養老年金の給付が、生活保護法による給付よりも低い場合があるが、この点に矛盾があるのではないか、もう少しその料率を、保険給付金を殖やす必要があるとの意見からいたしまして、政府の意見を質しましたところ、傷害年金、遺族年金、及び養老年金の給付は、標準報酬によつてこれを決定することにしておる、従つて標準報酬が低いときにおいては給付の最低額、そういう場合も生ずるので、最低の額を保障したいと思い、いろいろ研究したが、これを実現するに至らなかつたとの答弁がありました。
質問の第二は標準報酬が低額であるので、保険料を徴収して給付をなすよりも、生活保護法による方がよいではないか。これに対しまして、これは改正前のことであつて、改正後は本法案の附則第三條によつて五倍になつておる、ただ養老年金は最低五百円に釘附けにしているけれども、その理由はインフレーションの時代における暫定的な処置としてとつたのである、インフレ解決後は本則に還ることにいたしておるとの答弁でありました。質問の第三は船員保険法の中に、機帆船及び漁船の乘組員を任意加入制にする意思はないか。答えといたしましては、機帆船及び漁船乘組員の希望には二通りある。二つの点はこれらの者の船員保険への任意加入であつて、他は船員保険の適用を受けていた者の任意加入の問題である。これらの問題については今一應一層研究して、次の國会に提出したいとの答弁がありました。質問の締

四は、二十九條の療養の給付困難なる時とは如何なる場合であるか、これは被保険者は、普通保険医又は保険薬剤師にかかるのであるが、その特殊の事情により給付ができなくなつた場合が往々あり、その場合には現金給付をすることになつているのである。質問の第五は、季節的に漁船に乗組む者の被保険者であるが、その期間は継続されて計算されるかどうか、答は、現実に働いていなくても、船員法の適用を受けている者は被保険者であるから、使用されている間は資格期間は存続しているものとするのである。併しそれが本当の季節的な船員である場合においては、失業保険の方は適用はされない。質問の第六は、船員保険の適用する場合において、五トン未満と、漁船は三十トン未満とに区別した理由はどうか、答は、船員法においては、法制上これを区別して労働態様に合致せしめた関係上、船員保険法の適用についても、これと一致しなければならない建前で、こう区別をしたのである。第七の点は、標準報酬月額の最高限度が八千円となつているが、これは現行法と同じではないか、現在の経済状態において、八千円を限度とすることは適当であるかどうか、この質問に対しまして、標準報酬は現行法通りであるが、インフレーションの進行が激しくなれば、これに適應するように改正する必要がある。併し現在においてはその必要がないと考えている。これは船員法の規定と一致させる必要もあるから同一の歩調で行きたいと答弁がありました。更に改正法案の第二十八條の三、第二項において、保険医又は保険薬剤師の同意を得ることを要するとあり、他の國民健康保険法の改正案によると、申し出によつて保険医を指定することになつている。これはおの〳〵その行き方が違つているのは、どういうわけであるか、この答は、國民健康保険において申出によつて指定するということにおいては変りはないが、これは組合と医師との関係で、その地域で指定ができるけれども、船員保険や健康保険においては、政府と医師という全國的な関係があるので、ここに同意を得るという規定を設けたのである。又福祉施設とは如何なることを実際に行つているのであるかとの問に対しまして、各港その他近接地に保養所を設け、尚温泉療養所、健康診断、花柳病予防等を行つて、船員の福祉増進に努めている。その現状は、現に保養所十七ヶ所、療養所三ヶ所、母子療一ヶ所を建設中であつて、健康診断を行つた者は、昭和二十二年度においては約六万人であるが、今後は全被保健者に対してこれを行う予定であるとの答弁がありました。その他遺族の年金受給者に対する受給手続指導、年金支拂委託等について施設として行つているとの答弁がありました。

以上のような質疑應答がなされました後、七月二日の委員会におきまして、討論を省略いたしまして、全会一致これを原案通り可決することに決定いたしたのであります。

更に理容師法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

この法律案は衆議院議員提出にかかるものでありますが、この法案は、現行法では理容師の資格を得るには、試験制度によるものと、学校制度によるものと二本建となつているのでありますが、この際原則として、強制的訓練と情実とを伴うことの多い試験制度を廃止しまして、一方学校制度においては、厚生大臣の指定する立派な学校において、一年修業の上任意の理容所で有資格者の指導の下に……

〔副議長退席、議長著席〕

更に一年実地習練を行つて、資格を得ることを規定をしたものであります。尚経過時に学校制度の完備するまで、試験制度を認めることをも規定いたしております。即ち第二條及び第三條においては、学校制度による資格を得る方法を規定しております。即ち一年間習業の学校による教育を受けました後に、更に有資格者の下において実地の習練をした後、資格が與えられることを規定しております。第四條におきましては、これらの養成施設を厚生大臣が指定いたしまする場合、理容師養成施設指定協議会に意見を聴くことを規定いたしております。更に経過規定といたしまして、今後五年間は、在來の通り学校制度と試験制度とを併用することを規定しておるのであります。最後にこの法律は昭和二十三年七月一日から施行するものであります。

厚生委員会におきましては、六月の二十九日以來、四回に亘つて慎重な審議を行つたのであります。その審議におきまする質疑應答の中、主なるものを申上げますと、質問の一は、本改正案によれば、理容師養成施設において、一年間を習得して後、更に一年間実地習練を行う必要はどういうわけであるか。答えとしましては、完全な理容師となるには四年以上もかかり、技術を習得するには、学校において形式に習得しただけでは不十分で、実地習練を必要とするのであるとの答えがあり、第二の質問は、理容所で実地習練を行うことは、却つて徒弟制度の再現を惹き起す虞れはないか。この問に対しまして、実地習練をなさんとする場合は、自分の好む有資格者の理容所において自由に習得するようになつており、又労働基準法ができておりまするので、かような懸念はないとの答えがありました。質問の第三は、一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて理容師となることができる規定となつておるが、実地修業中の期間、監督は如何ようにするのであるかという問に対して、理容所の管轄区域である保健所において、十二分にこれを監督するとの答弁がありました。

以上のような質疑應答がありました後、この法律案が議員提出法律案でありまする関係上、本法案の実施上において政府当局の意見を聴取いたしましたところ、本法案によつて独学者に対しては、実施するに差支がない。又現行法の学校だけでは十分でない習練を、本法案で一ヶ年間の実習による技術の向上を図つたことは適切である。実地習練に当つては、保健所の所長の監督で行うことにするならば、何とかその運営の面においても適当な処置が講ぜられる確信がある。

以上のような政府の答弁がありまして、七月の二日の委員会において質疑を打切り、討論に入りましたところ、一委員より、本法案修正の動議が提出せられました。その修正点並びに理由を申上げますと、一、本法案の不備を運営において万全を期するために、本法案第二條及び第三條の但書を削つて、両條に次のように加えるのであります。即ち「その実地習練について必要な規定は、省令で、これを定める。」二、本法案の施行期日は、事実上準備が間に合わないので、七月一日を八月の一日から施行することに改める。以上のような修正案に対しまして、多数の委員より賛成意見がありました。これを一言にして申上げますると、衆議院提出によりまするこの実地練習一年間を更に積まなければならんということは、それを実施する場合において、これこそ本当に封建的なる徒弟制度へ逆轉するの虞れあることを参議院は憂えたのであります。そこで以上のような修正案が提出せられた次第であります。本法案によれば、昭和二十八年で試験制度がなくなり、近く將來期間前に試験制度を復活するように、我々は考えなければならない意見も出ました。又本法案の省令で規定すべき事項を、明らかに運営の面で適切に実施されなければならない意見も出たのであります。以上のような修正案並びに希望意見が述べられました後、修正案については賛否を採りましたところ、全員一致を以て修正案に賛成でありました。次いでその他の原案につきまして採決を諮りましたところ、これ亦全員一致を以て原案通り可決することに決定いたした次第であります。よつて本案は修正議決をいたすことに相成つた次第であります。以上御報告を終りま

す。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これより採決をいたします。先ず厚生年金保險法等の一部を改正する法律案、船員保險法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　次に理容師法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長（松平恒雄君）　この際日程第一三、公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案、日程第一四、風俗営業取締法案、日程第一五、市町村立学校職員給與負担法案（内閣提出、衆議院送付）以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　先ず委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員会理事中井光次君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十八日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法

第一條　公立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（定時制の課程という。）のみを置くものの校長並びに主として定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当並びに日直及び宿直に関する手当のため、都道府縣において要する経費については、予算の定めるところに従い、國庫がその十分の四を補助する。

第二條　前條の補助金は、毎年度これを都道府縣に交付する。

第三條　補助金の交付に関し、必要な規程は、文部大臣が、これを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

〔審査報告は都合により第六十号附録に掲載〕

風俗営業取締法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十九日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

風俗営業取締法案

風俗営業取締法

（定義）

第一條　この法律で、風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいう。

一　待合、料理店、カフエーその他客席で婦女が客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二　キヤバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

三　玉突場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

（営業の許可）

第二條　前條の営業を営もうとする者は、当該都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会（都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けた者は、当該都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

（條例の制定）

第三條　都道府縣は、條例により、風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等について、善良の風俗を害する行爲を防止するために必要な制限を定めることができる。

（行政処分）

第四條　公安委員会は、風俗営業を営む者（以下営業者という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、法令又は前條の規定に基く都道府縣の條例に違反する行爲をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行爲を防止するために必要な処分をすることができる。

（聽聞）

第五條　公安委員会が、前條の規定により、営業の許可を取り消し、又は営業の停止を命じようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　公安委員会は、前條の規定による法令又は條例の違反の行爲並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通告し、○○なければならない。

（立入）

第六條　当該官吏及び吏員は、この法律又はこの法律に基く都道府縣の條例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立ち入ることができる。

2　前項の規定により立ち入る場合には、当該官吏及び吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（罰則）

第七條　第二條第一項の規定に違反し、又は第四條の規定による公安委員会の処分に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　第三條の規定に基く都道府縣の條例に違反し、又は前條の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

3　第二條第二項の規定に違反して届出をなさず、又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する。

第八條　法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

昭和二十二年十二月三十一日以前においてこの法律施行の際現に風俗営業を営む者は、この法律施行の日から三十日の間は、第二條の規定にかかわらず引き続き風俗営業を営んでいる場合には、その者は第二條の規定による許可を受けた者とみなす。

2　この法律施行の際現に風俗営業の取締に関する國の行政官庁の規定により営業の許可を受けた者が、この法律施行の日から三十日の間は、第二條の規定による許可を受けたものとみなす。

3　前項に規定する者は、都道府縣が條例で定めるところにより公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

4　第二項に規定する者が、第三條の規定に基

く都道府縣の條例の規定に適合しない場合においては、公安委員会は、その者に対し、営業所の構造設備の変更その他の命令をすることができる。この場合において、営業者が当該命令に従わないときは、公安委員会は、営業の許可を取消し又は営業の停止を命ずることができる。

5　この法律施行の際現に風俗営業を営む者で、第二項に規定する者以外の者は、この法律施行の日から三十日の間は第二條の規定による許可を受けた者とみなす。

〔審査報告書は、都合により第六十号附録に掲載〕

市町村立学校職員給與負担法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十九日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

市町村立学校職員給與負担法案

第一條　市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び地方事務官たる職員の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当、日直及び宿直に関する手当（以下俸給その他の給與という。）は、都道府縣の負担とする。

第二條　市町村立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）のみを置くものの校長（定時制の課程の外に通常の課程又は夜間の課程を置くものの校長を除く。）並びに定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師の俸給その他の給與は、都道府縣の負担とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

2　市町村立の小学校及び中学校並びに青年学校職員の俸給その他の給與の負担に関する政令（昭和二十三年政令第二十八号）は、これを廃止する。但し、同政令適用の際、従前の規定による中等学校の在学者のうち、第二学年又は第三学年に属する者をその生徒とした市町村立中学校の職員で、國庫負担額算定の基準となる者以外のものの俸給その他の給與は、第一條の規定にかかわらず、これを市町村の負担とする。

〔中井光次君登壇、拍手〕

○中井光次君　只今議題となりました三法案の中、先ず風俗営業取締法案について、本委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

御承知の通り昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の規定によりまして、待合、料理店、カフエー、ダンスホール、遊技場等の風俗上取締を要する営業に関する、廳府縣令による取締規則が、昭和二十二年十二月三十一日を以て失効となりましたので、このまま放置することは、風俗営業取締上支障がありますから、これらの営業取締法規としてこの法律案が提出せられたのであります。

而して本法案の内容は、第一は、かかる営業は従来と同様に警察の取締りを受け、その営業許可は都道府縣公安委員会又は市町村公安委員会が行うという建前をとつたこと、從つて又営業者又は従業員が違反行爲を行つて、善良の風俗を害する虞れがある場合は、各公安委員会はこれらの営業を禁止、又は停止処分に付し得るものとしてあること。第二は、従来の府縣令の実質的内容をなしておりました営業の場所、営業所の時間、営業所の構造設備等に対する各種の制限は、各地方の実情に應じた内容にするために、都道府縣の條例を以て規定するようにいたしましたこと。第三は、この種の営業取締法規として初めての試みであるが、従来のように行政官廳の一方的裁量によつて、営業の禁止又は停止処分が行われて、ややもすれば営業権を脅やかすようなことを避けて、そのような場合には必ず公開による聽聞を行つて営業者の言い分を十分に聽き、公正な行政処分が行われるような方法をとつていること。これらが本法案の主たる内容であります。

本委員会は予備審査のために付託以来愼重審議を重ね、併せて関係数ヶ所に亘る実地調査をも行つたのであります。而して六月三十日衆議院よりの修正案を附して本付託となりました。

次に衆議院修正案について御説明いたします。第一点は法案第一條において風俗営業とは、待合、料理店、カフエーその他客席で婦女が客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」をいうことになつておりますのを、必ずしも婦女に限る必要はないというので、「婦女が」という字句を削つたことであります。第二点は法案第五條において営業の許可を取消し、又は停止等を命ずるときに公開聽聞を行う場合には、その期日、場所を公示して一般に知らせることにいたしたのであります。第三点は本法施行期日を政令で定めることとなつておりましたのを、九月一日から施行することといたしました。第四点はこの法律施行の際現に営業を営む者に対する経過規定として、原案は「この法律施行の際現に風俗営業を営む者は、この法律施行の日から三十日の間は、第二條の規定による許可を受けたものとみなす。」ことになつておりましたのを修正して、昭和二十二年十二月三十一日以前に営業の許可を受けた者が、引続き営業している場合には、その者は第二條の規定により許可を受けた者とみなすこととし、その他の者に対しましてのみ三十日間第二條の許可を受けた者とみなすと修正したのであります。以上が衆議院の修正案の内容といたすところであります。本委員会は衆議院修正案をも併せ審議をいたしました。

今もその主なるものを御報告申上げますると、質問の第一は警察官吏等が取締上必要があるときは営業所に立入ることができること、及びこれを拒みたる者に対し処罰の規定があるが、これは憲法違反ではないか、又職権濫用の弊害があると思うが、これに対して如何に考えるかということでありました。これに対し政府委員より、立入りは刑事訴訟法の犯罪の捜査のためではなく、行政上の目的のためであつて、風俗営業の指導が目的であるから、憲法違反とはならん。又他の法律にも同じ趣旨で立入の規定をしているものは多数ある。又職権の濫用は許さるべきではないし、万一かかる場合は当然行政上或いは刑事上の処罰を受くるものであるという答弁がありました。又風俗営業に関する許可権を公安委員会に與えることは、公安委員会の現在の構成から見て必ずしも適当ではないと思うが、どうかという質問に対しましては、公安委員会制度は、警察制度改革の眼目であるから、これを変更することは却つて適当でない、若し公安委員会の職務の執行が批判を受けるようなことがあれば、それは別な方法で公安委員自体の反省を促すべきであると思うとの意味の答弁がありました。又附則第二項において、昨年十二月末までに府縣令の規定により許可を受けた者が引続き営業しておる場合には、その者は当然新法により許可を受けた者とみなすということになつておるが、これがため実際の適用に当つて、不適当な者が引続き営業するような不合理な事態が生じはしないかという質問に対しては、かかることの起きないように十分注意する旨の答弁がありました。

かくて討論採決に入りましたところ、全会一致を以て本法律案は衆議院修正案をも併せ可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に市町村立学校職員給與負担法案並びに公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案について、便宜一括して本委員会における審議の経過並びに結

果について御報告申上げます。

先ず最初に市町村立学校職員給與負担法案について申述べます。本法案の趣旨は、從來の政令を法律に改めること及び定時制高等学校の実施、盲学校及び聾学校の義務制の施行及び給與制度の改正等に伴い、この法律案の提出を見たのでありまして、その内容とするところは、第一に、市町村立の小学校、中学校、盲学校及び聾学校の職員給與の都道府縣の負担に関する規定でありまして、新たに義務制となりました盲学校及び聾学校を加えたこと、從來主として市町村負担でありました退官退職手当、日直手当、宿直手当を都道府縣の負担としたこと等が主なる内容であります。

第二に、市町村立高等学校の中で、特別の時期及び時間において授業を行う、いわゆる定時制の課程のみを置く学校の校長並びに定時制の課程の授業を担任する職員の給與については、これを都道府縣の負担とすることとしてあります。即ち本年四月一日から青年学校が廃止されることになり、勤労青年の教育は主として新制高等学校の定時制の課程において行われることとなりましたので、勤労青年の教育を振興するという趣旨からも、市町村立高等学校の定時制の課程の職員の俸給等を都道府縣の負担とするものであります。以上が市町村立学校職員給與負担法案の趣旨内容であります。

本委員会は付託以來慎重審議を重ねました。審議中特に出席発言を求められた文教委員の方から、教員の超過勤務手当に関し政府に質問するところがありましたが、政府委員より、学校職員に対して労働基準法による超過勤務手当は支給しない方針であるとの答弁でありました。

次に公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法案について御報告いたします。

その内容といたしますところは、先に御説明いたしました市町村立学校職員給與負担法第二條の規定によりまして、都道府縣の負担とされた市町村立高等学校の定時制の課程の職員俸給等と、都道府縣立高等学校の定時制の課程の職員の俸給等とを支弁するために、都道府縣において必要とする経費の十分の四を、予算の定めるところに從いまして國庫が補助することを規定せんとするものであつて、これも新制高等学校の定時制課程における勤労青年教育の振興を企図せんとするものであります。これが本法案の趣旨内容であります。

本委員会は以上二法案を一括議題とし、全会一致可決すべきものと決定いたしました。以上御報告を申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これより採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　日程第一六、自轉車競技法案（衆議院提出）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

自轉車競技法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年六月二十六日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

自轉車競技法

第一條　都道府縣及び人口、財政等を勘案して主務大臣が指定する市（以下指定の市という。）は、自轉車の改良、増産、輸出の増加、國内需要の充足に寄與するとともに、地方財政の増收を図るため、この法律により、自轉車競走を行うことができる。

前項に掲げる者（以下自轉車競走施行者という）は、命令の定めるところにより、自轉車競走の実施を、当該都道府縣毎に設立する、自轉車振興会に、委任することができる。

第二條　自轉車競走施行者が、この法律により、自轉車競走を開催しようとするときは、命令の定めるところにより、都道府縣知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

第三條　第一條の自轉車競走は、第四條に定める、自轉車競走場で行わなければならない。但し、主務大臣の許可を受けて、道路を利用する、長距離競走を、行うことができる。

第四條　第一條の自轉車競走を行う競走場の数は、都道府縣は各二箇所以内、指定市は各一箇所である。

第五條　前條の自轉車競走場並びに第一條の自轉車競走に出場する選手及び使用自轉車の種類、規格は、命令の定めるところにより、自轉車振興会連合会に、登録されたものでなければならない。

第六條　自轉車競走場で自轉車競走を開催するときは、入場者から入場料を取らなければならない。但し、都道府縣知事又は指定市の市長が、無料入場者と定めた者からは、入場料を取らなくてもよい。

第七條　自轉車競走施行者は、一口金二十円以下の勝者抗票券を、額面金額で賣出すことができる。

第八條　自轉車振興会の役員、選手その他自轉車競走の事務に從う者に対して、勝者投票券を賣出すことはできない。

第九條　自轉車競走施行者は、勝者投票の的中者に対して、命令の定めるところにより、その競走についての勝者投票券の賣上金の額を超えない範囲内において、拂戻金を交付する。

勝者投票の的中者のない場合における賣上金は、命令の定めるところにより、これを勝者投票券を買つた者に拂戻しする。

前二項の拂戻金の債権は、一年間これを行わなければ、時効によつて消滅する。

第十條　自轉車競走施行者は、命令の定めるところにより、勝者投票券の賣上金額の百分の二十五以内の金額を自己の收入とすることができる。

自轉車振興会に、自轉車競走を委任したるときは、自轉車競走施行者は、勝者投票券の賣上金額の百分の三以内の金額を、自己の收入とすべき金額内より、自轉車振興会に交付しなければならない。

自轉車競走施行者は、第一項の金額より、第二項の金額及び所要の経費を差し引いた残額の三分の一に相当する金額を、國庫に納付しなければならない。

主務大臣は、前項の規定により、納付された金額に相当する金額を、自轉車の改良、増産、輸出の増加、國内需要の充足に必要な経費に支出しなければならない。

前項の金額の支出については、命令で定める。

第十一條　自轉車振興会は、自轉車競走の実施並びに自轉車に関する事項の振興を目的とする法人であつて、都道府縣ごとに設立する。

各都道府縣の自轉車振興会は、命令の定めるところにより、競走場、出場選手及び使用自轉車の種類、規格の登録並びに検定、その他自轉車競走の実施及び効果を統制するため、連合会を設置することができる。

第十二條　自轉車振興会及びその連合会の設立は、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

第十三條　主務大臣は、自轉車競走施行者の行爲がこの法律に違反すると認めるときは、自轉車競走施行者に対し、勝者投票券の発賣の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第十四條　左の各号の一に該当するものは、三年以下の懲役若しくは

五万円以下の罰金に処し、又はその刑を併せ科する。

一　第七條の規定に違反して、勝者投票券を発賣したり、又はこれに類似の行爲をなした者

二　この法律による自轉車競走に関し、職業として、多数の者に対して財物を以てかけごとをなした者

三　第八條に掲げる者にして、前号に規定する行爲の相手方となつた者

第十五條　左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一　第八條に掲げる者に対して、同條に掲げる者なることを知つて、勝者投票券を賣出した者

二　第八條に掲げる者にして、勝者投票券を買入れ又は譲り受けた者

三　第十四條第一号、第二号に規定する行爲の相手方となつた者

第十六條　自轉車振興会の役員又はこの法律により、自轉車競走の職務を執行する役員若しくは選手が、その職務又は競走に関して、賄賂をとり、又はこれを要求若しくは約束したときは三年以下の懲役に処する。因つて不正の行爲をなし、又はなすべき行爲をなさないときは五年以下の懲役に処する。

前項の場合において、受け取つた賄賂はこれを没収する。若しその全部又は一部を没収することができない場合には、その價額を追徴する。

第十七條　前條第一項に掲げる者に対して賄賂を支拂い、提供し又は約束した者は三年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し又は免除することができる。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔一松政二君登壇、拍手〕

○一松政二君　只今議題となりました自轉車競技法案に関する商業委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法律案は衆議院議員林大作君外四十七名の提出にかかるものでありまして、商業委員会におきましては、衆議院で全員一致可決した衆議院各派共同提案によつて修正されたものを議題として審議をいたしたのであります。

先ず本法律案の提案理由を御紹介いたしますと、我が國の自轉車業界は大正年代より逐次隆盛を極め、最高生産高は昭和十五年約百二十四万台、最高輸出高は昭和十一年約十四万台であつたのが、今次大戰発生以來、その生産及び輸出は、量において も質においても低落の一途を辿り、終戰と共に全く壊滅寸前の狀態に立ち至つたのであります。然るに日本における自轉車は、地形その他の関係上、交通機関として誠に重要な地位を占むるのは勿論、末端輸送機関として國民の社会生活、なかんずく経済活動と密接不可分の関係を有するものであり、自轉車業界の盛衰が日本経済の復興に及ぼす影響は誠に重大なものがあるのであります。幸い終戰後、自轉車の生産及び輸出は、質量共に逐次上昇しつつあるが、当面の需要を充たすことはなか〳〵困難な狀態にあるのであります。まして戰前、主として我が國から自轉車の輸入を仰いでいた東洋諸國及び南洋方面の無限に近い需要を考えると、誠に情ない現況にあるのであります。

本法律案の効果といたしましては、その特に重要なものを挙げますと、第一に、國民の自轉車工業発展に無形的な素地を作ることができる。第二に、この法律の施行によつて期待し得る收益を活用して、或いは品質の改良、或いは生産の増強に必要な助成を行い、或いは自轉車に関する各種の試驗研究施設を完備し、或いは諸外國における有利な市場獲得のために必要な宣傳を行う等、自轉車の生産及び輸出の振興に直接寄與することができるのであります。第三に、自轉車工業の発達特にその生産及び輸出の増加が國内産業の復興に及ぼす影響も亦決して軽視することはできないのであります。第四には、現在極めて窮迫しておる地方財政の増收に寄與し、幾分でも大衆課税を軽減し得る結果になると思うのであります。

次に、本法律案の内容を御説明申上げますと、都道府縣及び人口、財政等を勘案して、主務大臣が指定する市は自轉車競爭を行うことができるということにいたしまして、その実施は当該都道府縣ごとに設立する自轉車振興会に委任することができる。そうして一口金二十円以下の勝者投票券の賣出しを認めること。自轉車競爭施行者である都道府縣及び指定の市は、勝者投票券の賣上げ金額の百分の二十五以内の金額を自己の收入とし、その中から賣上げ金額の百分の三以内の金額を自轉車振興会に交付し、右交付金及び所要の経費を差引いた残額の三分の一に相当する金額を國庫に納付するということになつておるのであります。主務大臣は右の納付額に相当する金額を自轉車の改良増産及び輸出の増加、國内需要の充足に必要な経費に支弁すべきこと、及び必要な処罰を規定してあるのが本法律案の内容であります。

右法律案につきましては数回の委員会を開き、いろ〳〵質問應答を重ね、各方面から論議をいたしておりますのでありますけれども、速記錄がありませんので、これを皆様に後で御覽を願うことのできないことを甚だ残念に思つておるのであります。いろ〳〵説明いたしますと時間も長く掛かりますから、それは省略いたしまして、ただ最後にこの法律案の事業を行うことになりまするというと、商工省の本省に一体どれだけの人間を使うことになるのか、若しそれが沢山の國費を要するようなことであれば、これは甚だ目的に副うことができない。從つて商工大臣からその辺に対する確かな言明を将來に残して置く必要があるという見地から、特に商工大臣より答弁を求めたのであります。商工大臣は、本法律案の施行に当つては振興会等を活用して、成るべく官吏の増員をしない方針であるが、商工省としては未だ経驗のない事務であるので、本省に或いは五六名程度の増員をすることになるかも知れんが、地方商工局には一人も増員しないようにするという言明があつたのであります。

かくて、質疑は終了いたしまして討論に入りましたところ、緑風会の錦田委員から本法律案は投機心を助長し、弊害の方が多いと思われるから反対であるという意見が述べられたのであります。社会党の中平委員からは、本法律案と同様のものは諸外國にその例があるのみならず、道路の狹い日本においては自轉車は交通機関として極めて必要であるので、その増産が望ましい。又戰前においては相当量の輸出があつたが、最近貿が低下して、輸出に大きな影響を及ぼしておるので、品質の改良は特に必要である。從つて本法案はこれらの施策に役立つと思うことが大きいからこれに賛成をする。但し法律案の施行のために多額の國費を要してはならない。從つて万一必要があつてもそれは極めて少額に留めておかなければならんとの討論があつたのであります。更に民主党の油井委員から本法律案の全体については尚論議すべき点もあるが、地方財政の救済と自轉車の増産に寄與する観点から賛成するという意見がありまして、尚政府においては、本法律案の施行に当つて生ずるかも知れないところの弊害を除去するように手段を取つて貰いたいという要望を添えまして、賛成意見があつたのであります。以上を以て討論を終りまして採決に入りましたところ、多数を以て本法律案を原案通り可決すべきものと決定された次第であります。以上簡單ながら御報告を申上げる次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君)　これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は可決いたしました。

○議長（松平恒雄君）　日程第一七、教科書の発行に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。文教委員長田中耕太郎君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

教科書の発行に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により経付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

教科書の発行に関する臨時措置法案

教科書の発行に関する臨時措置法

第一條　この法律は、現在の経済事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な價格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめることを目的とする。

第二條　この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に應じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものをいう。

2　この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第三條　教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名、住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

2　著作者及び発行者が法人その他の團体であるときは、團体名及びその代表者名を併記するものとする。

3　印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四條　発行者は、毎年、文部大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部大臣に届け出なければならない。

2　教科書展示会に関しては、省令をもつてその基準を定める。

第五條　都道府縣知事は、毎年、文部大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

第六條　文部大臣は、第四條の届出に基き目録を作成し、都道府縣知事にこれを送付するものとする。

2　都道府縣知事は、前項の目録を当該都道府縣の区域内にある第二條第一項に規定する学校に、配付するものとする。

3　発行者は、第四條によつて届け出た教科書の見本を、前條の教科書展示会に出品することができる。

第七條　國立の学校の長は、教科書の需要数を、都道府縣知事に報告しなければならない。

2　都道府縣知事は、都道府縣内の教科書の需要数を、省令の定めるところにより、文部大臣に報告しなければならない。

第八條　文部大臣は、前條第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示（以下発行の指示という。）しなければならない。

第九條　文部大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一　需要数が教科書の発行に不十分なとき。

二　発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。

三　発行者が文部大臣の指示した発行を引き受けないとき。

四　第十四條又は第十五條の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

第十條　発行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2　発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3　文部大臣は、必要に應じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十一條　教科書の定價は、文部大臣の認可を経なければならない。

第十二條　発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に應じて定價の三分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有價証券をもつて文部大臣に納めなければならない。

第十三條　保証金は、第十條の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその權利を譲渡することができない。

第十四條　第十條第一項の義務に違反する行爲があると認めるときは、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。

第十五條　第十二條に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。

第十六條　発行者において、第十條第一項の義務に違反する行爲があると認められるときは、保証金は、これを國庫に帰属せしめることができる。

第十七條　この法律に定めるもののほか、この法律施行のため必要な事項は、省令でこれを定める。

第十八條　この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部大臣の指定したものに、これを適用する。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔田中耕太郎君登壇、拍手〕

○田中耕太郎君　議題となりました教科書発行に関する臨時措置法案の審議につきまして御報告を申上げます。

先ず政府の提案理由並びに説明を參考にいたしまして、本法案の趣旨と全貌とを御説明いたします。そもそも小学校、中学校、高等学校程度の学校において教科書に関しましては、この度検定制度が実施せられまして、この制度は従来國定制度を取つておりました小学校にも及ぼされるようになつたのでございます。これは或いは教科書を編纂いたしましたり、或いは教育者が教科書の選択をいたしたりします場合におきまして、従来の画一主義を打破いたしまして、廣い範囲において創意を発揮せしめる趣旨に出ておるのでございます。ところで現在の用紙不足の下におきましては、検定制度を実施いたしますと、検定教科書の発行に或る程度の統制を加えませんで、それを全くの自由放任にいたして置きますると、用紙の無駄が生じまして、教科書が都市に集中し地方に手薄になり、又迅速且つ確実に入手できなくなりましたり、教科書に不当なる高い定價を附けたり、定價が地方によりまちまちになつたりする虞れがあるのであります。ここにおきましてか現在のような用紙不足、その他いろいろ困難なる事情が継続する限りは、暫定的の意味で文部大臣及び地方教育行政に関する当局が、検定教科書の発行に或る程度におきまして干與し、教科書の需要供給の調整を図りまして、その他適当な措置を講ずる必要がないとは申されないのであります。これが法案の狙つておる点でございます。

先ず需給調整の方法といたしまして、本法案がどういう方策を考えておるかと申しますと、供給者である発行業者は、毎年一定の時期までに教科書

の目録を文部大臣に届出まして、文部大臣はこの届出に基いて全体の目録を作成いたしまして、都道府縣知事、これから若し教育委員会というものができますならば、都道府縣知事の代りに教育委員会が活動するようになるのでございます。その都道府縣知事に送付いたします。知事はこの目録を管轄区域内の学校に配付いたします。これと同時に発行業者は、届出でた教科書の見本を、毎年一定の時期に開かれますところの教科書展示会に出品することになります。次に需要者である学校側といたしましては、教科書展示会に出品された見本につきまして、明年度において使用しまする教科書を選択いたしまして、その需要数を知事に報告いたし、更に知事は管轄区域内の教科書の需要数を集計しまして文部大臣に報告いたします。文部大臣は報告されました全国的の需要数を基礎としまして、発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示し、それと同時に、法文にはありませんが、必要な用紙が割当てられるという段取りとなるのであります。尚法案は、発行を受諾した発行者の発行義務並びに各学校に供給する責任、発行義務を履行させるための保証金の制度、義務違反の場合の制裁、教科書の定価を定めるのには文部大臣の認可を要すること、その他について規定を設けております。

本法案に関する質疑の主なものを綜合して申上げますと、一、現に文部省に設置してある教科用図書委員会の意見が本法案中に取入れられているか否か。二、将来同委員会の意向をこの法律の運用に反映せしむる必要がないかどうか。三、本法律案は官僚的統制方面が強過ぎはせぬか。殊に発行業者に義務を課すること重く、その援助育成の方面薄き感があり、優先的用紙割当や業者の金融の便を図る必要はないか。その他教科書行政の根本に触れた質疑がなされました。これに対し政府側より、本法律の民主的運営を誤らぬ旨、及び発行業者の援助育成並びに用紙確保に努力する旨の答弁を得ました。尚委員会は本法案審議の完璧を期するために、教科書発行業者、教科用図書委員会、製紙業者、教科書配給関係等各方面の経験者を証人として招致し、種々有益な証言と答弁とを得、審議上多大な便宜を與えられました。

次に質疑終了後、討論の段階におきましては、別段の発言もなく、多数を以て原案を可決すべきものと決定いたしました。右を以ちまして委員会の審議につきましての御報告を終ります。

○議長（松平恒雄君）　これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　この際日程第一八、船員職業安定法案、日程第一九、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件、日程第二〇、港湾法案（出内閣提出、衆議院送付）以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員会理事丹羽五郎君。

〔委員長報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

船員職業安定法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

船員職業安定法案

目次

第一章　総則

第二章　政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び普通船員職業補導

第一節　通則

第二節　船員職業紹介

第三節　職業指導

第四節　普通船員職業補導

第三章　政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業

第一節　船員職業紹介事業

第二節　船員の募集

第三節　船員労務供給事業

第四章　船員職業安定審議会

第五章　雑則

第六章　罰則

附　則

船員職業安定法

第一章　総則

（法律の目的）

第一條　この法律は、何人にもその能力及び資格に應じて公平且つ有効に船員の職業に就く機会を與えることによつて、海上企業に対する労働力の適正な充足を図ることを目的とする。

（職業選択の自由）

第二條　何人も、その能力及びその有する免状若しくは証書、その受けた訓練又はその経験による資格に應じ、適当な船舶における船員の職業を自由に選択することができる。

（船員選択の自由）

第三條　船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人を、船舶賃借の場合には船舶借入人を、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者をいう。以下同じ。）は、船員として雇用する者を自由に選択することができる。但し、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定によつて、船舶所有者又はその團体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

（均等待遇）

第四條　何人も、人種、國籍、信條、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、普通船員職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその團体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

（政府の行う業務）

第五條　政府は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　海上労働力の需用供給の適正な調整を図ること及びその労働力を最も有効に発揮させるために必要な計画を樹立すること。

二　政府以外の者の行う船員職業紹介、船員の募集又は船員労務供給事業を船員及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

三　求職者に対し、迅速に、その能力に適当な船員の職業に就くことをあつせんすること。

四　求職者に対し必要がある場合には職業指導又は普通船員職業補導を行うこと。

五　海上労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。

六　個人、團体、学校又は関係行政廳の協力を得て、公共船員職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。

七　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により失業保険金の支給を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は普通船員職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。

（定義）

第六條　この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員で

ない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

2　この法律で「船員職業紹介」とは、求人者と求職者との間における船員雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

3　この法律で「職業指導」とは、船員の職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択及び職業に対する適応を容易にさせるために必要な指示、助言その他の指導を行うことをいう。

4　この法律で「普通船員職業補導」とは、普通船員になろうとする者に対し、船員の職業に就くことを容易にさせるために、教育訓練おろし方、ボイラー取扱法、救急法、海事用語、船内紀律その他海上労働において必要な基本的且つ実用的知識及び技能を授けることをいう。

5　この法律で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

6　この法律で「船員労務供給」とは、供給契約に基いて人を船員として他人に使用させることをいう。

第二章　政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節　通則

（海運総局長の業務）

第七條　運輸省海運総局長（以下海運総局長という。）は、運輸大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について海運局長を指揮監督するとともに、公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、海上企業における船員募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、海上労働力の需要供給の調整、職業指導及び普通船員職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に関し必要な事務を掌り、所属の職員を指揮監督する。

（公共船員職業安定所）

第八條　海運局に、無料で公共に奉仕する公共船員職業安定所を置き、職業紹介、職業指導、船員保険法の規定によりその所掌に属せしめられた事項その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせる。

2　公共船員職業安定所の名称、位置、管轄区域、職員の定員その他公共船員職業安定所について必要な事項は、命令でこれを定める。

（連絡公共船員職業安定所）

第九條　運輸大臣は、前條第一項の公共船員職業安定所のうち、連絡公共船員職業安定所を指定することができる。

2　連絡公共船員職業安定所は、その属する海運局の管轄区域における海上労働力の需給状況に関し公共船員職業安定所相互間の事務の連絡を掌る。

（職員たる要件）

第十條　公共船員職業安定所の業務を効果あらしめるために、公共船員職業安定所において専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、運輸大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

（公共職業安定所に対する協力）

第十一條　公共船員職業安定所は、公共職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

（求職者のための施設）

第十二條　政府は、船員職業紹介の事業を行うにあたり必要があると認めるときは、宿泊施設、食堂、浴場その他の施設を設けるものとする。

（労働力の需給に関する調査）

第十三條　海運総局長は、公共船員職業安定所の海上労働力の需要供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大することに努めなければならない。

（海上企業に対する寄仕）

第十四條　海運総局長は、船員の募集、選考、配置転換等に関する問題の処理について、船舶所有者から指導を求められた場合においては、船員の職業に関する調査の結果に基いて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、もつて海上企業の進展に寄仕することに努めなければならない。

（事務の依頼）

第十五條　公共船員職業安定所長は、公共職業安定所に左の事務を依頼することができる。

一　公共船員職業安定所に出頭してすることの困難な求職の申込を公共船員職業安定所に取り次ぐこと。

二　求職者の身元、資格等に関しこれを調査すること。

三　求人又は求職に関する通報を周知させること。

2　前項各号の事務を依頼するにあたり、公共職業安定所が当該地域及びその近接地域にないときは、公共船員職業安定所長は、当該地域の市町村長に前項各号の事務を依頼することができる。

第二節　船員職業紹介

（申込の受理）

第十六條　公共船員職業安定所は、いかなる求人又は求職の申込についてもこれを受理しなければならない。但し、求人若しくは求職の申込の内容が法令に違反するとき、又は求人の申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて、著しく不適当であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

2　公共船員職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他の求人の条件について、求職者に対し、その就職先、労働条件、乗り組むべき船舶その他の求職条件について指導することができる。

（労働条件の明示）

第十七條　求人者は、求人の申込にあたり、公共船員職業安定所に対し、公共船員職業安定所は、紹介にあたり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

（紹介の原則）

第十八條　公共船員職業安定所は、求人者又は求職者に、求人又は求職の申込の内容に適合する紹介をするように努めなければならない。

第十九條　紹介は、求人条件又は求職条件を同じくする申込の間においては、その受理の順序による。但し、求職者が公共船員職業安定所の紹介する適当な職に就くことを命令で定める回数にわたり拒んだときは、紹介の順序についてはその最後の拒絶のときにあらたに申込の受理があつたものとみなす。

（求人又は求職の開拓）

第二十條　公共船員職業安定所は、海上労働力の需要供給の状況に鑑み、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

（争議行為に対する不介入）

第二十一條　公共船員職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又はけい船の行われている船舶につき、求職者を紹介してはならない。

2　前項に規定する場合の外、労働委員会が公共船員職業安定所に対し船舶において同盟罷業、閉出又はけい船に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を紛争現に紹介することによつて当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共船員職業安

定所は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため必要な限度まで求職者を紹介する場合は、この限りでない。

（施行規定）

第二十二條　船員の職業紹介の手続その他政府の行う船員職業紹介に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節　職業指導

（職業指導の原則）

第二十三條　公共船員職業安定所は、あらたに船員の職業に就こうとする者その他船員の職業に就こうとする者に対し特別の指導を加えることを必要とするときは、職業指導を行わなければならない。

（適性検査）

第二十四條　公共船員職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者に就き、体力、知能、性格その他について船員の職業に対する適職性の検査を行うことができる。

（学校に対する協力）

第二十五條　公共船員職業安定所は、学校を卒業する者に対し学校の行う職業指導に協力しなければならない。

（施行規定）

第二十六條　職業指導の方法その他職業指導に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節　普通船員職業補導

（普通船員職業補導の原則）

第二十七條　普通船員職業補導は、海上労働力の需要供給の状況に應じて必要な職業種目について、これを行わなければならない。年少者その他特別の普通船員職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するような補導の種目及び方法が選定されなければならない。

2　この法律の規定により運輸大臣の行う普通船員職業補導は、海上労働者の專門的職業活動に直接関係があるものに限られなければならない。運輸大臣は、技術的科目を除いて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校において通常行われる科目に関する補導は、これを行わないものとし、技術的科目に関する補導を行う場合においても、実地訓練に重点を置き、座学はこれを最小限度に止めるものとする。

（普通船員職業補導の機関）

第二十八條　普通船員職業補導は、運輸大臣の指定する船員教育機関が、これを行う。

（公共船員職業安定所の協力）

第二十九條　公共船員職業安定所は、前條の船員教育機関の行う普通船員職業補導を受くべき者の選考について、これに協力しなければならない。

（普通船員職業補導の種目等）

第三十條　普通船員職業補導の種目、及び方法並びに普通船員職業補導を受けるべき者の選考について必要な事項は、運輸大臣が、これを定める。

2　普通船員職業補導の期間は、三箇月を超えてはならない。

（手当の支給）

第三十一條　政府は、普通船員職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

（施行規定）

第三十二條　この節に定めるものの外、普通船員職業補導に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章　政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業

第一節　船員職業紹介事業

（船員職業紹介事業の禁止）

第三十三條　政府以外の者は、何人も第三十四條に規定する場合を除いては、船員職業紹介事業を行つてはならない。

（船員職業紹介事業の許可）

第三十四條　船舶所有者を代表する團体、船舶所有者及び船員を代表する團体、船舶所有者及び船員を代表する協同の團体又は公益を目的とする團体で左の條件を具備するものは、運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行うことができる。

一　当該團体の行う船員職業紹介が有料でなく、且つ、その事業が営利を目的としないこと。

二　國庫から補助金を受けないで船員職業紹介事業を行うこと。

2　運輸大臣は、前項の條件に適合する許可の申請があつたときは、これに対し許可を與えなければならない。

（船員職業紹介所の所在地変更等）

第三十五條　船員職業紹介事業を行う者は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。

（設備の改善等）

第三十六條　運輸大臣は、船員職業紹介所の設備その他業務の運営が船員職業紹介事業の経営に関して不適当であると認めるときは、船員職業紹介事業を行う者に対して設備の改善その他必要な事項を勧告することができる。

（報酬受領の禁止）

第三十七條　船員職業紹介事業の従業者は、いかなる名義でも船員の職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。

（兼業の制限）

第三十八條　船員職業紹介事業を行う者及びその従業者は、左の業務を行うことができない。但し、船員職業紹介事業を行う者は、運輸大臣の許可を受けたときは、第四号から第六号までの業務を行うことができる。

一　両替

二　質屋

三　酒類の販賣

四　飲食店

五　日用品の販賣

六　宿泊所

2　船員職業紹介事業を行う者及びその従業者は、前項各号の業務を行う者と通謀して、利を図ることはできない。

（名称の制限）

第三十九條　第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行う者たることを示すような文字を用いてはならない。

（帳簿書類の作成等）

第四十條　第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者は、その業務に関して命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならない。

（準用規定）

第四十一條　第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者は、第十六條から第二十一條までの規定を準用する。

（施行規定）

第四十二條　この節に定めるものの外、船員職業紹介事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二節　船員の募集

（文書等による募集）

第四十三條　新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する廣告、文書の掲出若しくは頒布又は放送により船員の募集を行おうとする者は、あらかじめ募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

（文書等以外の方法による募集）

第四十四條　前條に規定する方法以外の方法により船員の募集を行おうとする者は、命令の定める場合を除いて、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により運輸大臣の許

可を受けることを要しない者は、あらかじめ募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

（委託募集）

第四十五條　船舶所有者は、その被用者以外の者に船員の募集を行わせようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　船舶所有者は、前項の被用者以外の者に船員の募集について報酬を與えようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

3　第一項の規定により船員の募集を行う者は、同時に二以上の船舶所有者のため募集を行つてはならない。

（募集の制限）

第四十六條　公共船員職業安定所長は、海上労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第四十三條の規定による募集に関し、募集地域又は募集時期について、理由を附した文書により制限を加えることができる。

第四十七條　運輸大臣は、第四十四條の規定により、募集を許可する場合は、募集人員、募集地域その他募集方法に関し、必要な指示を與えることができる。

（報酬受領の禁止）

第四十八條　船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行う者は、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。

（報酬給與の禁止）

第四十九條　船舶所有者は、募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給與してはならない。

（再委託の禁止）

第五十條　船員の募集に従事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行う者は、その募集を他人に委託してはならない。

（準用規定）

第五十一條　船員の募集については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

（施行規定）

第五十二條　この節に定めるもののの外、船員の募集に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節　船員労務供給事業

（船員労務供給事業の禁止）

第五十三條　何人も、第五十四條に規定する場合を除いては、船員労務供給事業を行つてはならない。

船員労務供給事業を行う者から供給される人を船員として使用してはならない。

（船員労務供給事業の許可）

第五十四條　労働組合法による労働組合は、運輸大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行うことができる。

（準用規定）

第五十五條　前條の労働組合の行う船員労務供給事業については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

（施行規定）

第五十六條　船員労務供給事業に関する許可の申請手続その他船員労務供給事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章　船員職業安定審議会

（船員職業安定審議会）

第五十七條　この法律の施行に関する重要事項を審議させるため、船員職業安定審議会を置く。

2　船員職業安定審議会は、中央船員職業安定審議会及び地方船員職業安定審議会とする。

3　運輸大臣は、前項に規定する船員職業安定審議会の外、二以上の海運局の管轄区域にわたる地域又は海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会を置くことができる。

4　中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、運輸大臣の諮問に、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、海運局長の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ関係行政廳に建議することができる。

5　運輸大臣及び海運局長は、この法律の施行に関する重要事項については、すべて船員職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

6　船員職業安定審議会は、その業務を行うについて資料を必要とするときは、運輸大臣又は海運局長に当該資料の提供を求めることができる。

7　船員職業安定審議会の委員は、船舶所有者を代表する者、船員を代表する者及び学識経験のある者の中から、中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会の委員にあつては、運輸大臣が、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会の委員にあつては、海運局長がこれを委嘱する。

8　船舶所有者を代表する者の中から委嘱される委員、船員を代表する者の中から委嘱される委員及び学識経験のある者の中から委嘱される委員の数は、各、同数でなければならない。

9　中央船員職業安定審議会は、三月に一回以上、地方船員職業安定審議会及び特別地区船員職業安定審議会は、一月に一回以上これを招集しなければならない。

10　前各項に定めるものの外、船員職業安定審議会について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章　雜則

（報告の徴收）

第五十八條　公共船員職業安定所長は、必要があると認めるときは、船員の雇用又は解雇について、船舶所有者に報告を求めることができる。

（検査等）

第五十九條　運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員労務供給事業を行う者に事業又は業務に関し、報告をさせ、若しくは帳簿書類の提出を求め、又は当該官吏にその事務所において、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　運輸大臣は、第五十三條の規定の実施状況を調査するため、必要があると認めるときは、当該当官吏をして、事務所その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は船舶所有者若しくは船員に対して質問させることができる。

3　当該官吏は、前項の規定により前項に規定する権限を行うときは、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

（事業の停止又は許可の取消）

第六十條　運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員労務供給事業を行う者が法令若しくはこれに基く運輸大臣若しくは海運局長の処分に違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

2　前項の規定により船員職業紹介事業の許可の取消を受けた者には、再び船員職業紹介事業の許可を與えることができない。

（秘密の厳守）

第六十一條　公共船員職業安定所の業務又は政府以外の者の行う船員の職業紹介、募集若しくは船員労務供給事業に関し船員、船舶所有者その他の者から知り得た船員又

は船舶所有者の個人的情報は、すべて秘密とし、何人もこれを他にもらしてはならない。但し、海運総局長の指示に基いて公表する場合は、この限りでない。

(職員の教育又は訓練)

第六十二條　政府は、その行う船員の職業紹介、職業指導その他この法律の施行に関する事務に従事する職員の教育又は訓練を行うため、計画を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

(職権の委任)

第六十三條　この法律に規定する運輸大臣の職権は、命令の定めるところにより、海運局長に委任することができる。

第六章　罰則

第六十四條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千円以上三万円以下の罰金に処する。

一　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

二　公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

第六十五條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第三十三條の規定に違反した者

二　第三十八條の規定に違反した者

三　第四十四條第一項の規定に違反した者

四　第四十五條第一項の規定に違反した者

五　第五十三條の規定に違反した者

第六十六條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第三十七條の規定に違反した者

二　第四十五條第二項又は同條第三項の規定に違反した者

三　第四十六條の規定による制限・又は第四十七條の規定による指示に従わなかつた者

四　第四十八條の規定に違反した者

五　第四十九條の規定に違反した者

六　第五十條の規定に違反した者

七　虚偽の廣告、文書の提出若しくは頒布若しくは放送により、又は虚偽の労働條件を呈示して船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

八　労働條件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせるために、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに従事した者

第六十七條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第四十條の帳簿書類を作成せず、若しくは備え置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二　第五十八條の規定による公共船員職業安定所の求があつた場合において故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第五十九條第一項○○の規定に違反して、故なく報告せず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は検査○○を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十八條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一　第三十五條の規定に違反した者

二　第三十九條の規定に違反した者

三　第四十三條の規定に違反した者

四　第四十四條第二項の規定に違反した者

第六十九條　この法律の違反行爲をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行爲をした代理人又は被用者である場合においては、当該法人の代表者又は人が普通の注意を拂えば、その違反行爲を知ることができるべきときは、行爲者を罰する外、その法人の代表者又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

2　法人の代表者又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行爲を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人も行爲者としてこれを罰する。

附　則

1　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して百二十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

2　船員職業紹介法(大正十一年法律第三十八号)は、これを廃止する。

3　この法律施行の際現に運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行う者は、この法律施行後三月を限り、引き続きその事業を行うことができる。

4　船員保険法の一部を次のように改正する。

「船員職業紹介所」を「公共船員職業安定所」に改める。

5　職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十二條中「船員法第一條」を「船員職業安定法第六條第一項」に改める。

(審査報告書は都合により第六十号附録に掲載)

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件

右は本院において承認することと議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月三十日

参議院議長　松岡　駒吉

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件

新潟市、神戸市及び高松市に海運局官制(昭和十八年勅令第八百三十二号)による海運局を置くことについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定による國会の承認を求める。

(審査報告書は都合により第六十号附録に掲載)

港域法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年七月一日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院副議長松平恒雄殿

港域法案

港域法

1　港の区域を別表の通り定める。

2　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第一條第二項の港と河川との境界及び港則法（昭和二十三年法律第　号）第二條の港の区域は、この法律の定めるところによる。

附　則

この法律は、港則法施行の日から、これを施行する。

運輸大臣は、政令で定めるところにより、船員法の第二十二條但書第一條第二項第二号の適用について、当分の間特に港を指定し、この法律の定める港の区域と異る区域を定めることができる。

（ホ字は衆議院修正）

別表

都道府県	港名	港の区域
北海道	紋別	弁天岬から九十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	網走	天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び網走川網走橋下流の河川水面
	根室	根室弁天島燈台（北緯四十三度二十分二十九秒東経百四十五度三十四分五十六秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面アイカップ埼からピンナイ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	厚岸	釧路埼燈台（北緯四十二度五十八分二秒東経百四十四度二十二分三十八秒）から二百七十度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川の別府川流入口下流の河川水面
	釧路	鳥屋埼燈台（北緯四十二度十六分五十九秒東経百四十三度十九分二十八秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	浦河	浦河燈台（北緯四十二度九分三十六秒東経百十二度四十六分五十四秒）中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	室蘭	エンルム埼から大黒島を経てホテイン埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	函館	穴澗岬から百八十度九百五十メートルの地点から六十九度に引いた線、同地点から有川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	江差	南防波堤東端を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
青森	青森	岩埼を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	岩内	天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	余市	尻場岬から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小樽	平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	増毛	増毛燈台（北緯四十三度五十一分七秒東経百十一度三十一分五十八秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	留萌	留萌埼から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	稚内	野塞岬から声間埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	天塩	太郎兵衛埼を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面
	沓形	クッカンタ埼から二十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	深浦	入前埼から行合埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鰺ヶ沢	弁天埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び中村川最下流道路橋下流の河川水面
	宵森	鼻繰埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堤川最下流鉄橋下流の河川水面
	小湊	安井埼から金附埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	野辺地	野辺地町と東平内村の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地川最下流道路橋下流の河川水面
	大湊	芦埼を中心として三千六百メートルの半径を有する円内の海面
	大間	細間埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	大畑	大畑港南防波堤燈台（北緯四十一度二十四分三十秒東経百四十一度十分十六秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び大畑川最下流鉄橋下流の河川水面
	八戸	日出岩（三・三メートル）から百八十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新井田川及び馬淵川各最下流鉄橋下流の河川水面
岩手	久慈	牛島三角点（六三・三メートル）から三百十五度に引いた線、同三角点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川最下流道路橋下流の河川水面
	八木	坂下三角点（六六・五メートル）から十度五百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	宮古	測候所暴風標（北緯三十九度三十八分十五秒東経百四十一度五十八分十三秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び閉伊川最下流道路橋下流の河川水面
	山田	小島東端から傳作鼻及び館ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに十沢川及び関口川各最下流道路橋下流の河川水面
	大槌	七展埼から雀島外端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川及び小槌川各最下流道路橋下流の河川水面
	釜石	鷲ノ巣埼から錦ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大渡川最下流道路橋下流の河川水面

	大船渡	潮湖島北端から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに盛川最下流道路橋下流の河川水面
	廣田	大森山三角点(一四七・二メートル)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
宮城	氣仙沼	鹿折村南端海岸から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	志津川	弁天埼から荒島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川沙見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面
	女川	赤根埼から大貝埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鮎川	清埼から黒埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	荻浜	狐穴埼から劒石埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	渡波	尾埼から石巻市と渡波町の境界海岸まで引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面
	石巻	石巻港東防波堤燈台(北緯三十八度二十四分二十一秒東経百四十一度十九分)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び北上川開北橋下流の河川水面
	塩釜	花淵埼から唐戸島南端まで引いた線、同島三角点(三六メートル)から寒風沢島長浜天測点を経て腕埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三九高地から二百七十度に引いた線以北の貞山運河水面
秋田	象潟	小潟埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び象潟川最下流道路橋下流の河川水面
	金浦	桑風信号標(北緯三十九度十五分十三秒東経百三十九度五十四分五十八秒)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	平沢	芹田岬から二十三度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	本荘	野尻田三角点(一五・一メートル)から二百三十度千百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び子吉川由利橋下流の河川水面
	秋田	秋田港燈台(北緯三十九度四十五分二十九秒東経百四十度三分十七秒)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び雄物川放水路水門下流の河川水面
	船川	根ノ崎三角点(四〇メートル)から二十五度千三百メートルの地点を中心として四千四百メートルの半径を有する円内の海面
	北浦	八斗埼から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに賀茂川最下流道路橋下流の河川水面
	能代	天測点を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
山形	酒田	酒田燈台(北緯三十八度五十五分二十八秒東経百三十九度四十八分五十五秒)を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び同燈台を中心として四千メートルの半径を有する円内の最上川の河川水面
	鼠ヶ関	トヤ埼からカノ島北端を経て沖平島北端まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鼠ヶ関川鼠ヶ関橋下流の河川水面
	賀茂	立岩埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
福島	松川浦	鵜ノ尾岬を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	四倉	水準標(三・四二メートル)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	江名	折戸山三角点(八三・四メートル)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	小名浜	三崎から八崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
茨城	平潟	鵜子岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	大津	大津三角点(五五メートル)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	日立	三角点(二九・八メートル)から二百六度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	久慈	久慈港北防波堤燈柱(北緯三十六度二十九分三十四秒東経百四十度三十七分三十秒)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の久慈川の河川水面
	磯崎	三角点(二五・八メートル)から零度千七百メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面
	那珂湊	大名鼻から百八十度に引いた線、舟町三角点(七一メートル)から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東経百四十度二十五分十秒の子午線以東の那珂川及び涸沼川の河川水面
	鹿島	三角点(二九・一メートル)から百八十度八百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	波崎	銚子港導燈の低燈(北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点(五七メール)から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面中茨城県地先部分

千葉	銚子	銚子港導燈の低燈（北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点（五七メートル）から十二度引いた線以東の利根川の河川水面中千葉縣地先部分
	勝浦	黒鼻から八幡岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	白浜	西防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	館山	暴風信号標（北緯三十四度五十九分十四秒東経百三十九度五十一分三十八秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び矢那川最下流道路橋下流の河川水面
	木更津	善光寺三角点（四九・二メートル）から二百六十度二千二百五十メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
	千葉	登戸三角点（二二メートル）から百八十度四千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川最下流道路橋下流の河川水面
	船橋	船橋市と行徳町の境界海岸から百七十度四千メートルの地点まで引いた線、船橋市と津田沼町の境界海岸から百八十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに海老川橋下流の河川水面
東京	岡田	勝崎から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から小口岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	波浮	赤八ツ崎から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	元村	元村三角点（一三・三メートル）から百八十度五百五十メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
	新島	新島三角点（四二八・五メートル）からナダラネ東端を見透した線、鳥ヶ島西端から鵜ノ根を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	大久保	北風平三角点（一一九・二メートル）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	神湊	横石鼻から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から垂戸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	八重根	前崎ケ鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
東京 神奈川	京浜	荒川放水路口右岸突端から百九十三度に引いた線、本牧鼻から四十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに隅田川永代橋及びその他各河川最下流鉄橋各下流の河川水面
神奈川	横須賀	小柴崎、同地点から九十度三千メートルの地点、観音崎燈台（北緯三十五度十五分十二秒東経百三十九度四十四分四十八秒）から九十度千メートルの地点、同地点から海願島燈標（北緯三十五度十二分三十秒東経百三十九度四十四分十八秒）を見通し七千メートルの地点を順次連結した線、同地点から二百九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三崎	歌舞島ノ鼻から城ケ島西北端まで引いた線、同島東端から同線に平行に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	眞鶴	磯崎鼻から眞鶴崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
新潟	能生	鱒崎三角点（七二・三メートル）から五十四度千八百五十メートルの地点を中心として一九百メートルの半径を有する円内の海面
	直江津	直江津港第五号燈台（北緯三十七度十分四十九秒東経百三十八度十五分十二秒）を中心として千六百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の荒川の河川水面
	柏崎	勝願寺三角点（四一・一メートル）から九十度四百メートルの地点を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面
	寺泊	寺泊海水浴場駅東方三角点（一四九・五メートル）から零度二千メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	新潟	新潟港防波堤燈台（北緯三十七度五十七分十九秒東経百三十九度四分十八秒）から二百五度二千百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円内の海面及び信濃川万代橋下流の河川水面
	岩船	諸上寺山三角点（七三・四メートル）から九十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び石川明神橋下流の河川水面
	夷（両津）	金剛山三角点（九六五メートル）から百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	羽茂	市振埼から五十度千二百五十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び羽茂川羽茂川橋下流の河川水面
	小木	城山山頂を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
富山	魚津	魚津燈台（北緯三十六度四十八分四十二秒東経百三十七度二十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	伏木東岩瀬	岩崎三角点（六一メートル）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋、内川東橋（法土寺橋）、神通川萩浦橋及び富岩運河萩浦小橋各下流の河川水面
	氷見	唐島三角点（一二メートル）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び余川川、土庄川及び新川各最下流道路橋下流の河川水面
石川	七尾	須曾ノ屏風南端から石崎ノ屏風西北端まで引いた線、能登島松ケ崎

	穴水	（宮埼）から久木まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 イナヘヅミ鼻からタケガ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小又川城山橋下流の河川水面
	宇出津	エビス埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	飯田	直村三角点（五八・五メートル）から二百十度六百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び若山川吾妻橋下流の河川水面
	輪島	龍ケ埼からヒカタ山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに輪島川最下流道路橋下流の河川水面
	福浦	藻ノ埼を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	瀧	瀧港第二防波堤燈台（北緯三十六度五十五分二十三秒東経百三十六度四十五分二十五秒）を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面
	金石	金石燈台（北緯三十六度三十六分東経百三十六度三十五分三十六秒）を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに犀川及び大野川各最下流道路橋下流の河川水面
福井	和田	赤埼から九十度に引いた線、宮ケ埼から城山まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小浜	鹿兒島埼（辰ノ口鼻）から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	敦賀	赤埼から蛭子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧笙ノ川笙ノ橋下流の河川水面
	三國	三國港防波堤燈台（北緯三十六度十三分十七秒東経百三十六度七分四十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び九頭龍川新保橋下流の河川水面
静岡	網代	赤根埼から立岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	伊東	伊東港第二防波堤燈台（北緯三十四度五十八分二十秒東経百三十九度六分三十六秒）から二百七十度千五百メートルの地点を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面
	稲取	稲取岬から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	下田	赤根埼から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲生沢川最下流道路橋下流の河川水面
	松崎	アジホガ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宇久須	小峯三角点（一四九・八メートル）から百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	土肥	通埼から二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	沼津	牛臥山三角点（六二メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに狩野川永代橋下流の河川水面
	清水	眞埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面
	焼津	浜当目三角点（一七二・九メートル）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	相良	波津三角点（七二・二メートル）を中心として二千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに萩間川新橋下流の河川水面
	御前埼	元根鼻三角点（七メートル）から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	舞阪	弁天島駅を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに同円内の河川及び湖水面
愛知	福江	向山三角点（六・四メートル）から百七十度千二百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	泉	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
	田原	船倉橋東橋台を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び汐川船倉橋下流の河川水面
	豊橋	十間川口右岸突端を中心として四千五百メートルの半径を有する円弧、梅田川右岸堤防突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに豊川最下流道路橋下流の河川水面
	三谷	府相三角点（三五・六メートル）から竹島東南端まで引いた線、同島南端から三谷ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	蒲郡	蒲郡港防波堤燈台（北緯三十四度四十八分四十二秒東経百三十七度十三分三十秒）を中心として千メートルの半径を有する円弧、府相三角点（三五・六メートル）から竹島東南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	形原	古城港東防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、形原町と西浦町の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西浦	東蜊蛎防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、西浦村海岸北端から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	吉田	矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十七分東経百三十七度四分五十一秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面
	一色	一色燈台（北緯三十四度四十七分二十秒東経百三十七度一分二十

	武豊	鼻）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小塩江港燈柱（北緯三十四度五十八分東経百三十六度五十九分五十四秒）から二百七十度に引いた線以南の河川水面
	師崎	鳶ヶ埼から九十度に引いた線、羽豆岬から九十度五百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	篠島	東山鼻及び蛭子ヶ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
	豊浜	豊浜港西防波堤燈台（北緯三十四度四十二分二秒東経百三十六度五十六分二十秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	常滑	常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分三十二秒東経百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	名古屋	名古屋港西突堤燈台（北緯三十五度二分三秒東経百三十六度五十一分三十秒）を中心として七千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに荒子川橋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天日川千鳥橋、堀川景雲橋及び新堀川記念橋各下流の河川水面及び中川運河水面
三重	桑名	小貝須三角点（〇・〇メートル）から白鶏三角点（三・七メートル）まで引いた線と伊勢大橋との間の河川水面
	四日市	朝明川口左岸突端から百三十五度二千メートルの地点まで引いた線、楠町と鈴鹿市の境界海岸から九十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海蔵川、三瀧川、鹿化川、内部川、鈴鹿川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面
	千代崎	金沢川右岸堤防突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び金沢川最下流道路橋下流の河川水面
	津	贄埼燈台（北緯三十四度四十二分五十六秒東経百三十六度三十一分三十六秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び岩田川最下流道路橋下流の河川水面
	松阪	松阪港東防波堤燈柱（北緯三十四度三十六分五十秒東経百三十六度三十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	宇治山田	伊勢大湊西燈柱（北緯三十四度三十一分十八秒東経百三十六度四十五分四秒）から二百十五度千七百メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	鳥羽	西崎、日向島北端、答志島島ヶ埼、阪手島丸山埼及び加布良古埼を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
	波切	波切港防波堤燈台（北緯三十四度十六分四十八秒東経百三十六度五十四分十五秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	浜島	城山埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	五箇所	止埼から田曾埼（三埼）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	長島	長島町南方三角点（一三七メートル）から大石を経て千島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	引本	尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から裸島（投石）を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに船津川左岸の船津村と相賀町の境界から三百十五度に引いた線以南の船津川及び銚子川銚子橋下流の河川及び湖水面
	尾鷲	モト山鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から裸島（投石）を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	木本	鬼ヶ城三角点（一五九メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
京都	久美浜	湊村三角点（一七三・五メートル）から零度千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	浅茂川	三角点（二八五・七メートル）から四十五度二千百メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面
	間人	鳶口岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	中浜	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	本庄	林ノ下突端から甲埼龜礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	伊根	城山鼻から青島南端を経て鋤埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宮津	片島鼻から日置埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大手川大手橋下流の河川水面
	舞鶴	金ヶ埼から零度に引いた線、博奕岬から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、伊保良川、祖母谷川及び志楽川各最下流道路橋下流の河川水面
	野原	コットイ埼から三ツ礁鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	田井	小埼から椎埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大阪	岸和田	市内城址三角点（二〇メートル）から三百三十九度千メートルの地点

堺	を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	石津川口右岸突端から大阪港南突堤燈台（北緯三十四度三十八分九秒東経百三十五度二十四分）を見透した線、大阪港南境界線及び陸岸により囲まれた海面
大阪	神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大浪橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び船津橋南端と大浪橋東端を結んだ線以西の運河水面
兵庫	
尼崎	武庫川口右岸突端から二百度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面
西宮	夙川口右岸突端から百五十八度に引いた線、申川口左岸突端から二百二十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
神戸	妙法寺川口左岸突端から九十三度に引いた線、芦屋川口左岸突端から二百二十七度三十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
明石	明石港突堤燈台（北緯三十四度三十八分二十三秒東経百三十四度五十九分三十四秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
二見	瀬戸川口左岸突端から二百四十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
別府	別府港防波堤燈台（北緯三十四度四十二分四十二秒東経百三十四度五十分五十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
高砂	高砂港突堤燈台（北緯三十四度四十三分五十秒東経百三十四度四十七分五十二秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
伊保	伊保港燈台（北緯三十四度四十五分二秒東経百三十四度四十六分十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洗川千鳥橋下流の河川水面
八木	木場三角点（一〇六・一メートル）から二百三十度千百メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び八家川三橋下流の河川水面
飾磨	市川口右岸突端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度五千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夢前川廣栄橋及び船場川恩案橋各下流の河川水面
網干	飾磨港西境界線、同線南端から二百七十度に引いた線、中川口右岸突端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中川、揖保川、大津茂川各最下流道路橋下流の河川水面
相生	釜崎から金ケ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
赤穂	岡山縣と兵庫縣の境界海岸から取揚島北端及び御前岩を経て御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ケ崎橋、野々内落堀門、千種川赤穂大橋及び御崎落元設橋各下流の河川水面
津居山	津居山島猿ケ城から赤島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに羽子山三角点（七八メートル）から三百四十五度に引いた線以北の円山川の河川水面
香住	白石島北端からそれぞれ黒島北端及び弁天島北端を見透した線並びに陸岸により囲まれた海面
柴山	コヤガ谷鼻から臼ケ浦島南端まで引いた線、同島臙ガ巣鼻から大島北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
岩屋	岩屋港東突堤燈台（北緯三十四度三十五分十四秒東経百三十五度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
洲本	洲本鵜燈台（北緯三十四度二十分三十八秒東経百三十四度五十四分三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洲本川最下流道路橋下流の河川水面
福良	釣島鼻から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
湊	北防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
都志	西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び都志川大橋下流の河川水面
都家	南防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び都家川大川橋下流の河川水面
和歌山	
新居	熊野川口両岸突端を結んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山縣地先部分
勝浦	大石原鼻からシケ島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇久井	宇久井鼻から駒崎まで引いた線、孤島東端から中山北端まで引いた線、同地点から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長野川最下流鉄橋下流の河川水面
三輪崎	磯崎から鈴島北端まで引いた線、同島東端から孔島東端まで引いた線同島南端から二百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦神	鐘山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
古座	狼烟山山頂から二百三十五度四百五十メートルの地点を中心として

	串本	七百メートルの半径を有する円内の海面並びに古座川大橋及び小橋各下流の河川水面 橋杭水準点（二・四四メートル）から百九十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	箕島	宮崎鼻から苅藻島西端まで引いた線、同島東端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに有田川安諦橋下流の河川水面
	日置	日置川口両岸突端を結んだ線と日置川鉄橋との間の河川水面
	田辺	番所鼻から齋田埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに会津川会津橋下流の河川水面
	御坊	権現埼から二百九十五度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、西川大橋及び小橋各下流の河川水面
	由良	神谷埼から蟻島北端まで引いた線、同島南端から長埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良川由良橋下流の河川水面
	湯浅廣	タタキノ鼻から天王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣川廣橋及び山田川栖川橋各下流の河川水面
	和歌山下津	地ノ島鹿ノ首から田倉埼及び目取鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北島橋、加茂川硯橋及び女良川旭橋各下流の河川水面
鳥取	境	外ノ江西端から金世羅山山頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導燈の前燈（北緯三十五度三十三分四十秒東経百三十度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた海面
	米子	八尋鼻から三百十五度及び二百二十五度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
	赤碕	西防波堤電燈（北緯三十五度三十分三十四秒東経百三十三度三十九分三十七秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	鳥取	賀露港防波堤燈柱（北緯三十五度三十二分三十二秒東経百三十四度十一分十二秒）から百三十二度二百七十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	網代	鶏島から二百七十度に引いた線、大岩村と福部村の境界海岸から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生川最下流道路橋下流の河川水面
島根	石見	吉田町と高津町の境界海岸を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び高津川高角橋下流の河川水面

	浜田	黒埼から馬島水島鼻まで引いた線、同島千鼻敷鼻から入道鼻まで引いた線及び陸岸より囲まれた海面並びに浜田川最下流道路橋下流の河川水面
	江津	源津村三角点（一三八・八メートル）から二百七十度千四百メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び江川江川橋下流の河川水面
	仁万	荒布場鼻から麦島西端まで引いた線、同島東端から廣出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	久手	久手町と鳥井村の境界海岸を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	大社	神戸川口右岸突端から管子島北西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	七類	尾戸（猿渡）東端から九島西端まで引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から鈴原まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	惠曇	生洲鼻から男島北端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	美保関	石燈籠を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面
	松江	大海崎鼻から意宇川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに末次鼻から嫁ケ島西端を見透した線以東の宍道湖及び大橋川の河川水面
	安來	油壺鼻から亀山北端まで引いた線、同地点から伯太川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西郷	高瀬埼から島貝埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	浦郷	白埼鼻からニダ鼻まで引いた線、御子鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岡山	日生	松ケ鼻からツブロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中州川新橋下流の河川水面
	片上	伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鶴海	臍尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	牛窓	周立鼻から前島荒埼まで引いた線、同島城ケ埼から大鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西大寺	九幡西突堤突端から外波埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに吉井川永安橋下流の河川水面
	小串	東山東端から外波埼まで引いた線、九幡西突堤基点から大浦礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面中小串村地先部分
	岡山	高島北端から零度に引いた線、同島南端から百八十度に引いた線、松尾鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旭川京

		橋、中橋及び小橋各下流の河川水面
	宇野	高辺岬から下島島西端及び飛州を経て蛸崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
	日比	貝掛鼻から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	[illegible]浦	和井田三角点(九一・九メートル)から四十度千二百メートルの地点から鵜石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	味野	和井田三角点(九一・九メートル)から五十度千メートルの地点から百八十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川大正橋下流の河川水面
	下津井	基本水準標から祇園鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	水島	王島山三角点(九三・七メートル)から二百七十度千九百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに亀島三角点(九一・一メートル)から九十度に引いた線以南の旧東高梁川の河川水面
	玉島	端山三角点(三〇・六メートル)から九十度六百メートルの地点を中心として五百メートル半径を有する円内の海面
	笠岡	古山城三角点(六八・八メートル)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
廣島	福山	釈迦ヶ端から牛ノ首まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鞆	要害鼻から玉津島防波堤突端まで引いた線、同島南端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	尾道糸崎	犬吠山山頂から岩子島三角点(一三一メートル)まで引いた線、同島鵜小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島大磯鼻から戸崎まで引いた線、向島松ヶ鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円弧及び陸岸により囲まれた海面
	忠海	宮床ノ鼻から冠ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	竹原	月見鼻から的場ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	呉	豆倉鼻から小麗女島西南端を経て鍋鉾々尻鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	廣島	観音崎、峠島南端、似島東南端、同島地獄鼻、大カクマ島南端、津々根島南端及び八幡川口左岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
	廿日市	住吉新開南東端を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面
	鮓崎	鮓崎鼻から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻まで引いた線、同島復追鼻から小琴ノ鼻まで引いた線及び陸岸により
		囲まれた海面
	木ノ江	高山鼻から宝崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	御手洗	馬目ノ鼻から小島南東端を見透した線、蒲野鼻から観音崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	嚴島	水晶山東突端から小名切岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口	岩國	阿多田島長浦鼻から今津川口右岸突端及び小瀬川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川最下流道路橋下流の河川水面
	久賀	久賀町と蒲野村の境界海岸から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	安下庄	安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小松	津長鼻から十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに屋代川屋代川橋下流の河川水面
	柳井	柳井町地先三角点(一一・七メートル)から百三十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに片野川最下流鉄橋下流の河川水面
	室津	尾國南西端三角点(一八・七メートル)から奈古屋崎まで引いた線、赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港に属さない部分
	上関	尾國南西端三角点(一八・七メートル)から奈古屋崎まで引いた線、赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関村の地先部分
	室積	鼓ヶ浦鼻から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	徳山下松	茶臼山山頂から笠戸島鎌石岬まで引いた線、同島亀岩から大島島金崎まで引いた線、大津島丸山崎から四十鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三田尻	瀧宮岬から剱崎まで引いた線、同島郷ヶ崎から問屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	中関	中関灘燈柱(北緯三十三度五十九分四十五秒東経百三十一度三十二分四十秒)から牛ヶ頸まで引いた線、向島郷ヶ崎から問屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	秋穂	千石岩から岩屋ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宇部	宇部岬から二百六十度に引いた線、本山鼻から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚東川(新川)最下流鉄橋及び厚東川大橋各下流の河川水面
	小野田	小野田港防波堤燈台(北緯三十三度五十八分十二秒東経百三十一度十分二秒)を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面

	厚狹	及び有穂川最下流道路橋下流の河川水面 宮埼から繩地ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚狹川下津橋下流の河川水面
	小串	湯王村と小串町の境界海岸から龍宮島北端まで引いた線、同島南端から松谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	仙崎	ヤカワ鼻から青海島千貫鼻まで引いた線、暴風標から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三隅川最下流道路橋下流の河川水面
	特牛	特牛燈台（北緯三十四度十八分五十四秒東経百三十度五十三分三十六秒）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	萩	大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松本川最下流道路橋下流の河川水面
	須佐	海苔石から天神島三角点（四六・一メートル）を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	江崎	宇生ヶ埼から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口 福岡	関門	鳶ヶ巣山山頂から三百二十度に引いた線、竹ノ子島台場鼻から和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二百三十度に引いた線、根嶽山頂から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳島	撫養	妙見山三角点（六四・二メートル）を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び撫養川最下流道路橋下流の河川水面
	徳島	徳島港防波導水堤燈台（北緯三十四度二分五十一秒東経百三十四度三十五分五十九秒）から三百一度千五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに新町川、園瀬川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面
	小松島	和田ノ鼻から大埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに神代瀬川最下流鉄橋及び立江川最下流道路橋各下流の河川水面
	富岡	畭三角点（六六・一メートル）三十度千六百メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面並びに岡川富岡橋、那賀川及び旧那賀川各最下流道路橋各下流の河川水面
	橘	龍王埼を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	由岐	蹉跎埼から筒野島東北端を経て東由岐浦南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	日和佐	前寺三角点（八八・九メートル）から七十五度千三百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	牟岐	小張岬から柳崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに牟岐川最下流道路橋下流の河川水面
	浅川	網代埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
香川	豊浜	水準点（四・五七メートル）から三百五十五度七百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	仁尾	古江岬から大蔦島北東端まで引いた線、同島南端から小蔦島北西端まで引いた線、同島南端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	観音寺	観音寺港南防波堤燈台（北緯三十四度七分二十六秒東経百三十三度八分六秒）から七十二度四百四十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流道路橋下流の河川水面
	多度津	多度津港燈柱（北緯三十四度十六分七秒東経百三十三度四十四分四十三秒）から三十度二百六十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	丸亀	土器川口左岸突端、上眞島三角点（三六・六メートル）下眞島三角点（三一・七メートル）及び金倉川口右岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
	坂出	蛸埼から沙彌島ママコ鼻まで引いた線、同鼻から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	高松	高松港西防波堤燈台（北緯三十四度二十一分七秒東経百三十四度三分九秒）から二百三十度四百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	志度	房前鼻から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三本松	寺町三角点（三・八メートル）から二百七十度千二百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	引田	城山東端から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小海川御幸橋下流の河川水面
	坂手	碁石山三角点（四三四・七メートル）から二百四十七度千八百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
	草壁	赤埼から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	土庄	宮ノ鼻から百八十度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面
愛媛	深浦	荷碆石鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宇和島	戎鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	吉田	君ヶ浦水準点（三・五九メートル）から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

高知	三瓶	御手洗鼻から龍王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	入浜	浜越ヶ浦から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	川之石	松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三崎	オミ岬から大島井路を経て大島井まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	三机	瀬鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	長浜	長浜港防波堤燈台（北緯三十三度三十六分五十一秒東経百三十二度二十九分十二秒）から二百四十九度四百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
	郡中	栄町水準点（二・八八メートル）から零度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	松川	大可賀新田西北端から興居島黒埼まで引いた線、同島神埼から白石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	北條	北條港燈柱（北緯三十三度五十八分二十一秒東経百三十二度四十六分二十四秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	今治	蒼社川口右岸突端から零度に引いた線、浜燈台（北緯三十四度五分十二秒東経百三十二度五十九分四十八秒）から百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	菊間	菊間港防波堤突端燈台（北緯三十四度二分東経百三十二度五十分二十秒）を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面及び菊間川予讃本線鉄橋下流の河川水面
	出生川	大明神川口三角点（四・七メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円弧、同三角点から六十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	西條	三角点（四・四メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	新居浜	御代島三角点（七五メートル）から百三十五度千メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
	三島	三島港防波堤燈台（北緯三十三度五十九分東経百三十三度三十二分四十二秒）から二百三度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	川之江	城山三角点（六二・二メートル）から三十一度六百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	岡村	観音埼から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宮浦	御串山沼ヶ鼻から道明ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	甲浦	唐人ヶ鼻から葛島西端まで引いた線、同島東端から零度に引いた線、高知縣と徳島縣の境界海岸から二子島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福岡	室戸岬	手斧岬南端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
	室津	馬蹄南西端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び室津川最下流道路橋下流の河川水面
	高知	龍頭埼燈台（北緯三十三度二十九分三十七秒東経百三十三度三十四分三十秒）から九十度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宇佐	白ノ鼻（龍埼）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	須崎	角谷ノ岬からコーギノ鼻まで引いた線及び地岸により囲まれた海面並びに櫻川最下流道路橋下流の河川水面
	久礼	小草鼻から鍵名南島南端まで引いた線、同地点から鍵名北島南端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
	上ノ加江	加江埼から押岡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	上川口	三角点（四七・五メートル）を中心として千百メートルの半径を有する円内の海面及び蜷川最下流道路橋下流の河川水面
	奈半利	羽根岬から二百七十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに奈半利川最下流道路橋下流の河川水面
	下田	須崎三角点（五五メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面並びに四万十川山路渡船場から零度に引いた線以東の四万十川の河川水面
	清水	大浦鼻から遠見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	片島	大島東端及び西端からそれぞれ零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	加布里	鷺ノ首から配埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	博多	満切から銭島北端まで引いた線、同島浜埼から妙見岬（小戸鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石堂川及び那珂川各最下流道路橋下流の河川水面
	芦屋	魚見山三角点（四三・五メートル）を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	苅田	島三角点（五六・九メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面
	宇島	八幡町三角点（一三・三メートル）から三十度八百メートルの地点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面及び桂嶺川最下流道路橋下流の河川水面

東吉富	中津市大江新開三角点（四・三メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山口川山鹿橋下流の河川水面
三池	三池港燈台（北緯三十三度六秒東経百三十度二十三分四十二秒）を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面（船きよを含む）
大牟田	四ツ山山頂から八度千九百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円弧、三池港境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに諏訪川最下流鉄橋下流の河川水面
若津	浜武村三角点（七・一メートル）を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び筑後川大中島北東端から百三十五度に引いた線以南の筑後川の河川水面中福岡縣地先部分
佐賀 伊万里	佐賀縣と長崎縣の境界海岸から福島石岩鼻まで引いた線、煤屋崎から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに伊万里川最下流道路橋下流の河川水面
呼子	友崎から加部島東端まで引いた線、同島北西端から波戸岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
唐津	高島北端から二百九十三度に引いた線、同島南東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松浦川松浦橋下流の河川水面
住ノ江	船津川口右岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住ノ江川の牛津川流入口下流の河川水面
諸富	掘三角点（四・八メートル）から百八十度に引いた線、大中島南西端から百三十五度に引いた線、太堂川口左岸突端から百三十五度に引いた線及び同地点から三百十五度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀縣地先部分
長崎 島原	梶掛瀬から二百七十度に引いた線、同地点から上島瓢子瀬、子持島及び鷹島を経て龍宮島東端まで引いた線、同島北端から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
口ノ津	宮崎鼻から百八十度に引いた線、臼間崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小浜	高石から小田鼻石まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
茂木	汐見崎を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
長崎	小瀬戸浦南東端から鳳島外端を経て薦ノ尾島長刀崎まで引いた線、同島三角点（四六・二メートル）から百八十度に香燒島まで引いた線、同島石燈籠ノ鼻から堂ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦上川及び中島川各最下流道路橋下流の河川水面
式見	端崎から神楽島立標まで引いた線、同標から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
瀬戸	結福北西端から崎西端まで引いた線、同地点から福島西端まで引いた線、同島南端から唐弓崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大村	新城南端から臼島北端まで引いた線、同島南端から玖島崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
崎戸	鶴崎から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から辛島北端まで引いた線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐世保	向後崎から水尻鼻まで引いた線、権首ノ鼻から朽木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
相浦	大崎から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
臼浦	魚見崎からコゴ瀬まで引いた線、同瀬から黒島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面
江迎	銭立鼻から高瀬島西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎川江迎橋下流の河川水面
田平	波戸崎から南龍崎まで引いた線、同崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福江	天神崎から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
富江	和島北端から三百十五度に引いた線、同島東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
今福	野崎から瀧尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
玉ノ浦	小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岐宿	崎崎から百浦鼻まで引いた線、三角から白浜まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
奈留島	掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から鳴神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
奈良尾	丸瀬鼻から福見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
有川	野首崎から榎津三角点（一一二・六メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
笛吹	一本松鼻からエビス鼻まで引いた線、穴ノ口から内ノ留鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平戸	山路崎から黒子島東端を経て坊主瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
生月	島瀬崎から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線、呼崎から潮見崎まで引いた線及び陸岸により

	津吉	囲まれた海面 坊山埼から待鹿埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	大島	曲鼻から百八十度六百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、ツルノサガリ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	芦辺	若宮埼から龍神岬（龍神鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	郷浦	細埼から烏帽子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	勝本	静本北東端から名烏島（名烏東島）北東端まで引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島西端から烏屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	比田勝	尉殿埼から碗ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	佐須奈	立場埼からトロク埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦之浜川及び大戸川各最下流道路橋下流の河川水面
	厳原	虎埼から耶良埼（鯨釈迦鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	豆酘	豆酘埼から小母埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
熊本	水俣	明神埼を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面
佐敷		鶴木山番所ノ鼻恵比須岩から唐船岩を経て京泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の湯浦村と佐敷町の境界から二百二十五度に引いた線以北の湯浦川及び佐敷川最下流鉄橋下流の河川水面
	八代	加賀島三角点（二八・七メートル）を中心として五千メートルの半径を有する円内の海面並びに前川及び球磨川各最下流道路橋下流の河川水面
	三角	瀬戸ノ鼻から大矢野島金比羅鼻まで引いた線、同島塔ヶ埼から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒埼から百八十度に引いた線、戸馳島燈台（北緯三十二度三十四分二十四秒東経百三十度二十九分二十七秒）から二百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	百貫	白川口左岸突端から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに護岸山三角点（二七三・二メートル）から百八十度に引いた線以西の白川及び坪井川の河川水面
	長洲	暴風信号標を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面
	本渡	茂木根埼から百三十五度に引いた線、五色島三角点（一七・八メートル）から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに南瀬川今釜橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川明南橋及び亀川明亀橋各下流の河川水面

	牛深	宮崎三角点（五二メートル）を中心として二千二百メートルの半径を有する円弧、下亀須島天附三角点（四三メートル）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	富岡	巴埼から志岐村と富岡町の境界海岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	鬼池	鬼池港防波堤燈台（北緯三十二度三十二分三十八秒東経百三十度一分三十一秒）を中心として八百メールの半径を有する円内の海面
大分	中津	大江新開三角点（四・三メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流鉄橋下流の河川水面
	竹田津	高崎山山頂から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	守江	蕪現鼻（崩レ鼻）から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八坂川錦江橋及び高山川永代橋各下流の河川水面
	別府	琵琶埼から太郎岩を経て亀埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	大分	大分港北突堤燈台（北緯三十三度十四分五十四秒東経百三十一度三十五分二十四秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面
	鶴崎	水準点（三・三四メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流鉄橋下流の河川水面
	佐賀関	流泉鼻から烏ノ礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	臼杵	天神ヶ鼻から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	津久見	千怒埼から横浦埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青江川最下流鉄橋下流の河川水面
	佐伯	番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、下り松鼻から大入島守後鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海連堤、中江川及び番匠川各最下流道路橋各下流の河川水面
	浦江	米搗鼻から雀ヶ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮崎	延岡	九ヶ島三角点（二・八メートル）から四十度千八百五十メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
	土々呂	ヨボ埼から鐘名岬前面岩礁を経て同岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	細島	細島埼から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	宮崎	今村三角点（二・一メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び大淀川高松橋下流の河川水面
	内海	内海港防波堤燈台（北緯三十一度四十五分七秒東経百三十一度二十

八分三十八秒）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び内海川最下流道路橋下流の河川水面

尾伏鼻から長崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川最下流道路橋下流の河川水面

観音崎から祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

隠現鼻を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面

志布志港導燈の低燈（北緯三十一度二十八分十二秒東経百三十一度六分四十一秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面

火ノ崎から高崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬川内之浦橋下流の河川水面

波山鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面

城ヶ崎突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面

垂水三角点（八三・八メートル）から三百四十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び本城川垂水橋下流の河川水面

北防波堤某点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

鹿児島新波止場北燈柱（北緯三十一度三十五分四十一秒東経百三十度三十四分三秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面

山川
枕崎
野間池
串木野
川内
阿久根
米ノ津
西之表
中甑
一湊

大山崎から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

赤崩鼻から山立神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

山神鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面

串木野港北防波堤燈台（北緯三十一度四十二分二十五秒東経百三十度十五分四十秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び五反田川最下流道路橋下流の河川水面

黒瀬岩北端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに川内川鹿児島本線鉄橋下流の河川水面

阿久根港防波堤燈台（北緯三十二度五十二秒東経百三十度十一分四十二秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び高松川最下流道路橋下流の河川水面

米ノ津港北防波堤燈台（北緯三十二度七分三十六秒東経百三十度二十分三十六秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び米ノ津川最下流道路橋下流の河川水面

洲ノ崎から箱崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

倉妻崎から串崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

平松山三角（一六四メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び一湊川最下流道路橋下流の河川水面

鹿児島
志布志
外浦
福島

油津
内之浦
大泊
大根占
垂水

鹿屋
鹿児島

〔丹羽五郎君登壇、拍手〕

○丹羽五郎君　只今上程になりました地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件、及び船員職業安定法案並びに港域法案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申上げます。

先ず地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件の提案の理由を御説明申上げますと、海運監理部は昭和二十一年新潟、神戸及び高松の海運局廃止後新たに設置されたものでありまして、海運局と殆んど同じ組織、権限を有しておるのでありますが、官制上は海運局支局の形体になつておるのでございます。このままでは海運復興の推移に対処することが困難でありますので、この際各監理部を海運局に昇格いたしまして、名実共にその責任体制を明確にいたしまして、海運行政の万全を図ることを目的といたしておるのでございます。

本件につきましては別段質疑がございませんので、討論に入りましたところ、一委員より、従来官廳を新設或いは増設した場合は、これに便乗してとかく予算及び人員を増加してます〳〵機構を拡大する傾向があるが、かかる弊害を繰返さぬよう強く希望して承認することに賛成であるとの発言でございました。かくて採決いたしました結果、全会一致可決いたしました次第でございます。

次に船員職業安定法案について御説明申上げます。この法案の目的は現在船員の職業安定について規定いたしておりまするところの船員職業紹介法は大正十一年に制定されたものでありまして、その内容が船員の職業紹介について規定しておるに止まり、而も同法は我が國の現状にも即しないので、これが改善の要望に副わんとするにあるのであります。本法案の要点は職業紹介の外、船員の職業指導並びに船員の職業補導、船員労務供給事業及び船員募集等の制度を取入れまして、船員の職業の安定を図りますと共に、新憲法の趣旨に基きまして職業選択の自由、均等待遇の諸原則を新たに規定し、且つ一九二〇年海員に対する職業紹介所設置に関する條約の内容を現在の我が國の状況に適合するように取入れまし

て、船員の保護に関する従來の欠陷を補い、陸上一般労働者を対象としておりまする職業安定法と併行いたしまして、海上労働者の保護に万全を期するのが目的であるのでございます。

この法案につきまして、委員会では、先ず衆議院の修正案について説明があり、質疑に移りましたところ、政府の詳細なる説明によりまして制定の趣旨を了解をいたしましたので、別に質問もありませんだので、討論を省略いたしまして直ちに採決に入りましたところ、全会一致可決いたしました次第でございます。

次に港域法案について御説明を申上げます。本案はすでに実施されてありまする海上保安廳法及び過日本院におきまして可決をされました港則法によりましては、港の区域は別に法律を以てこれを定めることに相成つておりますので今回提出されましたのでございます。先ず本案に対する衆議院の修正案につきまして説明をいたしました。次にこの法案の質疑應答に入りましたるところ、一委員より、この法律の港とは各種法規の港を定義するものかとの質問がございました。これに対しまして政府委員から、原則として港則法の対象となる港を規定したのであるとの答弁がございました。更に一委員から、この法律に規定していない港を如何に措置するかとの質問に対しまして、政府委員から、將來必要があれば追加をするとの答弁がございました。更に一委員より、海陸の接触点における権限の調整を如何にするかとの質問に対しまして、政府委員から、第一次責任は海上保安廳にあるので、水上警察はこれに協力する地位にあるとの答弁がございました。尚一委員より、港の定義を明確にして本法の運用に遺憾のないように希望するとの発言に対して、政府委員は、御趣旨に副うよう努力をするとの答弁がございました。

かくて質疑應答を終りまして、討論に入りましたるところ、一委員より、本案は海上保安廳法及び港則法に基きまして提出せられたもので、その内容につきましても妥当であるから原案通り賛成であるとの発言がありました。かくて採決をいたしましたるところ、多数決を以ちまして決定いたした次第でございます。以上甚だ簡單ではございますが御報告をいたしました。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これより採決をいたします。先ず船員職業安定法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

次に地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に関し承認を求めるの件の採決をいたします。委員長の報告の通り本件に承認を與うることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに決しました。

○議長（松平恒雄君）　この際日程第二一及び第二二を後に廻し、日程二三、電信電話料金法案、日程第二四、郵便法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通信委員長深水六郎君。

〔審査報告書は都合により第六十号附錄に掲載〕

電信電話料金法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年七月一日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

電信電話料金法案

電信電話料金法

第一條　公衆通信の用に供する電信、無線電信を含む。以下同じ。）及び電話（無線電話を含む。以下同じ。）に関する料金は、別表一の通りとする。

第二條　電信に関する料金は、別表一の通りとし、電話に関する料金は、別表二の通りとする。

第三條　通信大臣は、船舶の遭難及び航行の安全に関する通報、火災報知その他公益上特に必要が

（小字及び――は衆議院修正）

ある場合は、省令の定めるところにより、この法律に定める料金を減免することができる。

第四條　國際電信及び國際電話の料金は、この法律に定める場合を除く外、條約又は協定の定めるところによる。

2　條約において、最高限を定め又は主管廳の決定にゆだねた料金については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び通信大臣が、命令で、これを定める。

附　則

第五條　この法律は、昭和二十三年六月十五日から、これを施行する。

第六條　電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「電信又ハ電話ニ関スル料金及」を削る。

別表一　電信に関する料金

第一類　電報に関する料金

料金種別	單位	料金額
第一　電報料		
一　普通電報		
(一)　市内電報		
基本料	和文十字〔欧文五語〕以内	二十円
累加料	和文十字〔欧文五語〕以内毎一語	七円
名あて料	追加一名あてごとに	七円
(二)　市外電報		
基本料	和文十字〔欧文五語〕以内	三十円
累加料	和文十字〔欧文五語〕以内毎一語	十円
名あて料	追加一名あてごとに	十円
二　翌日配達電報		
基本料	和文千字〔欧文五語〕以内	二十円
累加料	和文千字〔欧文五語〕以内毎一語	七円
名あて料	追加一名あてごとに	七円
三　無線電報		
(一)　船舶又は航空機発着無線電報		
基本料	和文十字〔欧文五語〕以内	六十円
累加料	和文十字〔欧文五語〕以内毎一語	二十円
名あて料	追加一名あてごとに	二十円
(二)　陸地間無線電報		普通電報料と同額
四　医療無線電報		
基本料	和文十字〔欧文五語〕以内	三十円
累加料	和文十字〔欧文五語〕以内毎一語	十円
五　新聞電報		
基本料	和文五十字〔欧文十語〕以内	七円
累加料	和文五十字〔欧文十語〕以内毎一語	五円
六　新聞無線電報		
(一)　船舶又は航空機発着新聞無線電報		
基本料	和文五十字〔欧文十語〕以内	十五円
累加料	和文五十字〔欧文十語〕以内毎一語	十二円
(二)　陸地間新聞無線電報		新聞電報料と同額
七　予約新聞電報		
(一)　予約字語数に対する料金	一予約につき〔和文五百字欧文百語〕以内ごとに	(年額)一万二千円
(二)　超過字語数に対する料金	一日放送字語数〔和文二千字欧文二百語〕以内ごとに	一般新聞電報の料金と同額
八　放送無線電報		(月額)三千二百円
九　同報無線電報	一日予約総字数一千字以内ごとに	(月額)三千二百円
(一)　予約字数に対する　送信料	一受信人につき一日予約総字数一千字以内ごとに	(月額)百円
(一)　予約字数に対する　受信料		但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは、受信料は課さない。
(二)　超過字数に対する　送信料	一日超過字数一千字以内ごとに	(日額)二百円
(二)　超過字数に対する　受信料	一受信人につき一日超過字数一千字以内ごとに	(日額)五円
		但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは、受信料は課さない。

第一　第二種通知電報			
（一）全般天氣予報	符号		（月額）二百円
	訳文		二百六十円
（二）全般氣象特報	符号		八十円
	訳文		百円
（三）全國暴風警報			七十円
（四）地方天氣予報	符号		百五十円
	訳文		二百円
（五）地方氣象特報	符号		七十円
	訳文		八十円
（六）地方暴風警報			五十円
十一　写眞電報			
甲号			八百円
乙号			五百二十円
丙号			四百円
十二　模写電報			二百円
十三　慶弔電報			
（一）例文電報			普通電報、翌日配達電報又は船舶若しくは航空機発着無線電報の基本料及び名あて料と同額
（二）任意文電報			普通電報料、翌日配達電報料又は船舶若しくは航空機発着無線電報料と同額
十四　船舶通報			
（一）通過報料	登記料を納付した場合	一通ごとに	二十円
	臨時請求の場合	一通ごとに	三十円
（二）信号報料			
信号料		一通ごとに	七十五円
電報料又は郵便料			実費
（三）海難報料		一通ごとに	普通電報料と同額

第二　特殊取扱の料金			
一　至急料			電報料（同文電報については電報料及び同文料）と同額
二　照校料			但し船舶又は航空機発着無線電報及び同新聞無線電報については二分の一
三　電報受信報知料			電報料（同文電報については電報料及び同文料）の二分の一
四　郵便受信報知料			普通電報の基本料と同額
五　追尾電報の追送に関する料金	追送一回ごとに		二十グラムまでの第一種郵便物の料金と同額
六　再送電報の再送に関する料金	再送一回ごとに		新たに電報を差し出した場合の料金と同額
七　同文料	原信を除き一通ごとに		新たに電報を差し出した場合の料金と同額
八　別使配達料			原信電報料の二分の一
（一）島しよあて以外の場合	十六キロメートル以内		八十円
	十六キロメートルをこえるときは四キロメートル以内ごとに		二十円
（二）島しよあての場合			八十円 但し配達実費がこれをこえるときはその実費
九　はしけ配達料			八十円 但し配達実費がこれをこえるときはその実費
十　特使配達料			八十円
第三　その他の料金			
一　受取証書料			四円
二　送信前返還料			四円
三　電線託送料			四円
四　略号登記料			（年額）二百四十円
五　配達先登記料			（年額）九百六十円
六　閲覧料			四円
七　正写料		和文　百字　欧文二十五語　以内ごとに	八円

八　雑間、訂正又は停止に関する料金			普通電報又は無線電報の料金と同額
九　船舶通報に関する料金			
(一)　登記料		各種別ごとに	(定額) 百円
(二)　電報による通過報請求通知料			実費

第二類　電信回線専用に関する料金

料金種別	単位	料金額	
			新聞社又は通信社の専用する場合（年額）
第一　電信回線専用料			
一　長期専用の場合		下記以外の場合（年額）	
(一)　線路専用料			
陸上線路	一キロメートルごとに	千八百三十円	千二百円
海底線路	一キロメートルごとに	一万二千九百六十円	八千四百円
(二)　機械専用料			
音響単信機	一座ごとに	一万六千三百二十円	八千百六十円
音響二重機	一座ごとに	三万七百二十円	一万五千三百六十円
印刷単信機	一座ごとに	十一万二千八百円	五万六千四百円
印刷二重機	一座ごとに	二十二万五千六百円	十一万二千八百円
(三)　移調料			
二　設備費負担長期専用の場合			
(一)　線路専用料			
陸上線路	一キロメートルごとに	(年額) 七百七十円	
(二)　機械専用料			
調音単信機	一座ごとに	一万四千四百円	
調音集信機	一座ごとに	三万六千四百円	
印刷単信機	一座ごとに	六万七千二百円	
印刷二重機	一座ごとに	十三万四千四百円	
電話機	一座ごとに	六千二百四十円	
(三)　移調料			
三　短距専用の場合			
(一)　線路専用料			
陸上線路	一キロメートルごとに		実費
海底線路	一キロメートルごとに		(日額) 六円
(二)　機械専用料			四十三円
音響単信機	一座ごとに		五十円
音響二重機	一座ごとに		百円
印刷単信機	一座ごとに		三百七十五円
印刷二重機	一座ごとに		七百五十円
(三)　機械設備料及び移調料			実費
第二　写真電信回線専用料及び模写電信回線専用料			
一　長期専用又は短期専用の場合			
(一)　線路専用料			
市外線専用料			市外専用電話回線の市外線専用料と同額
市内線専用料			市内専用電話の回線設備料及び回線維持料と同額
(二)　機械専用料、機械設備料（短期専用に限る。）及び移調料			実費
二　臨時専用の場合			
機械専用料			専用区間及び専用時間に相当する至急通話料と同額
市外線専用料			
市内線専用料			
常時使用する場合			市内専用電話の回線設備料及び回線維持料と同額 (日額) 二百四十円
専用の都度作成する場合			実費
第三　無線電信設備専用料及び特殊装置専用料			

第三類　外国電報に関する料金

料金種別	料金額
國際放送電報料	
一　対外放送電報	
（一）一箇の周波数による放送の場合	（月額）
一日総放送時間三十分以内	四千二百円
一日総放送時間一時間以内	六千三百円
一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに	三千五百円
（二）二箇の周波数による放送の場合	
一日総放送時間三十分以内	八千円
一日総放送時間一時間以内	一万二千円
一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに	六千七百円
二　外國放送電報	（月額）
一日総放送時間三十分以内	一千二百円
一日総放送時間一時間以内	一千八百円
一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに	一千円

別表二　電話に関する料金

第一類　加入電話に関する料金

料金種別	単位	料金額	
第一　加入料		三百円	
第二　電話使用料			
一　度数料金制施行局			
（一）基本料			
単独加入		住宅用（月額）	事務用（月額）
一級局		三百円	四百八十円
二級局		二百六十円	四百円
三級局		二百二十円	三百四十円
四級局		百八十円	二百八十円
共同加入			
一級局		二百二十円	三百四十円
二級局		百八十円	二百八十円
三級局		百四十円	二百四十円
四級局		百二十円	二百円
（二）度数料	市内通話一度数ごとに	二円	
二　均一料金制施行局			
単独加入		住宅用（月額）	事務用（月額）
三級局		五百八十円	九百六十円
四級局		五百円	八百四十円
五級局		四百四十円	七百二十円
六級局		三百六十円	六百円
七級局		二百円	五百円
共同加入			
三級局		四百二十円	七百円
四級局		三百六十円	六百円
五級局		三百円	五百二十円
六級局		二百六十円	四百四十円
七級局		二百二十円	三百六十円
三　加入区域の設定のない局		住宅用（月額）	事務用（月額）
基本		四十八円	八十円
加算額	普通加入区域とみなされる区域内の関係電話線路百メートルまでごとに	十八円	三十円
四　甲種増設電話機及び交換機による接続電話機を接続する加入電話に対する加算額		（月額）電話使用料（度数料を除く。）の二分の一	
第三　附加使用料			
一　普通加入区域外加入		住宅用	事務用

(一) 特別加入区域内			十八円
(二) 加入区域外			二十四円
他局の加入区域内にあるものに対する加算額			四十円
第二 増設機械			
(一) 電話機		一箇ごとに	
局設備維持			住宅用（月額）九十六円
加入者設備維持			四十八円
(二) 受話器			
局設備維持			三十六円
加入者設備維持			二十四円
(三) 電鈴			
局設備維持			三十六円
加入者設備維持			二十四円
(四) 附属交換機			
局設備維持			実費
(五) 加入者以外の者の使用する増設電話機に対する加算額			四十八円
(六) 二箇の加入回線に共通に接続する乙種増設電話機に対する加算額			
局設備維持			四十八円 住宅用（月額）四十八円
第三 接続電話機		一箇ごとに	（月額）十八円
第四 特別市外通話装置		市外専用電話回線一回線につき接続一箇所ごとに	（月額）千円
第五 甲種増設電話機又は接続電話機を市外専用電話回線に接続する場合の附加使用料			
第四 電話線設備料			

（電話使用料（度数料金制を施行する自動式局においては自動接続市外通話方式による市外通話料を含む。）と同額）

一 特別加入区域内	関係電話線路百メートルまでごとに	千四百四十円	事務用（月額）百六十円
二 加入区域外		千九百二十円	八十円
第五 直通連絡回線の料金			
一 回線設備料	関係電話線路百メートルまでごとに	千四百四十円	六十円
創設		九百六十円	四十円
移転		三百六十円	
二 回線使用料	関係電話線路百メートルまでごとに	千八百円	実費
		（月額）十二円	八十円
三 附加專用料			
(一) 加入区域内			事務用（月額）八十円
度数料金制施行局			事務用（月額）三十円
均一料金制施行局			
(二) 加入区域外			
第六 装置料			
一 加入申込受理の場合	一加入ごとに	千五百円	
二 増設電話機装置の場合		実費	
三 標内移転又は一時撤去の場合	一箇ごとに		
(一) 電話機		七百円	
(二) 増設電鈴		四百円	
(三) 附属物品（電話機、電鈴、附属交換機の移転又は一時撤去の場合を除く。）		四百円	
(四) 附属交換機及びその附属物品		実費	

四　構外移轉の場合		
(一)　電話機		
同一建造物内の移轉で加入者が電話線を建設供給する場合	一箇ごとに	千五百円
		七百円
(二)　增設機械	一加入ごとに	三と同額
五　加入の所屬変更の場合		千五百円
六　災害電話の復旧の場合	一箇ごとに	四と同額
第七　名義変更料		三百円
第八　電話番号揭載料	一揭載ごとに	二百四十円
第九　臨時電話に関する料金		
一　装置料		
(一)　加入申込受理の場合	一箇ごとに	千二百円
(二)　電話機被移轉の場合		第六の三及び四と同じ
二　電話使用料		
(一)　度数料金制施行局		
基本料	市内通話一度ごとに	(日額)百四十円
度數料		二円
(二)　均一料金制施行局		(日額)二百円
三　附加使用料		
乙種增設電話機	一個ごとに	四百八十円

第二類　通話に関する料金

料金種別	単位	料金額
第一　市内通話料	一度數ごとに	一円
第二　市外通話料		
一　普通通話料		
市外通話区域	一通話時ごとに	四円
八キロメートル以内		
十二キロメートル以内		
四十キロメートル以内		
八十キロメートル以内		
百二十キロメートル以内		
百六十キロメートル以内		
二百キロメートル以内		
二百四十キロメートル以内		
二百八十キロメートル以内		
三百二十キロメートル以内		
三百八十キロメートル以内		
四百七十キロメートル以内		
五百九十キロメートル以内		
七百十キロメートル以内		
八百三十キロメートル以内		
九百五十キロメートル以内		
千百キロメートル以内		
千二百五十キロメートル以内		
千五百キロメートル以内		
千八百キロメートル以内		
二千百キロメートル以内		
二千四百キロメートル以内		
二千四百キロメートルをこえるもの		
二　至急通話料	一回ごとに	六円
三　特別至急通話料		十二円
四　定時通話料		二十円
第三　電話数消滅		三十四円
一　定時通話以外の通話		四十二円
市外通話区域		五十円
八十キロメートル以内		五十八円
		六十六円
		七十四円
		八十六円
		百四円
		百二十八円
		百五十二円
		百七十六円
		二百円
		二百三十円
		二百六十円
		二百八十八円
		三百三十円
		三百七十二円
		四百十四円
		四百五十六円
		普通通話料の二倍
		普通通話料の三倍
		普通通話料の四倍

二百四十キロメートル以内		十円
五百九十キロメートル以内		二十円
千五百キロメートル以内		三十円
千五百キロメートルをこえるもの		四十円
二　定時通話		一の三倍
第四　予約通話料		（月額）普通通話料の九十倍と同額（年額）普通通話料の百八十倍と同額
第五　予約新聞電話料		

第三類　岸壁電話に関する料金

料金種別	単位	料金額
一　使用料	一回線ごとに	（日額）二百四十円
局設備維持の場合の加算額		七十二円
二　市外通話料		第二類第二と同じ
三　通話取消料		第二類第三と同じ

第四類　専用電話に関する料金

料金種別	単位	料金額	
第一　市内専用電話料		出願者が物件を寄附しない場合	出願者が物件を寄附する場合
一　設備料			
（一）電話機	一箇ごとに	三千六百円	九百六十円
（構外よりの引込線不要のものに対する料金減額）		二百四十円	百二十円
（二）増設受話器	一箇ごとに	六百円	百二十円
（三）増設電鈴	一箇ごとに	九百六十円	二百四十円
（四）交換機又は轉換器	関係電話線路百メートルまでごとに	実費	実費
（五）回線		千四百四十円	四百八十円
二　雑特料			

（一）電話機	一箇ごとに	（年額）五百八十円
（二）増設受話器	一箇ごとに	（年額）百四十四円
（三）増設電鈴	一箇ごとに	（年額）百四十四円
（四）交換機	一箇ごとに	（年額）二千四百円
（接続五回線をこえるときの回線累增に対する加算額）	一回線ごとに	（年額）二百四十円
（五）轉換器	一箇ごとに	（年額）百四十四円
（六）回線	関係電話線路百メートルまでごとに	（年額）百四十四円
（七）臨時中継放送のため市内電話線を短期専用させる場合	一回線ごとに	（日額）二百四十円
三　附加専用料		
同時通報用電話機	一箇ごとに	（年額）千九百二十円
四　移轉料		
（一）電話機	一箇ごとに	四百二十円
構内移轉の場合		六百円
構外移轉の場合		百八十円
（引込線不要のものに対する減額）		
（二）増設電鈴	一箇ごとに	二百四十円
（三）交換機又は轉換器		実費
（四）附属物品		
（電話機、交換機若しくは轉換器の移轉又は一時撤去に伴う場合を除く。）	一箇ごとに	二百四十円
（五）回線	関係電話線路百メートルまでごとに	九百六十円
（単に短縮する場合を除く。）		

五　機械種類変更料		
交換機又は轉換器		
第二　市外專用電話料		
一　市外線專用料		
（一）　長期專用の場合		
（1）一般專用	一通話時の普通通話料の二十倍	一千二百円
（2）官廳專用（警察事務、刑事訴訟事務及び鉄道事業の用に供するものに限る。）	一通話時の普通通話料の二十倍の三百六十倍（年額）	（日額）当該專用区間の一通話時の普通通話料の二百四十倍
專用区間		
市外通話区域		
八十キロメートル以内	一通話時の普通通話料の二十倍の三百六十倍	一通話時の普通通話料の二十五倍
二百キロメートル以内	一通話時の普通通話料の二十四倍の三百六十倍	一通話時の普通通話料の三十倍
四百七十キロメートル以内	一通話時の普通通話料の三十倍の三百六十倍	一通話時の普通通話料の三十六倍
四百七十キロメートルをこえるもの	一通話時の普通通話料の四十二倍の三百六十倍	專用時間に應じ專用区間の普通通話料の二倍（年額）
（3）新聞社、通信社及び日本放送協会の專用		
（イ）　一般		
基本	当該專用区間の一通話時の普通通話料の五十三倍の三百六十倍	七千二百円
搬送電話方式を採用しうる市外線を專用させる場合において專用周波帶域四千サイクル（一方向につき）をこえるときその超過周波帶域に対する加算額	当該專用区間の一通話時の普通通話料の二十六倍の三百六十倍	三万三千六百円
（ロ）　その他		
專用線建設のための所要物品労力経費を專用者が提供したものに対するもの		八万六千四百円
（二）　短期專用の場合		
（1）一般專用		
（2）官廳專用（警察事務、刑事訴訟事務及び鉄道事業の用に供するものに限る。）		
專用区間		
市外通話区域		
八十キロメートル以内		
二百キロメートル以内		
四百七十キロメートル以内		
四百七十キロメートルをこえるもの		
（3）新聞社、通信社及び日本放送協会の時間專用		
二　分岐引込料		
（一）同一加入区域内に專用電話機設置場所二箇以上ある場合		一箇所を除く他の一箇所ごとに
（二）市外通話区域四十キロメートル以内の区間を專用区間とする場合		一箇所ごとに
（三）市外通話区域二百キロメートル以内の区間を專用区間とする場合		一箇所ごとに
（四）市外通話区域二百キロメートルをこえる区間を專用区間とする場合		一箇所ごとに
三　端末設備料（新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間專用の場合を除く。）		

四千サイクル（一方向）までごとに	関係電話線路一キロ	

（一）専用者が専用電話機器の設備をなす場合	一箇ごとに	四万三千二百円
（二）電話官署が専用機器の設備をなす場合	一箇ごとに	五万二千八百円
四　端末維持料		
（一）（二）及び（三）以外の場合		（年額）
（1）専用者が専用電話機器の維持をなすとき	一箇ごとに	四千八百円
（2）電話官署が専用電話機器の維持をなすとき		七千二百円
（二）電話官署から専用電話機設置場所までの市内線路を専用者の提供した線路によらせる場合	関係電話線路百メートルまでごとに	（年額）百二十円

（審査報告書は都合により第六十号附録に掲載）

郵便法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年七月一日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

郵便法等の一部を改正する法律案

郵便法等の一部を改正する法律

第一條　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「一円二十銭」を「五円」に改める。

第二十二條第二項中「五十銭」を「二円」に、「一円」を「四円」に改める。

第二十三條第四項中「五十銭」を「二円」に、「十五銭」を「五十銭」に、同條第五項中「二百円」を「八百円」に改める。

第二十五條第二項中「百円」を「四百円」に、「百五十円」を「六百円」に改める。

第二十六條第二項中「一円二十銭」を「四円」に、「十五銭」を「五十銭」に改める。

第二十七條第二項中「十五銭」を「五十銭」に改める。

第三十一條第一項中「五円」を「二十円」に、「三円」を「十二円」に改める。

第三十四條第三項中「百円」を「四百円」に改める。

第四十三條第二項中「二円五十銭」を「十円」に、「五円」を「二十円」に、「四十円」を「百六十円」に、「三十円」を「百二十円」に改める。

第四十八條第一項中「三百六十円」を「千四百四十円」に、「三百円」を「千二百円」に「二百四十円」を「九百六十円」に、「二十円」を「九十円」に改める。

第五十條第二項中「二百円」を「七百二十円」に、「百二十円」を「四百八十円」に、「八十円」を、「三百円」に、同條第三項中「二十円」を「七十二円」に改める。

第五十八條第三項中「五円」を「二十円」に改める。

第五十九條第四項中「十五円」を「六十円」に、「十円」を「四十円」に改める。

第六十條第三項中「四円」を「十五円」に改める。

第六十一條第三項中「十円」を「三十円」に改める。

第六十二條第四項を次のように改める。

配達証明料は、三十円とし、前項の規定による取扱をするときは、十五円を増す。

第六十三條第三項中「十円」を「三十円」に、「五円」を「十五円」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「十円」を「三十円」に改める。

第六十八條第二項中「百円」を「四百円」に改める。

第二條　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項及び第三十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第六十七條第一項中「千分の二」を「百分の一」に、同條第二項中「一銭」を「五銭」に改める。

第三條　郵便為替法（昭和二十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「五千円以下」を「一万円以下」に、「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第十七條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

（三）新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用の場合	一回線ごとに	（日額）二百四十円
五　市外専用電話回線に轉換器により市内専用電話機を随時接続するものに対する接続料	一回線ごとに	（年額）七千二百円
六　移轉料		市内専用電話の移轉料に同じ
七　特殊装置料		実費
第三　無線電話設備専用料及び特殊装置専用料		実費

第五類　鉱業特設電話に関する料金

料金種別	単位	料金額
電話専用料	一箇ごとに	（月額）四十八円

一　通常爲替
爲替金額千円以下の場合　四十円
同　三千円以下の場合　六十円
同　五千円以下の場合　八十円
同　一万円以下の場合　百二十円
二　電信爲替
爲替金額五百円以下の場合　百円
同　千円以下の場合　百二十円
同　三千円以下の場合　百五十円
同　五千円以下の場合　二百円
同　一万円以下の場合　二百五十円
三　小爲替
爲替金額百円以下の場合　十円
同　五百円以下の場合　十五円
同　千円以下の場合　二十五円
同　二千円以下の場合　三十五円

第二十一條第二項、第三十二條第三項及び第三十三條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第二十六條第二項中「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第四條　郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第　号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一　拂込
通常拂込
拂込金額五百円以下の場合　十円
同　五百円を超える場合　二十円
電信拂込
拂込金額五百円以下の場合　七十円
同　千円以下の場合　九十円
同　五千円以下の場合　百二十円
同　一万円以下の場合　百五十円
同　一万円を超える場合　一万円を超える一万円又はその端数ごとに七十円を百五十円に加えた額
二　振替
通常振替　四円
電信振替
同一口座所管轄に属する口座間の振替の場合　七十円
異なる口座所管轄に属する口座間の振替の場合　百円
三　拂出拂
通常現金拂
拂出金額百円以下の場合　十円
同　五百円以下の場合　十五円
同　千円以下の場合　二十円
同　五千円以下の場合　二十五円
同　一万円以下の場合　三十円
同　一万円を超える場合　一万円を超える五千円又はその端数ごとに十円を三十円に加えた額
小切手拂
拂出金額五百円以下の場合　十円
同　一万円以下の場合　二十円
同　一万円を超える場合　一万円を超える五千円又はその端数ごとに十円を二十円に加えた額
電信現金拂
拂出金額五百円以下の場合　七十円
同　千円以下の場合　九十円
同　五千円以下の場合　百二十円
同　一万円以下の場合　百五十円

第十九條第一項但書中「十円」を「七十円」に、同條第三項中「二円」を「八円」に改める。

第二十七條第四項、第三十五條第六項、第四十六條第二項及び第四十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第六十二條第一項中「一円五十銭」を「二円」に、「二円」を「八円」に改める。

第五條　金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件(昭和二十一年閣令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「千円」を「二千円」に、「五百円」を「千円」に、「二千円」を「十円」に、同條第二号中「五千円」を「一万円」に、「三千円」を「五千円」に、「二十五円」を「百円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

〔深水六郎君登壇、拍手〕

○深水六郎君　只今議題となりました電信電話料金法案及び郵便法等の一部を改正する法律案についての通信委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ずその提案理由でございますが、通信事業は従来多少の消長はございましたけれども、一貫して黒字を出して来たのでありまして、公益性を充しつつ企業的にも採算がとれていたのであります。然るに昭和二十年度以降は各年度共引続き欠損を生じまして、二十二年度におきましては収入百三十七億二千余万円に対しまして、支出二百四億二千余万円で、差引六十六億九千余万円という多額の赤字を出したのであります。このような赤字の原因は、戰災による施設の減少、戰時中の設備の酷使等によりまして収入減を来しました半面、インフレの高進による人件費及び物件費の急激な上昇によるものであります。而して昭和二十三年度の収支の見込は、現行料金に据置くとしますれば、三千七百余円の給與水準と改定物價水準によりますと、差引二百四十五億五千九百余万円の収入不足を生ずるものであります。この赤字を前年同様一般会計よりの繰入金及び借入金を以て賄いますことは、特別会計の建前である独立採算制は無意味となりますので、速かにできるだけ事業収支の均衡を図り、正常な経営状態に入りたいということから、新給與水準及び物價水準をも考慮して、通信料金を引上げるために所要の法律制定及び改正をしようとするものであります。次にその内容でありますが、郵便法等の一部を改正する法律案によりまして、郵便及び郵便貯金、郵便爲替、郵便振替貯金の各種の料金を概ね四倍に引上げよう

とするものであり、又電信電話料金法案は、電信電話の料金は従来命令を以て一律に規定されておりましたが、財政法第三條の規定によりまして、これを法律を以て定める必要が生じましたので、新たにこの法律を制定しようとするものでありまして、その内容は前者と同じく各種料金を現行料金の概ね四倍に引上げようとするものでありますが、両者共個々の値上率の間には若干の開きがあるのであります。

今その内容の主なものを申上げますと、先ず郵便関係につきましては、第一種郵便物即ち封書は現行一円二十銭を五円に、第二種郵便物即ち葉書は現行五十銭を二円に、又速達、配達証明、内容証明等のごとき特殊取扱料金は三倍乃至三・五倍程度に値上げとなつているのであります。次に郵便為替及び郵便振替貯金の料金のうち、為替については平均引上倍率を一・八三倍、振替貯金については三・八四倍にいたしているのであります。尚この改正の機会に、簡便為替法におきまして、通常為替証書及び電信為替証書の一枚の金額、最高五千円を一万円に、小為替一千円を二千円に改めているのであります。次に電信関係でありますが、総体としては四倍の値上げとなつておりますが、普通電報は五倍見当の、十字まで六円が三十円ということになり、普通電報は五倍になつております。至急電報は現行の普通電報の三倍を二倍に改め、又新たに電報及び翌日配達電報の制度を創設いたしまして、その料金はそれ〴〵普通電報の三分の二程度といたしました。次に電話料金でありますが、電話料金は概ね四倍の値上となつておりますが、公衆電話、郵便官署取扱に係る市内通話料は、大体において電話を持たん一般公衆の利用せられるものでありますので、その大衆負担を少しなりとも軽減しようという考えから、現行五十銭を一円に引上げることに止め、又予約新聞通話料は、一般に比べて著しく低額となつておりましたので、これを是正する意味で、一般の六分の一程度まで引上げてあるのであります。以上が両法案の大要でありますが、尚両案の施行期日は、政府原案では六月十五日となつておりましたが、衆議院において、これを七月十日と修正して参つたものであります。

通信委員会におきましては、付託せられまして以来、慎重審議を重ねまして、その間において公聴会並びに予算第四分科会との連合委員会をも開催いたしたのであります。委員会及び連合委員会におきましては、各委員から熱心な御質疑がありましたが、今その主なものを申上げますと、料金値上げは大衆の生活に影響を及ぼし、インフレ高進に拍車をかけるものと思うが、政府が数えてこれを四倍の高率に一挙に引上げようとする理由如何という質問に対しまして、現在の料金は、昨年四月に千二百円の給与水準と、一昨年十月の物価水準に対応して、従前の約三倍に改定されたものであつて、このときの基礎となつた給与水準と物価水準に変化がなければ、収支はほぼ相償う見込であつたが、給与水準は千二百円から次々と引上げられ、又物価水準も昨年七月から、いわゆる新物価体系によつて大幅に引上げられたが、一方料金はそのまま据置であつたために、いろいろと対策を講じたが、結局収入不足を生じたわけである。而して二十三年度の見込は、現行料金のままでは、給与を二千九百二十円とし、物価水準も改定のないものとしても、約百五十一億円の赤字となる、これを昨年同様、一般会計に負担させることは、特別会計の建前である独立採算制の上から言つても、又一般会計の負担は、結局国民大衆の負担となる点から言つても、なすべきことでないと考えるので、速かにできるだけ事業収支の均衡を図りたいと考え、新給与水準及び物価水準をも考慮して、約四倍に値上げすることにしたのである。而してこの値上げによつても、尚約五十億円の赤字を生ずるのであるが、この分は一般会計からの繰入によつて賄うつもりであるとの答弁がありました。次に、このような赤字状態に対して、政府は如何なる積極的及び消極的事業合理化策を取つたかとの質問に対しましては、昨年度においては、新規拡張工事の促進並びに従業員の能率増進による増収策を強行して、約七億円の増収を図つたし、又人件費について予算定員を約六万人、即ち四十七万四千人を四十一万五千人に減じて、約十一億円の節約をなし、更に物件費は総額の三割、約十八億円を天引節約したが、本年度予算は、この昨年度の増収、節約を基礎として編成されておるのであるとの答弁がありました。更に役所から給料その他の給与金額を貰つて、役所の仕事はせず、専ら労働組合の仕事ばかりしている者に対する今後の方針如何との質問に対しましては、労働組合運営等従事者は、現在判明している分は、国庫負担のもの三千百五十四人、経費約一億五千八百万円である。而して今後は国庫負担は認めない方針であるが、その内面的実施を直ちに行うことをせず、差向き組合員七百人につき一人を認める方針として、組合に交渉中であるとの答弁がありました。次に配付された通信復興五ヶ年計画によると、二十四年度から黒字になるようであるが、赤字は本年度だけのものであるならば値上げをせずに、今年度は公債発行などの方法によつて凌ぐべきでないかとの質問に対しましては、五ヶ年計画の計算は、料金値上げをしたものとしての計算であるし、又日本の経済全体から見て、公債発行によることを差控えるべきだと考えたのであるとの答弁がありました。又料金値上げが行われようとしている一方、日曜には郵便配達を止めようとしているように聞いているが、値上げと同時にサービスを低下するようなことはないかとの質問に対しましては、サービスを落すようなことは考えていない。従業員組合の自主的協力によつて、サービスの向上に努力をしているとの答弁がありました。又政府は、値上げを止むを得ないものとして提案しているのに、内輪の従業員が盛んに反対しているが、これでは国民は値上げを納得しないと思うが、これに対して政府はどう考えているかとの質問に対しましては、従業員に対しては、値上げの止むを得ない理由をよく説明したが、組合は組合の立場から反対しているので、なか〳〵納得しない。されど言つて、値上げをしないで済む具体策も持つていないようである。極力説得に努めているとの答弁がありました。又値上げによる財源によつて、事業施設の復旧、拡張が促進されることになるかどうかとの質問に対しましては、値上げによる財源は直接復旧、拡張には廻らない。復旧、拡張の財源は公債によることになつているとの答弁がありました。次に三千七百円の給与水準を維持することが困難となれば、更に赤字が増すことになろうが、その際は再び値上げをするのかとの質問に対しましては、給与水準が三千七百円以上になつても再値上げはしない。赤字は一般会計からの繰入れによつて賄うつもりであるとの答弁がありました。又電話の復旧のごときは、それによる仕事の能率の向上等から考えて、五ヶ年計画などと言わず、もつと早くすべきであるが、これを促進するためには、民営形態をとつた方がよくないかとの質問に対しましては、民営が確実に黒字になるし、その他の点から考えても民営がよいと思うとの答弁がありました。

以上の外、各委員から詳細に亘つて御熱心な御質疑がありましたが、それは速記録によつて御承知をお願いいたしたいと存じます。

又公聴会におきましては、学識経験者五名、一般五名の意見の陳述を求めたのでありますが、学識経験者五名の意見は、労働運動関係代表一名が全面反対でありますが、他の四名の方は、値上げは止むを得ないが、四倍に上げることには不賛成である。而してその倍率は二倍半程度とすべきであろうという意見もありました。又一

數の方五名の意見は、全面的賛成一名、原則的反対一名、他は四倍値上げには反対であるが、若干の値上げは止むを得まいというのでありました。こういう公聽会の大体の意向を申添えておきます。

かくいたしまして、質疑を終えて、両案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党の千葉委員より、通信事業特別会計は、曾て多額の繰入れを一般会計になして來たのである。今戰災によつて大損失を蒙つており、財政状態が著しく不良となつている際、独立採算主義の名の下に、財政状態を独力で改善させようとすることは賛成できないこと、及び本値上げは國民生活を圧迫し、インフレ助長の一因をなすものであるとの理由で反対意見があり、又民主自由党の大島委員より、四倍という大幅値上げは國民の声を無視するものであり、官廳独占の事業であるから、他の物價よりも低目に定むべきである、値上げは國民生活を圧迫し、インフレを助長するものであるから、倍率二・五倍以上の値上げには反対である旨の意見があり、又日本社会党の水橋委員より、四倍に値上げしては結局增收にはならん、大会社などでは社員を使つて書類などを選ばせ、又一般には便利屋に託することが盛んになるであろう、値上げは國民の声を無視するものであるとの理由で反対意見が述べられました。又民主党の油井委員より、事業特別会計が、独立採算主義を採るのは当然である。赤字を一般会計に負担させることは、結局において國民に負担をさせることであるからとの理由で、原案に賛成の意見があり、又日本社会党の大野委員より、油井委員とほぼ同様の趣旨を以て賛成意見があり、更に緑風会の新谷委員より、急激な値上げは避くべきであるが、本案によらなければ復興、拡張が不可能になるのであろうから、本値上げは止むを得ないが、政府は安易感に囚われることなく、事業の合理化、收入の增加に努め、できるだけ早く事業を軌道に乘せるようにされたいとの趣旨を以て賛成意見が述べられたのであります。

かくいたしまして討論を終り、両案を一括して採決に入りましたところ、原案賛成八、反対六という、この数字の示します通り、多数を以て衆議院送付の通り可決いたすべきものと決定いたした次第であります。以上を以て報告を終ります。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　両案に対し討論の通告がございます。市來乙彦君。

〔市來乙彦君登壇、拍手〕

○市來乙彦君　私は通信料金の値上げに反対を表する者であります。（拍手）

インフレーションの高進する今日の場合、政府として採るべき政策は何であるか、インフレーションの克服に副うべき政策でなければならん。殊に芦田総理大臣は、米國の陸軍次官に対して、均衡財政を速かに確立する固い決心を持つておると宣言された。然らば均衡財政の確立に副うべき政策を立てねばならん。均衡財政とは、財政と國民経済とが密着して歩調を保つ、調和を十分ならしめて、渾然一体として作用する体制をいうのであります。均衡予算と称するのも亦同じであります。この解釈は、私の説に対して政府は全然同感すると言うたものであります。然るところ政府は、これらの政策を採るでもなく、ただインフレーションの荒浪に奔弄されて、行くべきところを知らず、遂に搾取政策に陷つたのであります。（拍手）これが高物價政策であり、値上げ政策であります。（「市來大臣しつかりやれ」と呼ぶ者あり）その結果は何であるか、通貨が增発される、物價、殊に食糧の價格が暴騰する、生活はますく困難に押し詰められる、労働攻勢は激化する、経済は乱れて來る、必要物資の增産は阻害される、導入外資の受入態勢も壞れる。これがこの値上げ政策の結果であります。ここに私の反対する理由があります。特別会計における独立採算制なるものは、つまるところ搾取政策に陷るものである。よろしくこれは廃止すべきであります。（「頭が新らしいぞ」と呼ぶ者あり）思うに、食糧品の價格の暴騰に堪え難い多数の人々は、必ず深刻なる歎きに沈むでありましよう。生活を呪氣なきものと考えまして、或いは憂鬱症に沈論するでありましよう。或いは厭世的悲觀に陷つて、自暴自棄放埒に堕落するでありましよう。（「同感」と呼ぶ者あり）これは祖國の再建途上における悲愴なる一大事であります。（拍手）これらの人々に対しては、政府はよろしく一掬の涙を注いで、あらゆる方策を立てて、その救済に当らなければならないのであります。最近傳えられるところによれば、政府は疏菜並びに魚類について更に統制を強化すべき旨の指令を関係方面より受けたという噂さがあります。又傳えられるところによれば、在日本の米國人の間には、日本政府の政治力が如何にも貧弱であつて、これでは日本の再建事業は前途頼る遼遠であろうという観察を下したということであります。私は政府の政策を見て、同様の感じを更に深くする者であります。殊に私が頗る遺憾といたしまする点は、第一に、インフレーションの克服に対する政策の研究が不十分であること、第二に、米國の陸軍次官の提唱に対して政府には反響の極めて少いこと、第三には、芦田首相が言明されたその点に対して、これを実行に移さないこと、第四の点として、政府は常に独善楽観的の建前を取つて、民意を尊重せざることが甚だしいこと、（拍手）この四つの点が、政治上極めて必要な政策として現われなければならんのであります。若しそれを政府が実行することができなければ、芦田首相の確かなる言明も、遂に不渡手形に終るのでありましよう。（拍手）私は首相のためにこれを非常に惜しむのであります。

私は從來低物價政策を主張して來ております。政府が高物價政策を速かに低物價政策に変換しなければ、祖國は救われないのであります。殊に私は均衡財政の意義を決める場合に政府と交渉いたしましたが、政府に対して特別に一つの注意を促して置いた。それは予算の收入の均衡を保つために、歲入を殖す手段として搾取政策に陷る嫌いを私は予想しておる。これは穩当でない政策であつて、採るべきではない。殊にアメリカの陸軍次官の提唱に逆行するものである。よろしく避くべきであつて、これは拾うべき財源ではないということを注意を促したのであります。然るに政府は遂にその搾取方法を採つたのである。すでに私の信念が今申した通りであり、私の経過がそういう立場にあります。その関係から考えまして、私が今日突如として豹変をして、高物價政策結構である、値上げ政策賛成だということは到底言える道理がないのであります。（拍手）私の申すことは極めて明白であります。（「偉いぞ」「末期の水を飲んで」「大したものだ」「市來大蔵大臣」と呼ぶ者あり）政府はこの法案並びに予算案の通過によつて、國民大衆に向つて殆んど負担することができない程度の負担を押し付けるのであります。これを機会として政府はよろしく大悟徹底して、（笑声）耳目を新たにして、考慮に考慮を重ねて、私が前に述べました四ケ條を取上げて、これを実行に移して、それによつて善政を行い、（笑声）殊に前申しましたように独善的、楽観的の建前を全部一掃して、民意を尊重することにして、苟くも過ちなからんことを期するために、國民の公僕として、殊に善良なる公僕として、戰々兢々として將來に向つて努力されんことを、切にこの機会において要求するのであります。（拍手）（笑声）

○議長（松平恒雄君）　大島定吉君。

〔大島定吉君登壇、拍手〕

○大島定吉君　只今議題となつております郵便法等の一部を改正する法律案並びに電信電話の料金改正法案の二件に対しまして、私は民主自由党を代表いたしまして反対の意見を表明するものであります。（拍手）

本案が國民生活及び文化建設の上に及ぼす影響は誠に甚大であります。本年の二月片山内閣当時、運賃、郵便の料金改正の計画に対しまして、関係筋に

おきましては、内閣が予算のバランスを如何に取るかは國会が最善の方法で実行すべきであるが、それは國民の声を反映させねばならないと言明されておるのであります。即ち民主主義の本質たる國民の輿論を基盤となすべきことを示唆いたしておるのであります。通信委員会におきましては、本案の重要性に鑑みまして、審議の過程におきまして更に愼重を期し、公聴会を開催し、有識者の声を聴くと共に、或いは参考人を招致いたしまして、その所見を質す等いたしたのでありまするが、いずれも異口同音に今回の四倍の大幅の値上げには反対の意を表しておるのであります。これは敢えて公述人諸公の買ばかりではなく、新聞、ラジオ等によりましても國民全般の声であると断じて差支ないと存じます。（拍手）

そも〳〵通信は文化、経済、産業の発展の原動力であります。これが特性と使命を有しておると存じます。而も國営事業たる特性を考慮いたしまして、必ずしも他の物價と比較すべきものでないと存じます。常に他の物價の最下位にありまして、他の物價の高騰を抑制すべきであると存じます。現に第一次世界戰争当時におきまして、物價は異常なる様相を示したのでありますが、当時郵便葉書は一銭五厘を依然として維持したることは皆様御承知の通りでありまするが、近来官業における赤字対策は、徒らに料金値上、或いは給與改善、借入等、悪循環を繰返して、急場凌ぎに終始いたしまするとと、更に今回の四倍の大幅値上の計画は又無謀極まると言わざるを得ないと存じます。（拍手）通信の財政收支を最も安易な料金値上に求むることは、通信事業の再建でない、むしろ崩壊であると断定して憚らないと存じます。（笑声）これこそ独占官業の特殊性は完全に失われていると言わざるを得ません。然らば今回の値上げを強行いたしまするならば如何なる結果となりましょうか。昨年の四月、料金の値上げに伴いまして、通信省の赤字はむしろ急増したことは御承知の通りであります。而も今回の大幅値上げをするのは大衆課税であり、そして物價の高騰を刺戟し、インフレに極度の拍車を掛け、國民生活を窮地に押し込むものであると存じます。更に向学心に燃える地方青年の通信教授、或いは書籍の購入に当りまして、書留料、郵便料金、或いは小包料金におきまして、書籍以上の代價を支拂うことに相成るのでありまして、而も現在の無秩序、無責任、無能率を見せ付けながら、その通信の赤字克服のために國民に大なる犠牲を拂わせることは、この官業聽の標本こそ民主主義思想を著しく阻害すると存じます。

尚幾多申上げたいことはありまするが、時間の関係上、省略いたしまして、以上の事由によりまして私は政府案に反対するものでありまするが、現下の財政に鑑みまして、現行の料金平均二倍半以下に止むべきであると存じます。ここにその骨子を申上げまして賢明なる各位の御賛同を得たいと存じます。

郵便料金、電信電話料金は現行の二倍半とし、これが收入減八十億の補塡といたしまして、人件費において一割、物件費の節約において二割、同時に電柱二百六十余万本に対しまして廣告権を設定し、或いは葉書に廣告等、幾多の考慮をいたしまして、尚不足分は一般会計によることにしたいと存じます。政府はこれらの趣旨によりまして訂正提案せられんことを望むものであります。何とぞ各位の御批判を頂き、絶大なる御協賛あらんことを重ねて切望いたしまして、私の説明を終らして頂きます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案の表決は記名投票を以て行います。両案に賛成の諸君は白色票を、両案に反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を命じます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事が氏名を点呼する〕

〔投票執行〕

○議長（松平恒雄君）　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事が投票を計算する〕

○議長（松平恒雄君）　これより投票の結果を報告いたします。投票総数百九十一票、白色票即ち両案に賛成のもの百二十一票、（拍手）青色票即ち両案に反対のもの七十票、右の結果、両案は可決せられました。

〔参照〕

賛成者（白色票）氏名　百二十一名

竹下　豐次君　　赤木　正雄君
木下　辰雄君　　佐伯卯四郎君
堀越　儀郎君　　宮城タマヨ君
高瀬荘太郎君　　江熊　哲翁君
高田　寛君　　久松　定武君
加賀　操君　　島津　忠彦君
中川　以良君　　小野　哲君
河野　正夫君　　新谷寅三郎君
西郷吉之助君　　伊達源一郎君
伊藤　保平君　　小宮山常吉君
寺尾　博君　　飯田精太郎君
結城　安次君　　小杉　イ子君
川上　嘉市君　　藤野　繁雄君
米倉　龍也君　　梅原　眞隆君
田村文吉君　　野田　俊作君
柏木　庫治君　　岡部　常君
岩男　仁藏君　　岡村文四郎君
島村　軍次君　　早川　愼一君
青山　正一君　　田中耕太郎君
鈴木　直人君　　岡本　愛祐君
駒井　藤平君　　高橋龍太郎君
佐藤　尚武君　　村上　義一君
楠見　義男君　　下條　康麿君
山下　義信君　　河井　彌八君
中村　正雄君　　カニエ邦彦君
大野　幸一君　　中平常太郎君
下條　恭兵君　　山田　節男君
丹羽　五郎君　　河崎　ナツ君
金子　洋文君　　藤井　新一君
三木　治朗君　　大島農夫雄君
田中　利勝君　　木下　源吾君
門田　定藏君　　原口忠次郎君
宇都宮　登君　　鈴木　憲一君
波多野　鼎君　　原　虎一君
小川　久義君　　山崎　恒君
岩本　月洲君　　島　清君
島田　千尋君　　渡邊　甚吉君
安部　定君　　三好　始君
伊藤　修君　　天田　勝正君

反対者（青色票）氏名　七十名

田中　信儀君　　植竹　春彦君
油井賢太郎君　　石川　一郎君
小畑　哲夫君　　鈴木　順一君
平野善治郎君　　入交　太藏君
小杉　繁安君　　高橋　啓君
小林　勝馬君　　紅露　みつ君
深川タマエ君　　木内キヤウ君
高良　とみ君　　門屋　盛一君
前之園喜一郎君　　竹中　七郎君
星　一君　　栗栖　赳夫君
淺井　一郎君　　伊東　隆治君
村尾　重雄君　　岩崎正三郎君
岩木　哲夫君　　佐々木鹿藏君
鬼丸　義齊君　　稻垣平太郎君
岡田　宗司君　　森下　政一君
塚本　重藏君　　小泉　秀吉君
林屋龜次郎君　　中井　光次君
木内　四郎君　　櫻内　辰郎君
奥　主一郎君　　仲子　勇君
境野　濟雄君　　大隈　信幸君
橋本萬右衞門君
反対者（青色票）氏名　七十名
中西　功君　　板野　勝次君
中野　重治君　　細川　嘉六君
西田　天香君　　小川　友三君
鷹瀬與兵衞君　　藤田　秀雄君
桑岩　傳一君　　千田　正君
栗山　良夫君　　岩間　正男君
池田　恒雄君　　佐々木良作君
大山　安君　　松村眞一郎君
姫井　伊介君　　小林米三郎君
徳川　宗敬君　　鎌田　逸郎君
矢野　酉雄君　　玉置吉之丞君
千葉　信君　　木村輝八郎君
堀　眞琴君　　九鬼紋十郎君
岡元　義人君　　岡田喜久治君
田口政五郎君　　水橋　藤作君

大島　定吉君　鈴木　清一君
北村　一男君　加藤常太郎君
西川　昌夫君　川村　松助君
渡岡　信夫君　池田宇右衛門君
堀　末治君　西川甚五郎君
鈴木　安孝君　大屋　晋三君
山田　佐一君　中山　壽彦君
黒田　英雄君　寺尾　豊君
草葉　隆圓君　石坂　豊一君
染田　政次君　大野木秀次郎君
濱山　丙市君　小林　英三君
板谷　順助君　今泉　政喜君
松野　喜内君　玉屋　喜章君
徳川　頼貞君　一松　政二君
大隅　憲二君　深水　六郎君
平岡　市三君　小野　光洋君
園　伊能君　重宗　雄三君
西山　亀七君　城　義臣君
左藤　義詮君　小串　清一君
永久保甚作君　平沼彌太郎君

○議長(松平恒雄君)　この際、日程第五を更に後に廻し、日程第六、商工省官制の一部を改正する法律案、日程第七、工業技術廳設置法案(内閣提出)、日程第八、運輸省官制の一部を改正する法律案、日程第九、逓信局官制の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君)　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。決算委員会理事太田敏兄君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

商工省官制の一部を改正する法律案

右

國会に提出する。

昭和二十三年六月二十五日

内閣総理大臣　芦田　均

商工省官制の一部を改正する法律案

商工省官制(昭和二十年勅令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「九局」を「十局」に、「鉱山局」を「鉱業局」に改める。

第四條中「所管行政ニ属スル事業ノ再建整備ニ関スル事務」の下に「、所管行政ニ属スル事業ニ係ル賠償ノ実施ニ関スル事務」を加える。

第四條ノ二　総務局ニ賠償実施部ヲ置ク

賠償実施部ニ於テハ所管行政ニ属スル事業ニ係ル賠償ノ実施ニ関スル事務ヲ掌ル

第八條中「鉱山局ニ於テハ」の下に「他ノ主管ニ属スルモノヲ除ク外」を加える。

第八條ノ二　鉄鋼局ニ於テハ鉄鋼ニ関スル事務ヲ掌ル

第九條ノ四　人若ハ法人又ハ國ノ機関ノ請求ニ依リ適正ナル基準ニ従ヒ製品ヲ検査スル爲商工省ニ政令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル検査機関ヲ置クコトヲ得

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

商工省賠償実施局臨時設置制(昭和二十一年勅令第五百三十二号)は、これを廃止する。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

工業技術廳設置法案

右

國会に提出する。

昭和二十三年六月二十五日

内閣総理大臣　芦田　均

工業技術廳設置法案

工業技術廳設置法

(法律の目的)

第一條　この法律は、鉱業及び工業の科学技術に関する試験研究等の業務を強力且つ総合的に遂行し、生産技術の向上とその成果の普及を図り、もつて経済の興隆に寄與することを目的とする。

(工業技術廳及び工業技術廳長官)

第二條　前條の目的のために、商工省の外局として、工業技術廳を設置する。

2　工業技術廳長官は、第三條に規定する事務を掌理する。

(所掌事務及び権限)

第三條　工業技術廳の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一　鉱業及び工業に関する試験、研究、分析、検定、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行うこと。

二　地質の調査その他これに附帯する業務を行うこと。

三　度量衡及び計量の標準を設定すること、度量衡の原器及び標準器を保管すること、度量衡器及び計量器の検定に関する事務を処理すること並びに度量衡器及び計量器の検定、比較検査、試験、研究、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行うこと。

四　工業標準及び工業品規格の制定及び普及に関する事務を処理すること。

五　科学技術に関して商工省の本省及び他の外局の事務を援助すること。

六　前各号に掲げるものの外、鉱業及び工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整を図ること。

(内部部局及び機関)

第四條　工業技術廳に工業技術運営審議会及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機関を置く。

調整部

標準部

(工業技術運営審議会)

第五條　工業技術廳長官は、左に掲げる事項については、工業技術運営審議会(以下本條中審議会という。)の議決に基いて、これを定めなければならない。但し、この議決は商工大臣をも拘束するものではない。

一　工業技術廳の運営方針の設定又は変更に関する事項

二　各年度の調査、研究、規格の制定及び技術指導に関する計画の設定又は変更に関する事項

三　工業技術廳の予算要求に関する事項

四　前各号に掲げるものの外、工業技術廳の所掌事務に関する重要事項で、商工大臣の指定するもの

2　審議会は、前項に定めるところによりその権限に属させられた事項を審議する外、廳務に関して、商工大臣又は工業技術廳長官に対し、意見を提出することができる。

3　審議会は、必要があると認めたときは、工業技術廳長官に対し、廳務に関する必要な報告又は資料の提出を要求することができる。

4　審議会は、会長及び副会長各一人並びに委員四十人以内で、これを組織する。

5　前各項に定めるものの外、審議会について必要な事項は、政令で、これを定める。

(調整部)

第六條　調整部の所掌事務は、左の通りとする。

一　所管行政に関する企画及び調査一般並びに総合調整に関する事項

二　試験研究等の成果の普及及びこれに基く技術指導の総括に関する事項

三　度量衡及び計量に関する標準の設定及び検定の総括に関する事項

四　人事会計その他庶務に関す

る事項

五　その他、他部及び他の機関の所掌に属しない事項

（標準部）

第七條　標準部においては、工業標準及び工業品規格の制定及び普及に関する事務を掌る。

（報告の公表）

第八條　工業技術廳長官は、毎年少くとも一回、試驗研究等を行う機関の試驗研究等の狀況及びその成果について、できるだけ詳細な報告を公表しなければならない。

（職員及び組織の細目）

第九條　工業技術廳の職員について必要な事項は、政令で、これを定める。

2　工業技術廳の組織の細目については、商工大臣が、これを定める。

附　則

第十條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十一條　商工省官制（昭和二十年勅令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「度量衡及計量並ニアルコールノ專賣ニ関スル事務」の下に「（度量衡及計量ニ関スル標準及檢定ニ関スル事務ヲ除ク）」を、第五條中「度量衡及計量ニ関スル事務」の下に「（度量衡及計量ニ関スル標準及檢定ニ関スル事務ヲ除ク）」を加える。

第十條及第十一條　削除

第十二條　特許標準局官制（昭和二十年勅令第五百十八号）の一部を次のように改正する。

「特許標準局官制」を「特許局官制」に、「特許標準局」を「特許局」に改める。

第一條中「意匠、商標、工業標準化及工業品ノ規格統一」を「意匠及商標」に改める。

第三條中「五部」を「四部」に改める。

第十一條中「並ニ工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル資料」を削る。

第十三條　左に掲げる規定中「特許標準局長官」を「特許局長官」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百條第二項及び第三項

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國人の特許発明等の実施狀況調査に関する勅令（昭和二十二年勅令第三十六号）第一條

〔審査報告書は都合により第六十号附錄に掲載〕

運輸省官制の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

運輸省官制の一部を改正する法律案

運輸省官制の一部を改正する法律

運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「工作局」の下に「、國営自動車局」を加える。

第四條第二号の次に左の一号を加える。

二ノ二　國有鉄道に関聯スル國営自動車及其ノ附帶事業に関スル事項

第六條第一号中「國有鉄道」の下に「及國営自動車」を加え、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔審査報告書は都合により第六十号附錄に掲載〕

造幣局官制の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

造幣局官制の一部を改正する法律案

造幣局官制の一部を改正する法律

造幣局官制（明治四十三年勅令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及諸鑛物ノ試驗」を「諸鑛物ノ試驗及貴金屬ノ配給」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔太田敏兄君登壇〕

○太田敏兄君　只今議題となりました商工省官制の一部を改正する法律案につきまして、その要旨、審議の経過及びその結果に関して御報告申上げます。

我が國の現狀におきましては、鉄及び鋼の増産を図ることは極めて肝要でありまするから、この方面の事務を掌るために、商工省内に鉄鋼局を設ける必要があります。又欧米各國に比して工業の発達の遅れておる我が國におきましては、一般世人からの依頼に應じまして、製品の檢査を行いまするために、各種の檢査所を設け、これによつて産業の発達を図りますることは必要でありまするし、特に輸出品の檢査を行う檢査所を設けることの必要は、何人も認めるところであります。それ故に商工省では、その官制の一部を改正いたしまして、これらの要請に應じようとするのであります。又昭和二十一年に設けられました商工省賠償実施局臨時設置制を廃止し、その代りに賠償実施部を総務局の中に設けますことも、時の宜しきを得たことであります。かような次第でありまするから、この法案の審議に当りまして、当委員会におきましては、別段の質疑應答も修正意見もなく、直ちに採決に移りまして、全員一致を以て可決すべきものと議決いたしました。

次に工業技術廳設置法案につきまして、決算委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

我が國の鉱業及び工業の技術の水準は、欧米各國に比べまして、未だ大いに遜色がありますから、公私各方面の研究機関を整備し、その連絡綜合を図りまして、生産技術の向上と、その研究の結果の普及を図り、これによりまして我が國経済再建の基礎を固めますことは、現今最も必要を感ずるところであります。それ故に商工省の外局として工業技術廳を設置いたしまして、鉱業及び工業の科学技術に関する試驗研究等の業務を、強力に且つ綜合的に遂行したいというのが、この法律の目的であります。この目的を達しまするがために、工業技術廳には、工業技術運営審議会を設けまして、技術廳の運営方針その他重要事項を議決せしめ、その結果に対して技術廳長官が、その所掌事務を遂行することになつております。技術廳には、その内部部局として調整部と標準部とを設けまして、又試驗研究等を行う機関を多く設けますが、これは度量衡檢定所、機械試驗所及び工業試驗所、燃料研究所など既存のものであります。尚法案の附則に特許標準局を特許局に改めること、その外若干の改正が掲げられております。尚この法律実施のためには、既定の予算で賄い、別段の経費の増加はないということであります。

当委員会では政府委員の説明に続いて、質疑應答に移りましたが、学校や研究所との連絡の方法はどうかとの質問に対しまして、政府は十分よく連絡すると答えております。又一委員から、技術者で、且つ行政手腕のある人

を重用されたいとの希望意見も出ました。

さて討論に入りましたとき、一委員から二つの点について修正意見が提出されたのであります。

その第一は、工業技術廳の民主的なる行政運営の上には、民意を反映させることが最も大切であるから、技術廳長官の諮問機関として、工業技術協議会を設け、学識経験ある者の中から二十人以内の委員を内閣が任命するようにいたしたいというのであります。

第二は、従來からありまする通信省電氣試驗所の研究事項の中から、一部はこれを工業技術廳の電氣試驗所に移し、後に殘るところの通信省の研究所は、その名称を電氣通信研究所と改めて、電氣通信に関する専門の研究所にいたしたいというのであります。

そこで採決に入りまして、これら二点の修正は、いずれも適切であると、全員一致の賛成があり、又原案それ自体も適切な措置であるということに、全員一致の賛成がありまして、本法案は修正可決すべきものと議決いたしました。その修正点を只今読み上げます。

工業技術廳設置法修正案

第四條中「工業技術運営審議会」の下に「、工業技術協議会」を加える。

第五條の次に新たに左の條文を設ける。

（工業技術協議会）

第六條　工業技術協議会（以下本條中協議会という。）は、左の事項に関して、工業技術廳長官の諮問に應じて、これを審議する。

一、鉱業及び工業の科学技術に関する試驗研究の遂行に関する事項

二、鉱業及び工業に関する生産技術の向上に関する事項

三、試驗研究の成果の普及に関する事項

2　協議会は、工業技術廳長官の諮問に答える外、前項各号に掲げる事項に関して、工業技術廳長官に対し、意見を提出することができる。

3　協議会は、工業技術廳長官に対し、審議に必要な報告又は資料の提出を請求することができる。

4　工業技術廳長官は、協議会の答申又は意見については、これに充分な考慮を拂わなければならない。

5　協議会は、委員二十人以内で、これを組織する。

6　委員は、商工大臣の申出により、学識経験のある者の中から、内閣が、これを命ずる。

7　協議会に、委員の互選による、会長及び副会長各一人を置く。

8　前各項に定めるもの外、協議会の運用について必要な事項は、政令で、これを定める。

第六條以下を一條づつ繰り下げる。

附則に左の一條を加える。

第十五條　電氣試驗所官制（大正七年勅令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

「電氣試驗所官制」を「電氣通信研究所官制」に、「電氣試驗所」を「電氣通信研究所」に改める。

第一條中「電氣ノ」を「電氣通信ノ」に改める。

次に運輸省官制の一部を改正する法律案につきまして、法案の趣旨、その審議の経過並びに結果を御報告いたします。

國有鉄道に関連して行われる國営自動車及びその附帯事業につきましては、従來は運輸省の陸運監理局の所掌事務でありましたが、今後はこれを鉄道総局の所掌事務に移すことに改めまして、従つてこれがために鉄道総局の内に國営自動車局を設けようとするのが、この提案の趣旨であります。

この改正の理由は、運輸省の事務につきまして、現業事務と監督行政事務とを明らかに分離するためであります。これによつて鉄道や自動車の経営のごとき現業事務は、鉄道総局の方に集まりますし、陸運監理局は、監督行政だけを掌ることになりまして、制度が明らかになる長所があります上に、問題となつております独立採算制を採用します上にも適当になるわけであります。この法案に関する委員会の質疑に当りまして、一委員から、地方においてはどうするかという質問がありましたのに対しまして、政府は、各地に陸運局を新設して、監督行政を行わせたい予定であると答えております。

さて討論に入りましたとき、この措置は適切であるものと認めまして、この法律案を全員一致で可決すべきものと決議いたしました。

次に造幣局官制の一部を改正する法律案について、決算委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、造幣局官制の一部を改正して、貴金属の配給を造幣局において掌ることにするため、同局の所掌事務の範囲を拡張する必要があるというのであります。本委員会におきましては、造幣局が貴金属の分析、加工等については、優秀なる技術と設備とを有しており、従來もこれらの事務に協力して來ている点を認め、本法案による措置を適切なるものであるということに意見の一致を見まして、全員一致これを可決すべきものと決議したのであります。

尚一委員より、現在歯科医師等が、医療用として拂下げを受けた金を、或いは横流しをしている事実があるという点を指摘しまして、政府の注意を促したのでありますが、これに対し、政府は十分実情を調べて、実際の目的に副うようにしたいとの答弁がありました。

尚本法案実施のために格別の経費を要せず、僅かに技術官二名、同補助員六名の増置を要する程度のものであるということであります。以上御報告いたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これより採決をいたします。先ず工業技術廳設置法案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て、委員会修正通り議決せられました。

○議長（松平恒雄君）　次に商工省官制の一部を改正する法律案、運輸省官制の一部を改正する法律案、造幣局官制の一部を改正する法律案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　日程第二、判事補の職権の特別例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）日程第三、青年補導法案（鬼丸義齊君発議）以上両案をこの際一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。司法委員会理事岡部常君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

判事補の職権の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

判事補の職権の特例等に関する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律

第一條　判事補で裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十二條第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の

間、判事補としての職権の制限を受けないものとし、同法第二十九條第三項及び第三十六條の規定の適用については、その属する地方裁判所の判事の権限を有するものとする。

2　裁判所法第四十二條第二項から第四項までの規定は、前項の年数の計算に、これを準用する。

第二條　裁判所構成法（明治二十三年法律第六号）による判事又は検事たる資格を有する者が、満洲國の審判官又は蒙古連合自治政府（若しくは蒙古自治邦政府。以下同じ。）の推事の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年数とみなし、同法第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。

2　裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、領事官又は満洲國若しくは蒙古連合自治政府の検察官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを検察官の在職の年数とみなす。

3　裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、法制局（○衆議院若しくは参議院の司法委員会専門調査○、衆議院若しくは参議院の法制部に勤務する参事、法制局事務官、法制局に勤務する内閣事務官、陸軍司政官、若しくは副参事、海軍司政官、○特許局若しくは特許標準局の抗告審判官若しくは審判官たる特許局事務官、○朝鮮総督府法務局に勤務する朝鮮総督府書記官若しくは特許標準局事務官若しくは商工事務官、技術院の抗告審判官若しくは審判官たる技術院参技官、台湾総督府法務部に勤務する台湾総督府書記官若しくは台湾総督府事務官、衆議院若しくは参議院の司法委員会専門調査員、衆議院若しくは参議院の法制部に勤務する参事若しくは副参事、満洲國の司法部参事官、司法部理事官若しくは司法部事務官又は蒙古連合自治政府の司法部参事官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府事務官（法務廳事務官）の在職の年数とみなす。

4　裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、満洲國の司法部職員訓練所の教官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府教官（法務廳教官）の在職の年数とみなす。

第三條　弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令（昭和十一年制令第四号）、台湾弁護士令（昭和十年律令第七号）又は関東州弁護士令（昭和十一年勅令第十六号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の在職に在つたときは、裁判所法第四十一條から第四十四條までの規定の適用については、その在職の年数は、これを弁護士の在職の年数とみなし、外地弁護士の在職が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年六月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に夫々司法修習生の修習を終えたものとみなす。

附　則

第四條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條　第一條の規定による年数の計算については、裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者は、その資格を得た時、裁判所法施行の際弁護士たる資格を有した者で弁護士の在職の年数が同法施行後において三年に達したものは、その三年に達した時、裁判所法施行前弁護士試補として一年六月以上の実務修習を終え考試を経た者又は同法施行の際弁護士試補であつた者で一年六月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、夫々司法修習生の修習を終えたものとみなし、裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得た後の陸軍司政官、海軍司政官、○特許局若しくは特許標準局の抗告審判官若しくは審判官たる特許局事務官若しくは特許標準局事務官、○朝鮮総督府法務局に勤務する朝鮮総督府書記官若しくは朝鮮総督府事務官、技術院の抗告審判官若しくは審判官たる技術院参議技官、台湾総督府法務部に勤務する台湾総督府書記官若しくは台湾総督府事務官の在職の年数は、これを法務府事務官（法務廳事務官）の在職の年数とみなす。

2　第三條の規定は、第一條の規定による年数の計算に、これを準用する。

第六條　裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削る。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

青年補導法案

右成規により発議する。

昭和二十三年五月二十五日

発議者　鬼丸　義齋

賛成者

小川　友三　齋　武雄
中村　正雄　前之園喜一郎
鈴木　安孝　宮城タマヨ
奥　主一郎　岡部　常
水久保甚作　星野　芳樹
伊藤　修　松村眞一郎
西田　天香　來馬　琢道

参議院議長松平恒雄殿

青年補導法

第一章　総則

第一條　この法律は、罪を犯した青年に対して適切な補導を行い、これを正常な社会人として再生させることを目的とする。

第二條　この法律で青年とは、年齢十八年以上二十六年未満の者をいう。

第三條　青年について五年以上の懲役又は禁錮の刑に処することが相当と認められる場合において、その犯罪の原因、その者の性質、能力、経歴等を考慮し刑を科することが不適当と認めるときは、裁判所は、刑の言い渡しに代えて、判決で、青年補導所（以下補導所という。）に入所を命ずることができる。

裁判所は、前項の処分をなすについては、五年以下の範囲で入所の期間を定めなければならない。

第四條　前項の場合において、判決前に調査のため必要と認めるときは、裁判所は、職権を以て又は検察官の申立により、その者に対し九十日を超えない期間、仮に補導所に入所を命ずることができる。

前項の場合において、補導所長は、前條に規定する判断をなすについて参考となる意見を裁判所に提出しなければならない。

第一項の処分は、事件を終局せしめる裁判の確定によつて、その効力を失うものとする。

第五條　第三條の処分は、刑事訴訟法第四百三條又は同法第四百五十二條の規定の適用については、罰金よりも重く、禁錮よりも軽く、懲役又は禁錮の執行猶予の言い渡

しその間には軽重がないものとみなす。

第三條の処分の執行については、刑事訴訟法第五百四十七條乃至第五百五十二條の規定を準用する。

第六條　刑法第二十二條乃至第二十四條及び同法第三十一條乃至第三十四條の規定は、第三條の処分にこれを準用する。但し、同法第三十二條の期間は、これを五年とする。

第七條　在所者が入所の期間中に禁錮以上の刑の執行を受けるに至つたときは、入所の期間は、その時を以て終了したものとみなす。

第八條　第三條又は第四條の処分を受けた者が逃走したときは、刑法第二編第六章の罪を以てこれを処断する。但し、在所者については、補導所長の請求を待つてこれを論ずる。

第二章　青年補導所

第九條　補導所は、第三條又は第四條の規定及び他の法律の規定により入所を命ぜられた者を収容する所とする。

第十條　補導所は、これを國立とし、主務大臣がこれを管理する。

第十一條　補導所に所長以下必要な職員を置く。

職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條　補導所の運営に関する重要な事項を審議するため、補導所ごとに、青年補導所運営委員会（以下委員会という。）を置く。

委員会は、委員五人でこれを組織する。

委員会の委員は、主務大臣がこれを命ずる。

第十三條　この法律で定めるもののの外、委員会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第三章　補導及び処遇

第十四條　在所者の補導は、必要な教養を施し、勤勉で規律のある生活の下に主としてその適性に應じた職業の補導を通じて、正常な社会人として再生させるようにこれを行わなければならない。

第十五條　在所者は、男子と女子とを各別に収容する。

第十六條　所長以下の職員は、常に在所者の心身の状況に注意し、これが保護のため必要な手段を講じなければならない。

第十七條　委員会は、少くとも三月に一回補導所を査察し、補導所の運営及び補導の状況を主務大臣に報告しなければならない。

第十八條　委員会は、補導所の運営及び補導に関し必要な事項について、所長に勧告しなければならない。

第十九條　在所者は、所定の作業に従事しなければならない。

在所者には、その従事する作業につき給與金を支給することができる。

第二十條　所長は、在所者に対し、命令の定めるところにより、面会、通信、金品の授受又は図書の閲覧について必要な制限を加えることができる。

第二十一條　所長は、在所者の所持する金品を領置し又は保護者若しくは適当な者にその保管を委託することができる。

所長又はその委託を受けた者は、善良なる管理者の注意を以て領置の金品を保管しなければならない。

第二十二條　所長は、委員会の議を経て、成績の優良な在所者に対し、賞遇を與えることができる。その種類及び方法は、命令でこれを定める。

第二十三條　所長は、紀律に違反した在所者に対し、委員会の議を経て、懲戒を行うことができる。

前項の懲戒は、左の各号に掲げる方法以外の方法によることができない。

一　訓戒を加えること。

二　一定期間賞遇の授與を減じ又は停止すること。

三　一定期間独居して謹慎させること。但し、その期間は、三十日を超えることができない。

第二十四條　在所者が逃走したときは、補導所の職員は、何時でもこれを連れもどすことができる。

前項の場合において必要があると認めるときは、所長は、裁判所に逮捕状を求めることができる。

第二十五條　この法律又は他の法律で定めるもののの外、在所者の処遇その他について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六條　所長は、委員会の議を経、主務大臣の認可を受けて、在所者の処理に関する細則を定めなければならない。

附　則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、遅くとも昭和二十三年十二月三十一日までに施行しなければならない。

〔岡部常君登壇、拍手〕

○岡部常君　只今上程に相成りました二法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず第一に、判事補の職権の特例等に関する法律案について申上げます。本案の内容は裁判所法で一人前の判事になるには、十年間、裁判官、檢察官、弁護士等の職にあつたことを必要とするように定められておりますため、判事の不足が二百名に達する有様で、民事刑事の事件の処理に困難しておる現状であります。前に述べました在職十年経過の條件に満たざる者は、判事補として地方裁判所の限られた事件は、独りで処理できない等の制限があるのでありますが、当分の事態に対処いたしまする方便として、五年以上の経験を持つ判事補の中、優秀な者を最高裁判所が指名して、当分の間、判事と同じような権限を與えて事件の処理に当らせるというのが第一條でありまして、第二條以下は、裁判所構成法当時の判事又は檢事の資格のあつた者が、朝鮮、台湾、満洲、蒙疆の司法関係や、司法領事、南方の司政官等になつて、司法関係の仕事をした者や、特許局関係の審判事務に従事していた者の、その間の期間を、判事になる資格の十年の期間に算入し、又は現在又は将來衆議院、参議院の司法委員会の專門調査員、法制部の参事、副参事等に在職した期間も通算になるという規定であります。尤もこの中、満洲関係の分は、第一國会で解決したのでありますが、この法律の中に取入れて一本に纒めたものであります。

委員会におきましては、時宜に適した適当な立法であることを認めまして、討論を省略し、全会一致可決すべきものと決定いたした次第でございます。

次に青年補導法案につきまして申上げます。本法案は、当院の司法委員鬼丸義斎君の提案になりますもので、現下犯罪の趨勢は増加の一途を辿りつつあるのでありますが、殊に最近政治的、経済的、社会的諸情勢、例えば國民道義の頽廃、政局の不安定、物價の奔騰、失業の蔓延、深刻な生活苦などが原因となつて、青年層の犯罪は目立つて激増しておるのが実情であります。

かかる犯罪青年達に刑罰を科して、前科の烙印を捺すことは、彼らの前途を誤らしめる處れもあり、又行刑本來の目的に副わない場合も少くないと考えられますし、又執行猶予を言渡して、そのまま身体の自由を與えましても、再犯に陥ることが多いので、彼らに刑罰を科する代りに、保護処分に付して、職業補導を中心とした適当な施設に收容して、彼らを正常な社会人として更生せしめようというのが、本法立案の趣旨であります。

次に本法の骨子とするところを簡単に申上げます。年齢十八年以上、二十六年未満の青年で、五年以下の懲役又は禁錮の刑に処することが相当と認められる者につきまして、裁判所が諸般の情状から見て、その者に刑を科することを不適当と認めた場合、判決を

以て、五年以下の範囲で青年補導所に入所を命じまして、その適性に應じた作業に従事せしめて補導するのでありまして、補導所は法務総裁の管理する國立の施設とするのでありますが、その運営を民主的にして、所長の專断に陥ることを防ぐため、法務総裁の任命する五名の委員によつて組織する青年補導所運営委員会を設置しまして、運営に関する重要事項の審議、補導所の査察、その他運営及び補導に関し、必要な事項について所長に勧告するなどの権限をこれに附與したものであります。

司法委員会におきましては、愼重審議いたし、討論を省略して、多数を以て可決すべきものと決定した次第でございます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これより採決をいたします。先ず判事補の職権の特例等に関する法律案全部を一問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　次に青年補導法案全部を一問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を願います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　この際日程に追加して種畜法案（内閣提出、衆議院送付）、森林資源造成法の一部を改正する法律案（内閣提出）以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

種畜法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年七月一日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

種畜法案

種畜法

（法律の目的）

第一條　この法律は、畜産の振興を図るため、種畜を確保し、その利用を増強し、もつて家畜の改良増殖を促進することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の種雄であつて、その飼養者がこれを種付（人工授精を含む。以下同じ。）に供用する目的で主務大臣から証明書の交付を受けているものをいう。

2　この法律において「飼養者」とは、家畜を飼養管理する者をいう。

（証明書の交付）

第三條　主務大臣は、前條第一項の証明書の交付の申請があつた場合には、その家畜について検査を行い、傳染性の疾患（以下疾患という。）を有しないものにつき、その飼養者に対して証明書を交付する。

2　前項の証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を示すべき事項を記載する。

3　第一項の疾患の種類並びに証明書の交付の申請及び検査の手続、証明書の有効期間その他証明書の交付に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

（種付の禁止）

第四條　種畜でない牛、馬その他政令で定める家畜の雄又は第六條の規定により証明の効力を停止された種畜は、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

2　種畜は、疾患にかかつていることを知りながら、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

（疾患の検査）

第五條　主務大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めた場合には、省令で定めるところにより、種畜検査委員をして種畜について疾患に関する検査を行わせることができる。

2　前項の規定により、種畜検査委員が検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

（証明の効力の取消又は停止）

第六條　主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果疾患にかかつていると認めた種畜について、省令の定めるところにより、第三條の証明書の証明の効力を取り消し、又は停止することができる。

（種畜の飼養者の義務）

第七條　種畜の飼養者は、当該官吏若しくは吏員又は種付を受けようとする家畜の飼養者その他省令で定める者から要求された場合には、その種畜の証明書を呈示しなければならない。

2　種畜の飼養者は、種付した家畜の雌の飼養者から種付証明書の交付を要求された場合には、正当の事由がなければ、その交付を拒むことができない。

3　前項の種付証明書に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

（家畜登録協会）

第八條　家畜の所有者又は飼養者は、家畜登録協会を設立することができる。

2　家畜登録協会は、法人とする。

第九條　家畜登録協会は、家畜の改良を図るため、種畜又は家畜の血統、能力又は体型について、登録審査委員の行う審査に合格したものを登録し、その他必要な事業を行うことを目的とする。

2　前項の登録審査委員、審査、登録その他に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十條　家畜登録協会は、その名称の中に、家畜登録なる文字又は家畜の種類の名称を冠する登録協会という文字を用いなければならない。

2　家畜登録協会でない者は、その名称の中に前項に掲げる文字又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第十一條　家畜登録協会には、この法律に定めるもの外、民法（明治二十九年法律第八十九号）の社團法人に関する規定を準用する。

（家畜の移動又は殺の制限）

第十二條　主務大臣は、種畜の確保に関し特に必要があると認めた場合には、家畜の飼養者に対し、地域並びに家畜の種類及び年齢を指定し、移動又は殺の制限に関し必要な命令を発することができる。

2　主務大臣は、政令の定めるところにより、前項の権限の一部を都道府縣知事に委任することができる。

（罰則）

第十三條　第十二條の規定による命令に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十四條　第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

第十五條　第五條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十六條　第七條第一項の規定による証明書の呈示を拒み若しくは忌避した者又は同條第二項の規定による種付証明書の交付を拒み、若しくは忌避した者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第十七條　第十條第二項の規定に違反した者は、これを三百円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律の施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

2　政府は、当分のうち、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の全部又は一部を施行しないことができる。

3　第十二條の規定は、この法律の施行の期日から二箇年を限り有効とする。但し、同條の規定の有効期間内にした行爲に対する罰則の適用については、第十三條の規定は、その期間経過後も、なおその効力を有する。

4　種牡牛檢査法（明治四十年法律第四十二号）及び種馬統制法（昭和十四年法律第七十五号）は、これを廃止する。

5　この法律施行の際、現に種牡牛檢査法の規定による種牡牛であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなし、同法第二條の規定による証明書は、これをこの法律の規定による証明書とみなす。

6　この法律施行の際、現に種馬統制法の規定による種牡馬であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなす。

7　馬匹去勢法（明治三十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「種牡馬又は候補種牡馬」を「種畜法ニ依ル種畜」に、同法第四條中「種牡馬又ハ候補種牡馬ニシテ其ノ指定ヲ取消サレ又ハ指定ノ効力ヲ失ヒタルモノ」を「種畜法ニ依ル種畜ニシテ其ノ証明書ノ証明ノ効力ヲ取消サレタルモノ」に、同法第九條中「種馬統制法中種牡馬又ハ候補種牡馬ニ関スル規定」を「種畜法中種畜ニ関スル規定」に改める。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

森林資源造成法の一部を改正する法律案

右國会に提出する。

昭和二十三年七月二日

内閣総理大臣　芦田　均

森林資源造成法の一部を改正する法律案

森林資源造成法の一部を次のように改正する。

第一條中「額面三億円」を「額面十五億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

〔補見義男君登壇、拍手〕

○補見義男君　只今議題となりました二つの法案につきまして、農林委員会における審議の状況を御報告申上げます。

先ず種畜法案について御報告申上げます。畜産振興の必要性が近時非常に重要な問題として取上げられておることは御承知の通りであります。而してこのことは我が國農業経営の改善、即ち有畜農業方式によつて経営の多角化を図ると共に、その合理を目的としておるのでありますが、同時に又國民食生活の改善や、乳幼児、病弱者の必需食糧確保の見地からも強く要請されておることは勿論であります。本法案はこの重要な畜産振興について、その根幹をなすところの種畜の確保を目的とした法案であります。従来種畜の確保につきましては、種牡牛檢査法や種馬統制法等がありましたが、これらの法律は非常に厳格な、又強制的な法律でありまして、特に種馬統制法に至りましては、軍馬資源確保の意味もあつた関係上、種馬は國有を原則とし、いろいろ面倒な手続と段階を経て種牡馬を決定し、又配合の統制までやるというような軍國主義的な強度の統制を行つておつたのでありますが、本法案におきましては、右に述べましたような法律はこれを廃止いたしまして、単に衛生的疾患についてのみ國の檢査を行い、傳染性疾患のないものには証明書を交付し、種付の用に供せしめんとするものでありまして、その檢査を行う家畜は、大体牛、馬のほか山羊、豚を予想しておりますが、本法案によつて種付に供用できる種牡畜の選択範囲が従来に比して著しく拡大せられまする結果、家畜飼育者の自主的な改良増殖意欲が大いに助長せられ、畜産増殖に資するところ亦少からざるものありと認められるのであります。又本法案におきましては、欧米諸國の例に倣いまして、家畜の血統、能力、体型等に関する登録事業について、民間における公正且つ信用ある家畜登録協会の設立を助長し、家畜の改良事業の普及奨励を図らんとしておるのであります。

以上申述べましたような趣旨でありますから、本法案についてはさして問題とすべき点もないのでありますが、ただ法案第十二條において「主務大臣は、種畜の確保に関し特に必要があると認めた場合には、家畜の飼養者に対し、地域並びに家畜の種類及び年齢を指定し、移動又は屠殺の制限に関し必要な命令を発することができる。」旨の規定がございまして、この規定を中心として、委員会におきましては、種畜の確保の重要性から、かかる命令規定の必要はこれを認めるけれども、かかる命令によつて不当に損害を被ることあるべき家畜飼養者の損失補償の問題が強く論議せられたのでありまして、これに対し政府当局から、右のごとき命令を発する場合、若し金銭的損害を生ずるような場合には、予備金支出等の方法によつて補償的措置を講じ、又飼料が必要ならばその優先確保の措置を取り、飼養者に対しては必ず不測の損失を與えるようなことは起さないとの明確なる答弁がありましたので、委員会といたしましてはこの政府の答弁を信頼し、ここに本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に森林資源造成法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。森林資源造成法は、御承知のように戰争末期における議員提出の法律でございますが、この法律は当時の植伐不均衡の状況、つまり山の木がどん〳〵伐採せられますけれども、一向跡地の造林が行われない不均衡の状態を憂えた有識の人々の提唱になるもので、その内容は森林所有者が造林その他一定の森林行爲をなすに当つて、その費用の二分の一に相当する金額を農林中央金庫に拂込みますと、中央金庫はその倍額に相当する森林資源造成証券を森林所有者に交付するのでありまして、この証券の交付を受けた森林所有者は、造林行爲が済んだときに証券金額の支拂を受けることができる仕組であります。又政府は農林中央金庫の負担する半額分の金額を補給することといたしておるのでありまして、この法律の狙いは、森林を伐採した者がその木材による収入金を再び山に戻させること、及びこの証券制度によつて実質上造林費の國庫半額補助を狙つた点にあつたのであります。而して法律の規定によりますと、右の証券発行限度は三億円でございまして、当時の金額といたしましては決して少くない金額でございましたが、物價高騰の現狀におきましては近くその限度にも達せんとする有様でありますので、本法案によつてその限度を十五億円に拡張せんとするものであります。

森林保全の問題につきましては、かねて重要なる問題となつており、又本日もその決議が本院において行われましたことは御承知の通りでありますが、森林保全、なかんずく森林資源造成は最も緊要なことでございまして、全國に及ぶ要造林面積百九十万町歩に対する速急なる造林は何をおいても必要なことでございます。而も政府の施策は誠に手緩い感がいたすのでありまして、本案による証券発行限度の増額ももとより全体の山林政策の一部に過

ぎませんが、それにいたしましても全額は極めて少額且つ不十分であり、且つ又一般山林金融についても遺憾の点が少くないのでございます。従つて委員会といたしましては、これらの点について十分警告と、政府当局に対する鞭撻を行いますると共に、本案につきましては差当り急場の措置としては止むを得ないものと認めまして、即ち全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡単に御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君)　これより採決をいたします。先ず種畜法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君)　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君)　参事をして報告いたさせることがございます。

〔寺光参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

國立光明寮設置法案可決報告書

○議長(松平恒雄君)　この際日程に追加して、國立光明寮設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君)　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

國立光明寮設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年七月二日

衆議院議長松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

國立光明寮設置法案

國立光明寮設置法

第一條　失明者を保護し、その更生と福祉を図るため、厚生大臣の管理に属する國立光明寮を設置する。

第二條　國立光明寮は、これを東京都及び栃木縣に置く。

第三條　國立光明寮に置かるべき職員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第四條　國立光明寮に寮長を置く。

2　寮長は、厚生教官又は厚生事務官のうちから、厚生大臣がこれを命ずる。

3　寮長は、厚生大臣の指揮監督を受け寮務を掌理する。

第五條　この法律に定めるものの外、國立光明寮の内部組織その他この法律の施行に関して必要な事項は、厚生大臣がこれを定める。

〔塚本重藏君登壇、拍手〕

○塚本重藏君　只今議題となりました國立光明寮設置法案について、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず本法案の提出理由を簡単に申上げます。現在の経済情勢下においては、中年において疾病や傷痍、災害等で失明した人々は、その生活環境の激変に伴つて、経済的にも亦精神的にも非常な障害を受け、その生活は極めて困難な実情にあります。これらの人々は現在全國で約一万八千に達しておりますが、是非適切な保護を加え、人生再出発の光明を見出さしむることが最も必要な問題であります。而して先天的な失明者に対しましては、文部省におきまして、かねてより義務教育に準じて教育をいたして参つております。殊に本年からは正規の義務教育として実施されておりますが、二十代、三十代或いは四十代で失明した人々は、これらの人と同一に歩調を合せることはなか〳〵困難な事情にあります。このような事情に鑑みまして、厚生省におきましては、傷痍失明者、一般中年失明者の保護対策の一環といたしまして、國立を以て失明者の保護施設を設けまして、保護を加え、且つ生活訓練と共に、これらの人々の自活上最も適当とする、はり、きゅう、マッサージ術、音楽その他の職業補導をして、以て自立せしめるために、國立光明寮を設置せんとするものであります。

本委員会におきましては、本日午前委員会におきまして審議いたしました。その審議におきまする質疑の主なものを二三申上げますと、質問の第一、光明寮收容者は、一般失明者も平等に入寮せしむることができるかどうか。又光明寮の設置が関東の二ヶ所に限定せられているのは少な過ぎるので、全國各地に十ヶ所くらいは少くとも設置すべきではないか。これに対しまして政府から、光明寮の入寮資格は別に定めがない。一般の失明者を平等に公平に入寮せしめるのである。又光明寮設置に関しましては、現在の施設は不十分であり、財政的に二ヶ所に限られているが、将来は全國各地方にも設置し、その拡充を図りたいとの答弁がありました。質問の第二といたしましては、光明寮の職業の補導が、はり、きゅう、あん摩に限られているか、又その、はり、きゅう、あん摩等営業法の奨成施設として、これを認可する計画があるかとの問に対しまして、職業補導は各種のものを、これから先、採用して行くつもりであり、はり、きゅう、あん摩術等は、営業法によるところの奨成施設に指定する考えであるとの答弁がありました。又これら光明寮の二ヶ所に要する費用は何程かとの質問に対しまして、光明寮の経費は本年度においては当初七十九万一千円を計上しているとの答弁がありました。

その他二三の質疑が行われました後、質疑を終了いたしまして、討論に入りましたところ、各委員より本法案に対しましては賛成の意見が表明せられ、且つ又熱烈なる多くの希望意見が開陳せられたのでありますが、その一二を申上げますと、失明者は一万八千の多数であるが、その保護救済対策等として二ヶ所百人の收容施設のみでは十分でない。将来においては各地方に増設されたい。その他二三の重要な希望意見が熱心に開陳せられました後、討論を終了いたしまして、採決に入りましたところ、全員一致を以て原案を可決すべきものと決定いたした次第であります。以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君)　これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君)　総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君)　この際、日程の順序を変更して、日程第二五より第六八までの請願及び日程第八七より第一〇五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君)　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文教委員長田中耕太郎君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔田中耕太郎君登壇、拍手〕

○田中耕太郎君　文教委員関係の請願第十九号五十六件、陳情第八号外二十五件に関する委員会の審議につきまして、極めて要約して御報告申上げます。

先ず大学設置及び昇格に関する種類の多数の請願並びに陳情でございますが、これらの一つ〳〵を考えて見ますと、皆、新学校制度に基いて、民主的な大学制度を各地方に実施しまして、以て教育の地方分権の精神に適う地方文化、延いては日本全体の文化的水準

の向上に貢献せんとするものでありまして、いずれも我が國の文教政策の線に沿うているものと委員会は認めました次第であります。

その他の種類の請願及び陳情中、すでに本院において可決されているものと同種類のもの、例えば六・三制経費全額國庫負担に関するもののごとき、さようなものは採択すべきものとし、残余のものは極めて多種多様でありまして、その一々の内容につきましては、この際は御説明を省略いたしますが、議題となつておりますものは、そのいずれも趣旨において妥当適切なもののみでございまして、委員会がさように認めたということを申上げるのに止めます。要しまするに、委員会はかような趣旨からいたしまして、以上の請願並びに陳情を採択し、会議に付し意見書を附して内閣に送付すべきものと決定いたしました。右を以て御報告を終えます。（「うまい」と呼ぶ者あり、（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際日程の順序を変更して、日程第六九より第七七までの請願、日程第七九の請願及び日程第一〇六より一一三までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文化委員会理事金子洋文君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔金子洋文君登壇、拍手〕

○金子洋文君　只今議題となりました請願陳情のうち、先ず観光関係のものにつきまして、文化委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。請願六百七号外四件、陳情十四号外九件、以上の諸件を大別いたしますと、観光國策の確立を要望するものと、その観光事業に関する総合的中央機関の設置を要望するものと、外客向観光ホテルの建設及びこれに対する融資に関するものと、いま一つは通訳案内業法制定に関するものとの四つに分れております。

第一の観光國策の確立に関するものは、陳情第十五号外二件でありまして、我が國の経済的、文化的再建の上に観光事業の果す役割は極めて大きく、その健全なる発達についてはすでに各方面においても多大の関心を拂つているのでありますが、物心両面に亘る観光客受入態勢は今尚遅々として捗つておらない。このことは結局我が國がまだ観光事業を國策として取上げ、積極的にこの事業を推し進めて行くための方策が確立していないことに最大の原因があると思いますので、この際観光事業を重要國策の一つとして取扱い、外客を迎える必要最小限度の施設その他受入態勢を整備し、以て我が國再建の一翼を担当せしめるよう対処せられたいという趣旨でございます。本件に関しましては、すでに第一回國会におきましても概ね同様趣旨の請願があり、委員会並びに本会議において採択され、第二國会においても去る三月二十六日に、芦田総理は高田寛君の質問に対し、本事業の重要性を認め、これを國策の一つとして取上げることを明言されたのであります。

第二の観光事業に関する綜合的中央機関設置に関しますものは、陳情第十四号外三件でありまして、現在観光事業関係事務が各行政官廳に散在しておりまして、その間に調整統一が欠けているので、綜合的な中央機関を政府部内に設置して貰いたいということがその趣旨であります。本件も亦類似の請願乃至陳情が前國会においても提出せられ、採択せられているのであります。ただこれらの陳情の中には、観光審議会のようなものの設置を要望している外に、更に進んで中央行政官廳のごときものの設置を要望しておるものもあるのでありますが、

〔議長退席、副議長著席〕

要するに何らかの形で観光事業に関する企画や指導を統一的に行う機関を設けて貰いたいというのが根本趣旨でございます。これらに対しましては、政府当局でも近く観光審議会を内閣に設置し、以て観光事業に関する根本方策を設定し、綜合調整を行うことに決定して、目下その準備を進めているとの答弁がございました。

第三の國際観光ホテル建設に関しまするものは、外客向の観光ホテルの國営建設を要望するものと、ホテル事業に対する産業資金貸出順位の改正を要望するものとの二つに分れているのであります。前者に関しまするものは、神戸、奈良、名古屋にそれ〴〵の國営のホテルを建設して貰いたいというのでありまして、この三都市につきましては、政府当局におけるホテル緊急整備計画の中にも一應予定されているものであります。いま一つの産業資金貸出順位の改正に関しますものは、現在観光施設は、設備において乙、運轉資金においては丙になつているのでありますが、我が國の現状よりいたしまして、観光施設全般につきましては止むを得ないところもあると思われますが、現下特に緊急整備を必要とする外客向ホテルについては、一般観光施設とは別に、これに優先して貸出順位の引上げをして貰いたいというのであります。これにつきましては大藏省並びに安本当局もその趣旨を了承し、実質的に優先し得られるよう、できる限りの考慮を拂うようにしたいとの答弁がありました。

最後の通訳案内業法の制定に関しましては、旧來の取締規則が昨年來効力を失いまして、現在通訳案内業は自由営業状態に置かれているのでありますが、かかる状態では外客接遇上質的に遺憾の点が多く、又業者の地位も不安定であるから、一定の資格試験を行つて免許状を交付し、指導、監督するような法規の制定を図つて貰いたいというのが趣旨であります。

以上の請願並びに陳情につきましては、いずれも観光小委員会において、政府関係当局より詳細に説明を聴取し、極めて熱心且つ慎重に調査検討を行つたのでありますが、委員会におきましては、この小委員会の審査の結果を更に討議いたしまして、採決に付しましたところ、以上の請願並びに陳情はいずれも全会一致を以て採択し、これを議院の会議に付し、且つ内閣に送付することを要するものと議決したのであります。

次に映画関係の請願四件について御報告申上げます。請願第八十号と第五百号の二件は、いずれも映画産業の取扱業種別引上げに関するものでありまして、その趣旨は、映画は國民大衆を啓発するため最も有力な文化的表現であり、対外的には輸出品として重要なる役割をなすにも拘わらず、今尚内種産業の取扱いを受け、資金や資材に窮しているので、映画の健全な発達のために貸出順位を引上げて貰いたいというのであります。

次に請願第百八十九号、これは映写技術者免許制度改革に関する請願でありますが、これは映写技術者の質を向上させるために、今まで行われて來たような防火面だけについての試験を改めると共に、官民合同の試験委員会を設けて欲しいというのが、その趣旨であります。又請願千百六十六号の映画館、劇場等の入場料金統制撤廃に関する請願は、統制の枠を外して自由料金制に改めて貰いたいというのでございます。文化委員会では具さに実情を調査した結果、右の請願に指摘された諸点は、悉く映画文化の発展に大きな障害となつておると思いますので、映画の持つ重大な使命を思い、この際できるだけ早くその障害を取除くべきであるということに意見の一致を見たのであります。次は、請願第六百二十五号、

出雲大社の國宝建造物改修費國庫補助に関する請願、陳情第三百四十三号松本城の修理実施に関する陳情について申上げます。以上二件の趣旨は、建物の腐朽破損が甚だしいから、國宝保存のため國費を以て一刻も早く修理して貰いたいというのが、この請願の趣旨でございます。御承知のように出雲大社は、いわゆる大社造の様式を傳えるものとして、日本建築史上重要な意義を持つており、松本城亦戰災でこの種の建築が少くなつた今日、その建築史的價値は一層倍加しておるのでございます。次は、請願第百三十号、日光の國宝及び特別保護建造物の改修費國庫補助に関する請願と、陳情第三百四十五号、奈良の國宝保存に関する陳情の二件の趣旨を申しますと、日光の二社一寺も、奈良縣下一千余点に上る國宝も、日一日と朽ち損じて行く有様でありますが、その修理は地元のみの負担に堪えないから、この際國宝保存と、観光の建前から至急國費を以て修理して貰いたいというのであります。次は、請願第八十一号及び陳情第百十八号の國立長崎博物館建設に関する請願と同じく陳情でありますが、その趣旨は、長崎が古來から東西文化の接触地であつた特殊な事情を考え、現在市立博物館と縣立図書館にある日本開港史料や、キリシタン関係の史料を中心として、國立博物館を建設して貰いたいというのであります。最後に、陳情第五百八十号は用紙割当審議会に関する陳情でありますが、これは出版並びに新聞用紙の割当は、文化國家の建設に重大な影響を及ぼすものであるから、この度新らしく設けられた用紙割当審議会の委員には、天降りでなく、民間の諸團体や学会や、文化人などの総意を反映した民主的方法によつて、公平無私の人物を選んで貰いたいというのがその趣旨であります。

以上の請願並びに陳情につきまして、文化委員会では、関係各方面より実情を聽き、又しば〳〵審議を重ねた結果、いずれも全会一致を以て採択し、これを議院の会議に付し、且つ内閣に送付することを要するものと議決した次第であります。以上御報告を終ります。（拍手）

○副議長（松本治一郎君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願並びに陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長（松本治一郎君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（松本治一郎君）　この際日程の順序を変更し、日程第八〇より第八五までの請願及び日程第一一四の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松本治一郎君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔委員長木下辰雄君登壇、拍手〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君　只今議題となりました請願第八百二十五号外五件並びに陳情第五百六十五号について、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

請願第八百二十五号は、吉里吉里漁港修築に関する請願であります。同港は太平洋岸の三陸漁場の中心に位し、漁業の盛んな所で、先に昭和八年における三陸地方震災の復旧工事で、局部的に修築したのであるが、極めて不完全なため、地元漁船も同港に碇泊できず、他港に廻航陸揚げする状態であるから、速かに國庫補助により修築されたいというのであります。

請願第八百四十一号は、鮮魚介移動揚地に対する地区別報奨物資差別撤廃に関する請願であります。その要旨は、農林省指定の甲陸揚地は、資材の配給その他あらゆる点で有利な取扱いを受けておるが、地方廳指定の乙陸揚地はいろ〳〵の点で差別的取扱いを受けている。同じく鮮魚の陸揚地であるから、平等な取扱いをして貰いたいというのであります。

請願第八百四十三号は、漁業協同組合法制定促進に関する請願であります。この法案につきましては、すでに政府において立案中でありますが、漁業者はもとより、一般においてもこれが制定に大なる期待をかけているから、早急に実現されたいというのが願意であります。

請願第八百八十四号は、網走市水産指導所を北海道水産試験場支場昇格に関する請願であります。本件は樺太、千島、カムチャツカの北洋漁場を喪失した今日、オホーツク海魚田の開発が急務である。然るに北海道水産試験場は分場を函館、根室、稚内の三ケ所に設置しておるが、根室支場は戰災により焼失し、稚内支場は日本海々区の試験調査であつて、オホーツク海を專門に調査研究する機関が欠けておる。オホーツク海区を科学的基礎調査をして、オホーツク海魚田の開発をするために、現在の網走市水産指導所を昇格による北海道水産試験場の支所にせられたいというのであります。

請願第一千二十三号は、南海震災被害漁港復旧事業費國庫補助に関する請願であります。請願者は三重、愛媛、和歌山縣を代表して和歌山縣知事であります。本件は、昭和二十一年十二月二十一日に発生した南海震災により、地盤の隆起と沈下とにより、前記四縣沿岸水産関係の復旧事業費に対する最高率の國庫補助を交付せられたいというのであります。

請願第千百六十九号は、こんぶの統制撤廃に関する請願であります。撤廃の理由は、沿岸漁業に属するこんぶ採取には、資材面よりする統制は不必要であること、輸送面から見るとその八割が船舶によつて行われ、統制撤廃によつて輸送上何らの混乱を生じないこと、現在の年産十七万石の少量では國民に均等に配給することは困難であること等で、嗜好品として速かに統制を解除されたいというのであります。

陳情第五百六十五号は有明海の漁業取締りに関する陳情であります。本件は九州各縣の正副議長会の決議に基き、福岡縣会議長からの陳情であります。有明海は瀬戸内海と同様、数縣に囲まれた内海であるから、農林省が取締規則等を制定しても、水産資源の永久維持確保を図られたいというのであります。以上が請願及び陳情の要旨であります。

次に審議に入りまして慎重審議を重ねましたが、各委員と政府当局との質疑應答は省略いたしますが、政府においても大体においてその願意を諒といたしておるのであります。委員会といたしましては、請願第八百二十五号、同八百四十一号、同八百八十四号、同千二十三号、同千百六十九号、陳情第五百六十五号はいずれも妥当と認め、議院の会議に付すべきものと決定し、請願第八百四十三号は適当と認め、議院の会議に付するものと決定いたしました。以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（松本治一郎君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、日程第八十二の請願を除き内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長（松本治一郎君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（松本治一郎君）　日程第八六の請願を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。決算委員会理事太田敏兄君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔太田敏兄君登壇、拍手〕

○太田敏兄君　地方自治の向上発展のために、公吏にも国家公務員としての

取扱い方を要望する請願について簡單に御報告いたします。本請願は、鹿兒島縣市町村議会議長会の長たる鹿兒島市議会議長増田靜君より提出されたものでありまして、昨年十一月鹿兒島市に開催せられた鹿兒島縣全市町村会の議長会総会において決議されたものでありまして、地方自治の向上発展のため公吏にも國家公務員としての取扱いを要望するというのであります。申すまでもなく、國家公務員法は專ら國家行政の事務に従事する職員に適用されるものでありまして、地方自治体の職員は同法の適用範圍外にあるわけであります。併し本請願は國家公務員として取扱うことを要望したものであり、決算委員会におきましては、本請願の趣旨を諒とすべきものとし、これを採択し、內閣に送付することを要するものと決定いたしました。但し政府側の説明では、國家公務員法をそのまま地方自治体の職員にも適用することは種々支障があるので、地方公務員法につき目下調査中とのことでありますから、政府においても速かにその調査を終了されるようにいたしたい。又現在かくのごとき事情にあることを一般に周知せしむるようにいたしたいものであるという全会一致の意見でありました。以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君)　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は委員長報告の通り採択し、內閣に送付することに御賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君)　総員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択し、內閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君)　日程第一一五、観光事業に関する調査に関する件、委員長の報告を求めます。文化委員会理事金子洋文君。

調査報告書

観光事業に関する件

右の件に関し一應の調査を終りました。よつて多数意見者の署名を附しその経過並びに結果を報告します。

昭和二十三年六月二十八日

文化委員長　山本　勇造

参議院議長松平恒雄殿

観光事業の健全な発達はわが國戰後の経済的並びに文化的再建のために極めて重要な役割を果すので、当文化委員会では第一回國会においても特に小委員会を設けてその健全なる発達方途に関する基本的諸問題を調査し、報告書を提出したのであるが、その後、貿易代表團の相次ぐ來訪、米、英、中國各航空会社の本邦向航空路の開設、米國観光船の本邦寄港等により外客の來訪も逐次本格的段階に入ることが予想せられ、外客受入体制の速かなる整備は國家としても重大な関心を拂う必要があるので今國会においても去る二月三日議長の承認を得て本件に関する調査を行うこととなり、九名の小委員を選んで小委員会を設け、高田委員を小委員長に、國委員を副小委員長として、前後七回の小委員会を開き慎重な調査を重ねきたつたのであるが、観光事業の如きその関係する分野の極めて廣汎なるものについては直ちにその全部について解決方途を見出すことは困難であるから、主として外客受入体制整備上の基本的な問題について調査検討を加えた。

一、観光國策の確立並びに観光事業に関する綜合的中央機関の設置に関する調査

観光事業の國策的性格と本事業の國家的振興方策を樹立することの必要性は既に國内各方面において認められてきているところであるが、終戰後三年に亘んとし、外客の來訪も逐次開始せられつつあるにかかわらず今日なお外客受入の準備が遅々として進まず、緊急整備を必要とする基礎的な施設に対しても資金の融通、資材の配給等がほとんど行われず、他方官民機構についてもなお極めて不十分であるのは結局観光事業を重要國策の一として取上げようとする政府の意志が明確でないことに根本的な原因があり、且つまた本件は既に第一回國会においても請願あるいは陳情による民間の熱望があり、國会もこれを採択していたところであり、更にまた今國会においても同趣旨の請願並びに陳情が提出せられているので、この点に関し委員会では政府当局者に対してその所信を正すとともに強くその実現方を要望したのであるが、観光事業を國策視する点に関しては芦田総理の本会議の席上における明言があり、観光事業の綜合的中央機関の設置に関しては近く內閣に「観光事業審議会」を設け、本事業に関する基本計画の策定並びに各行政官廳における関係事務の統一調整を図ることによつて現段階としての一應の措置が行われることとなつた。

二、請願並びに陳情の基礎的調査

文化委員会に付託せられ小委員会においてこれが基礎的調査を行つた請願並びに陳情は十七件(請願六件、陳情は十一件)であつたが、これらの請願並びに陳情には前述の如き観光國策の確立を要望しあるいは観光事業に関する中央機関設置を要望するもののほか、主要都市における外客向ホテルの建設を要望するもの及び外客向ホテル事業に対する産業資金貸出順位引上げを要望するものがあつたことを特に記述しておかなければならない。これらに対して委員会では外客受入体制の緊急整備の観点よりわが國現下の外客向ホテルの状況、今後のホテル整備計画等を調査検討を加え、特に外客向ホテル事業に対してはこの際一般観光施設(現行では設備資金乙、運轉資金丙)に優先して資金貸出順位を引上げるとともに資材の融通斡旋をも行うことを至当と認め、政府当局者にその所見をただしたところ、政府側としては今日直ちに資金貸出順位を引上げることは全産業的見地より困難であるとしたが、外客受入体制上におけるホテル整備の重要性はこれを認め、今後可及的にその整備を促進し得るように努めたい旨を明らかにした。

三、綜合的観光事業振興方策に関する調査

外客受入体制の整備については、ホテルをはじめ交通機関特に優等車輛、体育、慰楽等の施設の整備のほか、外客接遇、斡旋機関の充実、観光宣傳の強化、観光観念の普及等に関する問題あるいは観光統計の集計方策、観光事業関係法規の改正並びに制定その他観光事業関係における外資導入問題の検討、外客用通貨(ツーリスト円)設定の研究及び民間観光事業團体の助長方策等を綜合的に調査検討することも必要であるが本会期中にこれを完了し結論を見出すことは困難であつたので、更に次の國会において引続き調査を継続したいと考えである。

多数意見者署名

久松　定武　　德川　頼貞
松野　喜内　　高田　寛
來馬　琢道　　國　伊能
大隈　信幸　　金子　洋文
梅津　錦二　　若木　勝藏

〔金子洋文君登壇、拍手〕

○金子洋文君　観光事業に関する調査の御報告を申上げます。観光事業の健全なる発達方途に関しましては、すでに第一回國会において基礎的調査を行い、報告書を提出した通りでありますが、外國よりの観光客の來朝間近かに迫り、外客受入れの態勢を速かに整備する必要を認めましたので、今國会においても去る二月三日、議長の承認を得てこれが調査を行うこととなり、九名の委員を選んで小委員会を設け、高田委員を小委員長、國委員を副小委員

長として、前後七回の小委員会を開き、差当り外客受入態勢整備上の基本的な問題を中心に調査検討を加えたのであります。

一、第一回國会において採択せられた観光事業の振興に関する請願並びに陳情の処理状況の調査。右に関しましてはそれ〴〵政府関係当局者の出席を求め、具体的施策の状況を詳細に聴取したのでありますが、実情はまだ積極的に進捗するまでに至つておらず、その根本的原因は、観光事業を真に重要國策の一つとして取上げようとする政府の意思が不徹底であることによるという見解に到達しましたので、この点に関して更に政府当局の所信を質し、強く観光國策樹立の実現方を要望したのでありますが、結局これを具体的に決定し、且つ実行に移して行くためには、速かに内閣に観光事業審議会の如きものを設置することが先決であるとの結論に達したのであります。

二、観光事業の綜合的中央機関の設置に関する調査。現在観光事業に関する事務は各省に分掌され、行政上統一を欠いているので、綜合的な中央機関を設置することの必要を認めて、数次に亘つて検討を加えたのでありますが、差当り現段階においては内閣に観光事業審議会を設置しまして、ここで観光事業振興に関する基本方策を決定し、これを関係各省に移して実行せしめることが最も適当であるとの結論を得たのであります。又右の観光事業審議会の構成についても慎重に検討を加えた結果、民間有識者を以て委員会を構成し、特に事務局を設置せずに、幹事をして事務を処理することにいたし、その具体的施設はこれを関係各省に移すようにするのが最も妥当であるとの結論に達したのであります。

三、陳情並びに請願の内容に関する調査。今國会において文化委員会に付託された観光事業関係の陳情並びに請願は十七件（陳情十一件、請願六件）あり、本小委員会はこれらの内容につき、それ〴〵調査検討を加えました。

四、綜合的観光事業振興方策に関する調査。外客受入態勢の整備については更にこれを綜合的且つ具体的に調査、検討することが必要でありまするが、今会期中にこれを完了し、結論を見出すことは困難でありましたので、更に次の國会において引続き調査を継続したい考えであるのであります。以上御報告申上げます。（拍手）

○副議長（松本治一郎君）　本日はこれにて延会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

出席者は左の通り。

議長　松平　恒雄君
副議長　松本治一郎君

議員

中西　功君　板野　勝次君
中野　重治君　細川　嘉六君
須田　寅藏君　西田　天香君
小川　友三君　鹿瀬與兵衛君
藤田　芳雄君　衆岩　傳一君
千田　正君　栗山　良夫君
羽仁　五郎君　岩間　正男君
池田　恒雄君　佐々木良作君
竹下　豐次君　赤木　正雄君
木下　辰雄君　大山　安君
宮城タマヨ君　高瀬荘太郎君
江熊　哲翁君　宿谷　榮一君
石川　準吉君　高田　寛君
久松　定武君　加賀　操君
島津　忠彦君　中川　以良君
小野　哲君　和田　博雄君
河野　正夫君　新谷寅三郎君
帆足　計君　藤井　丙午君
西郷吉之助君　市来　乙彦君
伊達源一郎君　來馬　琢道君
松村眞一郎君　姫井　伊介君
伊藤　保平君　小宮山常吉君
町村　敬貴君　寺尾　博君
飯田精太郎君　結城　安次君
小杉　イ君　高市　嘉君
藤野　繁雄君　米倉　龍也君
梅原　眞隆君　田村　文吉君
小林米三郎君　野田　俊作君
柏木　庫治君　岡部　常君
岩男　仁藏君　黒松眞六郎君
岡村文四郎君　島村　軍次君
早川　慎一君　寄山　正一君
北條　秀一君　徳川　宗敬君
飯田　逸郎君　矢野　酉雄君
三島　通陽君　田中耕太郎君
鈴木　直人君　岡本　愛祐君
駒井　藤平君　玉置吉之丞君
高橋龍太郎君　東浦　庄治君
佐藤　尚武君　村上　義一君
柄見　義男君　下條　康麿君
山下　義信君　河井　彌八君
中村　正雄君　カニエ邦彦君
千葉　信君　大野　幸一君
中平常太郎君　木村篤八郎君
下條　恭兵君　山田　節男君
梅津　錦一君　堀　眞琴君
井川　五郎君　赤松　常子君
河崎　ナツ君　藤枝　昭信君
金子　洋文君　藤井　新一君
三木　治朗君　大島農夫雄君
田中　利勝君　木下　源吾君
門田　定藏君　原口忠次郎君
宇都宮　登君　鈴木　憲一君
波多野　鼎君　原　虎一君
羽生　三七君　小川　久義君
山崎　恒君　岩本　月洲君
九鬼紋十郎君　島　清君
島田　千壽君　若木　勝藏君
太田　敏兄君　渡邊　甚吉君
安部　定君　岡元　義人君
三好　始君　伊藤　修君
天田　勝正君　田中　信儀君
谷口彌三郎君　植竹　春彦君
油井賢太郎君　岡田喜久治君
石川　一徹君　小畑　哲夫君
鈴木　順一君　平野善治郎君
入交　太藏君　安達　良助君
小杉　繁安君　高橋　啓君
小林　勝馬君　田口政五郎君
紅露　みつ君　深川タマエ君
木内キヤウ君　高良　とみ君
門屋　盛一君　前之園喜一郎君
竹中　七郎君　星　一君
水橋　藤作君　栗栖　赳夫君
淺井　一郎君　大島　定吉君
伊東　隆治君　村尾　重雄君
鈴木　滋一君　岩崎正三郎君
岩木　哲夫君　佐々木鹿藏君
鬼丸　義齊君　稻垣平太郎君
岡田　宗司君　森下　政一君
小泉　秀吉君　塚本　重藏君
林屋龜次郎君　中井　光次君
木内　四郎君　櫻内　辰郎君
北村　一男君　加藤常太郎君
西川　昌夫君　池田宇右衛門君
川村　松助君　淺岡　信夫君
堀　末治君　荒井　八郎君
西川甚五郎君　奥　主一郎君
鈴木　安孝君　大屋　晋三君
山田　佐一君　中山　壽彦君
黒田　英雄君　寺尾　豊君
草葉　隆圓君　石坂　豊一君
柴山　政次君　大野木秀次郎君
遠山　丙市君　小林　英三君
板谷　順助君　今泉　政喜君
松野　喜内君　黒川　武雄君
玉屋　喜章君　松嶋　喜作君
徳川　頼貞君　一松　政二君
大隅　憲二君　深水　六郎君
平岡　市三君　仲子　隆君
尾形六郎兵衛君　境野　清雄君
小野　光洋君　圖　伊能君
重宗　雄三君　西山　龜七君
木檜三四郎君　大隈　信幸君
櫛本真右衛門君　城　義臣君
左藤　義詮君　小串　清一君
水久保甚作君　平沼彌太郎君

國務大臣
内閣総理大臣　芦田　均君
外務大臣　大藏大臣　北村徳太郎君
文部大臣　森戸　辰男君
商工大臣　水谷長三郎君
國務大臣　栗栖　赳夫君
國務大臣　苫米地義三君
國務大臣　船田　享二君

政府委員
法務政務次官　松永　義雄君
大藏政務次官　森下　政一君
大藏事務官（主計局法規課長）　村上　一君
文部事務官（教科書局長）　稻田　清助君
厚生技官（公衆保健局長）　三木　行治君
農林政務次官　平野善治郎君

商工政務次官　駒井　藤平君
運輸政務次官　木下　榮君
運輸政務次官　植竹　春彦君
運輸事務官（鉄道総局総務局長）　三木　正君
運輸事務官（海運総局長官）　秋山　龍君
通信政務次官　下條　恭兵君
通信事務官（総務局長）　大野　勝三君
通信事務官（電務局長）　中山　次郎君

〔第五十四号参照〕

審査報告書

理容師法特例案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十五日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　中山　壽彦
藤森　眞治　山下　義信
姫井　伊介　米倉　龍也
小杉　イ子　井上なつゑ
河崎　なつ　三木　治朗
中平常太郎　谷口彌三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

理容師法が制定せられた結果、同法第二條及び第三條の規定により、國民学校高等科卒業以下の者は、都道府縣知事の行う理髪師及び美容師試驗の受驗資格がないことになつたので、理容師になる目的で、現に徒弟見習中の者に対し、二年間を限り、その受驗資格を認め、且つ、都道府縣知事の指定した理容師養成施設に現に在学している者に対して、卒業後の免許資格を附與するため本特例を設けることは、妥当な措置であると認める。

二、事件の利害得失

この特例によつて、國民学校高等科卒業以下の者でも、理容師法の規定に拘わらず、理容師になる目的で、現に徒弟見習中の者は、二年間を限り、都道府縣知事の行う理髪師及び美容師試驗を受驗することができ、且つ都道府縣知事の指定した理容師養成施設に現に在学している者は、卒業後の免許資格を受ける利益がある。

三、費用

この特例を実施するためには、別に費用を要しない。

審査報告書

麻薬取締法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十五日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　中山　壽彦
藤森　眞治　山下　義信
姫井　伊介　米倉　龍也
小杉　イ子　井上なつゑ
河崎　なつ　三木　治朗
中平常太郎　谷口彌三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

麻薬の取締は、従來勅令第五百四十二号に基く幾多の省令を制定して実施して來たが、その後情勢の変化に伴つて、法規の改廃を要する点があるので、これらの改廃を機に、本法案を制定して、麻薬の取締を強化し、その適正な使用を図ることは、適切な措置であると認める。

二、事件の利害得失

麻薬の害毒を排除し、医療上、学術上必要なものを確保し、もつて國民医療の万全を期すると共に、國際的協力の完べきを計ることができる。

三、費用

この法律を施行するためには、別に費用を要しない。

審査報告書

大麻取締法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十五日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　中山　壽彦
藤森　眞次　山下　義信
姫井　伊介　米倉　龍也
小杉　イ子　井上なつゑ
河崎　なつ　三木　治朗
中平常太郎　谷口彌三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

大麻草に含まれている樹脂等は、麻薬と同様な害毒をもつているので、従來麻薬として取締を行つて來たが、大麻草を栽培している者は、大部分農業者であるので、本法案によつて、麻薬の取締の対象である医師、歯科医師、薬剤師等と区別して、その取締の完べきを期することは、適当な措置であると認める。

二、事件の利害得失

大麻草に含まれている、有害な樹脂の採取に対して、取締の完べきを期することができる。

三、費用

この法律を施行するためには、別に費用を要しない。

審査報告書

國有財産法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十四日

財政及び金融委員長　黒田　英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

石川　準吉　西郷吉之助
木内　四郎　伊藤　保平
天田　勝正　小林米三郎
渡邊　甚吉　西川甚五郎
田口政五郎　山田　佐一
深川タマヱ　尾形六郎兵衛
高橋龍太郎　星　一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、國有財産法については、昨年五月法律第五十三号及び第八十六号を以て部分的改正を行つたが、なお同法附則を以て全面的改正を要することが規定せられ、じ來國有財産法制調査会で審議の結果本法案の作成をみたものであつて、先ず國有財産の範囲について現行法より拡張し、新たに無体財産権、社債、地方債、投資信託の受益証券を加えると共に、國有財産の分類を財産の性質から見て、行政財産と普通財産とに大別し、行政財産を更にその用途又は目的によつて、公用財産、公共福祉用財産、皇室用財産及び企業用財産の四種に区分し、また國有財産の管理及び処分の機関を明定してその責任を明らかにすると共に、大藏大臣は國有財産事務の全般に亘つてこれを総轄することとし、大藏大臣の総轄権については、各省各廳における國有財産の使用その他について必要な調整を行うことができることとし、更に國有財産調整審議会を置いて調整措置に関する諮問機関とし、また國有財産の無償貸付及び譲與の範囲を具体的に規定し、異なつた会計の間における所管換等を有償とし、また各省各廳は國有財産の台帳を備えることとし、その変動及び現状を國会に報告することとするものであつて、適当と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、國有財産の管理及び処分の適正を期するとともに、その変動及び現状を明確ならしめる利益がある。

三、費用
この法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年六月二十四日
財政及び金融委員長　黒田　英雄
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
石川　準吉　西郷吉之助
木内　四郎　渡邊　喜吉
小林米三郎　天田　勝正
伊藤　保平　深川タマエ
西川甚五郎　田口政五郎
山田　佐一　尾形六郎兵衛
高橋龍太郎　皇　一

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は旧軍用財産その他特定の財産等については、民生の安定、産業の復興、公共の使益等に資するため迅速に処分する必要があり、一般の國有財産と別個の取扱をする必要があるので、臨時的に特別法を制定し、旧軍用財産中水道施設及び臨港施設は、これを公共團体に無償で貸付けるものとし、また公共團体等において病院等医療施設又は学校の用に供するときは、その経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合を除いて三年以内に限り時價の二割以内の減額した対價で賣拂うことができるものとし、旧軍用財産及び物納財産は譲渡時における従前よりの使用者に対して、その賣拂代金又は交換差金の延納の特約を認めることとし、従來から國有財産として都道府縣の用に供していた財産については、五年以内に限りこれを無償で当該都道府縣に貸付けるものとし、地方公共團体から無償で國の学校の用に供せられた財産は、國がその用に供しない場合においては、当該地方公共團体に無償で返還することとするものであつて、適当と認める。
二、事件の利害得失
この措置によつて、旧軍用財産等の処分を円滑ならしめる利益がある。
三、費用
この法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書
地方自治法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年六月二十四日
治安及び地方制度委員長　吉川宋次郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
岡本　愛祐　中井　光次
黒川　武雄　大隅　憲二
小野　哲　奥　主一郎
鬼丸　義齊　阿竹齋次郎
草葉　隆圓　村尾　重雄
柏木　庫治

要領書
一、委員会の決定の理由
地方自治法施行後の諸般の情勢の推移に鑑み、地方公共團体の権限の明示、議会の議決事項の拡張、地方公共團体の議会と長との関係の調整等に関し所要の改正を行うことは必要であつて、本法律案は妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
地方自治の確立を促進し得る利益がある。
三、費用
この法律案施行については、別に費用を要しない。

審査報告書
肥料配給公團令の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年六月二十五日
農林委員長　楠見　義男
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
太田　敏兄　羽生　三七
藤野　榮雄　山崎　恒
西山　龜七　松村眞一郎
池田　恒雄　北村　一男
栗田　政次　宇都宮　登
高橋　啓　佐々木鹿藏
德川　宗敬　岡村文四郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、病害虫の異常発生又は大発生に備えて緊急用農薬をあらかじめ病害虫発生の危険がある地方に貯藏保管せしめ、もつて緊急の需要に應ぜしめる事を目的とし、右貯藏保管事務を肥料配給公團に行わしめようとするものである。しかして委員会においては、右の緊急事態に備えるための施設は必要であるが、最少限度の必要に基いて設立せられた公團に新たなる別個の事務を附加せしめることの是非につき、種々論議し且つ、批判の余地もあつたが、結局この種の事務を取扱うに適当なる機関のない現状において、かたがた肥料配給公團は同じく農業生産用資材を取扱う全國的機構であるので本法案所期の如く、右公團に緊急農薬貯藏保管事務を取扱わしめること又やむを得ないものとし全会一致をもつて本法案を是認することとした。
二、利害得失
今期國会において成立せる農薬取締法により不正粗悪なる農薬の横行を防止し、優良農薬の増産確保を期しているが、今回の企図は右に画りゆう点晴をなすもので農薬災害の防止による農業増産の確保に資するところ大である。
三、経費
本件実施に伴う経費は、約一千万円であるが、右は本年度予算においては公團交付金及び予備費中より必要に應じ支出せられる見込である。

審査報告書
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十三年六月二十四日
労働委員長　原　虎一
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
姫井　伊介　荒井　八郎
天田　勝正　岡　本治
平岡　市三　深川タマエ
紅露　みつ　竹下　豐次
山田　節男　川村　松助
岩間　正男　奥　むめお

要領書
一、委員会の決定の理由
労働者災害補償保険法は、労働基準法の裏附として、業務災害を蒙つた労働者に対して迅速且つ公正な災害補償と福祉施設とを行い、罹災労働者の基本的人権を擁護し、他面事業主の経済的負担の分散軽減を図り、以て産業を安定せしめる目的の下に制定せられたものであるが、この労働者の災害補償をより迅速公正に、積極的に行い、而も労資双方の利便を図るがために、この法律の一部を改正せんとするものであつて、今日までの該法実施の成績から勘案して当然にして、適当な改正と認める。
改正の要点は、
第一は、字句に関する事項であつて、現場官公署に対し本法の適用があることを明確にするため本

法の適用を除外される官公署を労働基準法第八條第一号乃至第十五号及び第十七号に該当しない官公署と改め、又本法でいう使用者は、労働基準法でいう使用者即ち事業主の他に経営担当者及び事業主のために行爲する者をも包含する使用者と混同され易いから本法の使用者を事業主に改めた。

第二は、保險給付に関する事項であつて、療養補償費は、療養に要した費用のうち百万円を超える部分のみを、休業補償については休業七日を超える休業に対して夫夫保險給付することになつているが、これを療養補償費は、療養の費用が三百円以上を要する場合にのみ限ることとし、この場合には全額を、休業補償費は、休日七日を超える場合にのみ限ることとし、この場合は初日からその全休業に対して夫々保險給付することに改め、保險給付の受給権者の範囲を定めた本法第十五條第一項中「第十二條第一項」を「第十二條第一項第一号乃至第四号及び第六号」に改め、更に「第十二條第一項第五号の規定による葬祭料は、葬祭を行う者に、これを支給する。」の一項を加えた。

又本法第十八條に保險給付は、保險料を滞納した場合は全部について給付しないことができるという制限規定があるが、該條文中の滞納という語にはとかく納入告知書の交付があつて、その指定期日までに納めない場合に初めて言われる言葉のように解され易いので、この滞納なる語を改め、本法の適用を受ける日から有期事業では十四日、一般事業では三十日を過ぎて、保險料を納付しないときは総てこの法律のいう滞納であることに改め、更に本法第二十條は第三者の行爲によつて生じた災害に対し、政府が保險給付する場合における第三者と政府間の法律関係について規定しておるが、明確を欠くを以て、補償を受けるべき者が、当該第三者より同一の事由によつて損害賠償を受けたときは、政府は、その價額の限度で損害賠償の義務を免れるの一項を追加した。又労働基準法との調整を図り、労働者の人権擁護のために、被害労働者のため保險給付を受ける権利を擁護する本法第二十一條中に、保險給付を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはないとの一項を加えた。

第三は、保險審査官又は保險審査機関が行う証拠調及びその費用に関する事項であつて、保險審査官に職権審査を認めるときは、その権限の発動により一般関係者の自由を拘束する結果となつて官廳行政の民主化に逆行する虞れがあるので、本法第三十六條第一項を削除し、又簡易迅速と実態即應を第一とする保險審査機関の証拠調に民事訴訟法を準用することは、簡易迅速を期することができないし、又証拠調の費用に関して民事訴訟法を準用することは実情に即しないから本法第三十九條第二項を削除した。以上はいずれも現下の社会情勢に適應した必要な改正と認める。

二、事件の利害得失

本改正法案の実施によつて、現行労働者災害補償保險法の不備の点を整備し、労働基準法との調整を図ることによつて、労働者の災害補償をより迅速公正に積極的に行い、而も労資双方の利便を図り、以て産業の安定に寄與し得るの利益がある。

三、費用

本改正法律案施行のために特に費用を要しない。

審査報告書

獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十六日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

石川　準吉　岡村文四郎
山崎　恒　柴田　政次
太田　敏兄　松村眞一郎
羽生　三七　北村　一男
寺尾　博　藤野　繁雄
佐々木鹿蔵　島村　軍次
西山　龜七　板野　勝次
門田　定蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

獣医師会は、大正十五年法律第五十三号獣医師法によつて、又装蹄師会は昭和十五年法律第八十九号装蹄師法に基いて夫々強制設立を命ぜられたもので、系統的に道府縣区域のもの及び全國区域のものとあるが、獣医師又は装蹄師はいずれも法律上強制的に加入を余儀なくせられており、右は自主的な活動を阻害するのみならず、いわゆる業界民主化にも背ちするわけであり、戦後の新事態に即應せぬため、ここに獣医師会及び装蹄師会の解散をなさんとするもので委員会は機宜に即したものとして全会一致をもつて原案を可決すべきものと認めた。

二、利害得失

前述の如く業界の民主化に資する所少なからざるものがあると認められる。

三、経費

本件については、費用を要しない。

審査報告書

家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十六日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

石川　準吉　北村　一男
岡村文四郎　寺尾　博
山崎　恒　藤野　繁雄
柴田　政次　佐々木鹿蔵
太田　敏兄　島村　軍次
松村眞一郎　西山　龜七
羽生　三七　板野　勝次
門田　定蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

畜産の振興上不可欠の家畜傳染病の防あつについては明治二十九年獣疫予防法（大正十一年家畜傳染病予防法に改正）の制定以來、明治三十四年畜牛結核病の予防に関する法律、昭和四年馬の傳染性貧血にかかりたる馬の殺処分に関する法律等が制定施行せられ來たつたが、本法案は終戦に伴う内外の新事態に即應し、いよいよ家畜防疫の実を挙ぐるため家畜傳染病予防法中に畜牛結核病の予防に関する法律及び馬の傳染性貧血にかかりたる馬の殺処分に関する法律を包含すると共に、その内容の整備拡充を期せんとするもので、委員会においては家畜防疫の現状並びにその緊要性に鑑み、本件は適切妥当なるものと認め全会一致をもつて可決すべきものとした。

二、利害得失

本法案の実施に伴う家畜防疫の励行により畜産の振興、ひいては農業経営の安定、農業生産の増強に資する所少なくないと認められる。

三、経費

本件は現行法の改正であるから、法律実施上の経費中、相当部分は概ね既定経費（自然増を含む）をもつて賄い得るが、尚本改正法律に伴い新たに附加せらるべき若干の経費については本年度は予備

費中より支出せられる見込である。

審査報告書

人身保護法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十六日

司法委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

第一條を第二條とし、第一條として、次の一條を加える。

第一條　この法律は、基本的人権を保障する日本國憲法の精神に從い、國民をして、現に、不当に奪われている人身の自由を、回復せしめることを目的とする。

第二條を第三條に改める。

第三條を第四條に改める。

第三條を第四條とし、同條中「第一條」を「第二條」に、「その他関係者」を「、拘束者又は請求者」に改める。

第四條を第五條とし、次のように改める。

第五條　請求には、左の事項を明らかにし、且つ、疎明資料を提供しなければならない。

一　被拘束者の氏名、

二　請求の趣旨

三　拘束の事実

四　知れている拘束者

五　知れている拘束の場所

第五條を第七條とする。

第六條として、次の一條を加える。

第六條　裁判所は、第二條の請求については、速かに裁判しなければならない。

第六條を第八條とし、同條中「第一條」を「第二條」に改め、「裁判所は、」の次に「請求者の」を加える。

第七條を第九條とし、同條第一項中「請求代理人並びに関係者」を「被拘束者、請求者及びその代理人その他事件関係者」に、同條第二項中「部員」を「合議体の構成員」に改める。

第八條を第十條とし、同條中「第十四條」を「第十六條」に、「條件として、弁護士の保証の下に、又は保証金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釈放」を「誓約させ又は適当と認める條件を附して、被拘束者を釈放し」に改め、同條第二項として、次の一項を加える。

前項の被拘束者が呼出に應じて出頭しないときは、勾引することができる。

第九條を第十一條とし、同條第二項を次のように改める。

前項の決定をなす場合には、裁判所は、さきになした前條の処分を取消し、且つ、被拘束者に出頭を命じ、これを拘束者に引渡す。

第十條を第十二條とし、同條第一項中「前條」を「第七條又は前條第一項」に、同條第三項中「服さない」を「従わない」に、「服する」を「従う」に改め、同條第四項中「三日の期間をおかなければならない。」の次に「審問期日は、第二條の請求のあつた日から一週間以内に、これを開かなければならない。」を、「特別の事情があるときは、」の次に「期間は各〻」を加える。

第十一條を第十三條とし、同條第二項中「代表者」を「裁判官」に改める。

第十二條を第十四條とし、同條第一項中「被拘束者及び弁護人」を「被拘束者、拘束者、請求者及びその代理人」に、同條第二項中「弁護人」を「代理人」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の代理人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第十三條を第十五條とし、同條中「請求の趣旨、その理由」を「請求者の陳述」に、「証拠資料」を「疎明資料」に改め、同條に次の一項を加える。

拘束者は、拘束の事由を疎明しなければならない。

第十四條を第十六條とし、同條第二項として、次の一項を加える。

前項の場合においては、第十一條第二項の規定を準用する。

第十五條を第十八條とし、同條中「第十條」を「第十二條」に、「服さない」を「従わない」に、「服する」を「従う」に改める。

第十六條を第十九條とし、同條第一項中「弁護人」を「弁護士」に改め、第二項を削る。

第十七條として、次の一條を加える。

第十七條　第七條、第十一條第一項及び前條の裁判において、拘束者又は請求者に対して、手続に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。

第十七條を第二十條とし、同條中「第一條」を「第二條」に改める。

第十八條を第二十一條とする。

第十九條を第二十二條とする。

第二十條を第二十三條とし、同條中「手続」を「事項」に改める。

第二十一條を第二十六條とし、同條中「第十條」を「第十二條」に改め、第二十四條及び第二十五條として、次の二條を加える。

第二十四條　他の法律によつてなされた裁判であつて、被拘束者に不利なものは、この法律に基く裁判とてい触する範囲において、その効力を失う。

第二十五條　この法律によつて救済を受けた者は、裁判所の判決によらなければ、同一の事由によつて重ねて拘束されない。

附則中「三十日」を「六十日」に改める。

多数意見者署名

中村　正雄　　大野　幸一
松村眞一郎　　宮城タマヨ
大野木秀次郎　　宇都宮　登
來馬　琢道　　前之園喜一郎
鈴木　安孝　　永久保嘉作
岡部　常　　鬼丸　義齋
星野　芳樹

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は最も重要視している基本的人権保障の基本的な手段として、國民が不当に、その自由を奪われている場合に、それが私人の力によると、公の権力によるとを問わず迅速且つ容易に、司法裁判によつて、現実にその自由を回復せしめることを目的とするもので適切な立法である。ただ原案には稍〻修辞の妥当を欠くものがあつたので、それらの点を鮮明にし、尚第一條に本法の目的を掲げ、本法による釈放の判決と、これと牴触する他の裁判との効力に関する條項を新設する等の修正をした。

二、事件の利害得失

この法律の施行によつて、人身の不法拘束による人権のじゆうりんを戒め、現実に、これらの問題が生じた場合には、直に現実に、これを救済し得る利益がある。

三、費用

この法律の施行によつて、裁判所職員の増員を必要とするが差し当つては、格別の費用を要しない。

審査報告書

國民健康保険法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十六日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小林　勝馬　　姫井　伊介
三木　治朗　　山下　義信
小杉　イ子　　井上なつゑ
今泉　政喜　　河崎　なつ
中平常太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

國民健康保険運営の不振な現狀に鑑み、その制度を整備刷新して、國民生活の安定を図るために、本法案は、時宜を得た改正と認める。

二、事件の利害得失

この法案の施行によつて、現行の國民健康保險法の短所を補い、もつて事業の運営の活發化を図り、本制度をして、眞に國民の実生活に即せしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため要する費用は、約四百二十万円である。

治安及び地方制度委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七百二十号　警察制度経費國庫負担に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月二十四日

治安及び地方制度委員長　吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

治安及び地方制度委員会特別報告第三号

警察制度経費國庫負担に関する請願

第七百二十号　鹿児島市議会議長　増田静提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月二十四日

治安及び地方制度委員長　吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

警察制度経費國庫負担に関する諸願

請願者　鹿児島市議会議長　増田静提出

右の請願は

警察制度の改革に伴つて市町村の負担が増加しているけれども現在の市町村の財政はひつ迫しているからこの経費は、國庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

治安及び地方制度委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第百一号　警察費全額國庫補助に関する陳情

第百七十八号　発電、水利使用料の引上げに関する陳情

第百九十四号　地方自治体警察第二百二十四号　自治体警察費の財源に関する陳情

第三百九十五号　集合、大衆運動等の取締に関する陳情

第四百八十七号　エロ、グロ的新聞、雑誌、写眞等の取締りに関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月二十四日

治安及び地方制度委員長　吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

治安及び地方制度委員会陳情特別報告第二号

警察費全額國庫補助に関する陳情

第百一号　兵庫縣議会議長　正木定外一名提出

第百七十八号　東京都議会議長　石原永明外九名提出

地方自治体警察廳舎等に関する陳情

第百九十四号　岐阜市長　東龍豊提出

自治体警察費の財源に関する陳情

第二百二十四号　札幌市長　高田富與提出

集合、大衆運動等の取締に関する陳情

第三百九十五号　滋賀縣知事　服部岩吉提出

エロ、グロ的新聞、雑誌、写眞等の取締りに関する陳情

第四百八十七号、佐賀縣佐賀郡巨勢村大字鄒理田　熊谷経夫外二百十五名提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月二十四日

治安及び地方制度委員長　吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

警察費全額國庫補助に関する陳情

陳情者　兵庫縣議会議長　正木定外一名提出

右の陳情は

新警察法実施に伴い本年度における警察費はばく大であるが、ひつ迫した地方財政では支弁し得ないからこれに要する経費を全額國庫補助とし、地方自治体警察費も現状の地方財政では到底支弁出來ないから、その財源として國税の一部委譲或は地方分與税を增額支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

発電水利使用料の引上げに関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明外九名提出

右の陳情は

関東信越地方の河川には、相当多数の発電所があつて、その大部分の電量は大都市方面に送電されているのに対して、地元府縣では極めて低額の発電水利使用料を徴收出來るに過ぎない。これら河川は年々數度の災害のため、その復旧費も相当額に達していて、府縣住民の負担も大きいから地方財源確保のため、発電水利使用料の引上げを考慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

地方自治体警察廳舎等に関する陳情

陳情者　岐阜市長　東前豊提出

右の陳情は

自治体警察の誕生によつて、新たに警察廳舎や警察吏員の宿舎等の新設を要するものが多いが、これらの費用は、地方財政の窮迫の折から過重な負担となつて、新制度の発足にも差支えるから、國費又は縣費による助成と、明年度からの地方財源の賦與を配慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

自治体警察費の財源に関する陳情

陳情者　札幌市長　高田富與提出

右の陳情は

従來の警察署の予算は、需用費、營繕費等の一部分だけが交付されるので、小は新聞、電話料金から大は交番の建設費までも地元市民の寄附によるものが多いが、新発足の自治体警察署の財源を市町村に付與されるに当つては、右の事情と施設費、需用費等も相当多額を要する現状とを考慮されるとともに、また警察吏員の待遇は市吏員にくらべて相当に低いから同調させるためにも、現実に

即した財源の付與を詮議されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

集合、大衆運動等の取締りに関する陳情

陳情者　滋賀縣知事　服部岩吉

提出

右の陳情は

現在集合、大衆運動等の取締りは五百人以上のものは事前に届出することになつているが、最近の社会情勢を考慮して数の如何にかかわらず總て事前に届出でする様に措置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

エロ、グロ的新聞、雑誌、写眞等の取締りに関する陳情

陳情者　佐賀縣佐賀郡巨勢村大字修理田　熊谷經夫外二百十五名提出

右の陳情は

学校の生徒用教科書が不足している現在、尚にはエロ、グロの新聞、雑誌及び写眞等がはん濫しているのは文化國家建設上遺憾であるからこれらに対する用紙の配給又は取締りを強化せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

電氣委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三百九十一号　電力復興諸施策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月八日

電氣委員会請願特別報告第二号

電力復興諸施策に関する請願

第三百九十一号　岐阜縣武儀郡美濃町一九九五美濃町地区電力協議会内　渡邊辰司外五万一千六百五十名提出

右の請願は

現在の電力危機は、産業の再建を阻み、民生の安定に悪い影響を及ぼすから、電力復興の諸施策として、電源の開発促進、資材の確保、電力の適正配分、電力確保のためそう合燃料対策の樹立及び電球、特に低燭光電球の確保等の急速な実現を図られたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

電氣委員会請願審査報告書第三号

電力復興諸施策に関する請願

第三百九十一号　岐阜縣武儀郡美濃町一九九五美濃町地区電力協議会内　渡邊辰司外五万一千六百五十名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月八日

電氣委員長　佐々木良作

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

電力復興諸施策に関する請願

請願者　岐阜縣武儀郡美濃町一九九五美濃町地区電力協議会内　渡邊辰司外五万一千六百五十名提出

右の請願は

現在の電力危機は、産業の再建を阻み、民生の安定に悪い影響を及ぼすから、電力復興の諸施策として、電源の開発促進、資材の確保、電力の適正配分、電力確保のためそう合燃料対策の樹立及び電球、特に低燭光電球の確保等の急速な実現を図られたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

電氣委員会請願審査報告書第三号

朝日ダム建設促進に関する請願

第四百七十四号　岐阜縣羽島郡中屋村　小林源一外四万九千九百九十九名提出

茨城縣の発電計画に関する請願

第五百三十一号　茨城縣議会議長　菊田七平提出

九州地方の電力増強対策に関する請願

第八百八十九号　福岡市天神町九州電力協議会内　小西春雄提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月二十四日

電氣委員長佐々木良作

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

朝日ダム建設促進に関する請願

第四百七十四号　岐阜縣羽島郡中屋村　小林源一外四万九千九百九十九名提出

右の請願は

電力は國民生活ひいては産業復興の原動力として需要はますます増大するから、今後積極的な電源の開発を必要とするが、岐阜縣における朝日ダムは最も有効な計画であつて、電力供給に寄與するところが大きいから、今年のかつ水期に備えるため一日も速かに建設を促進されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

茨城縣の発電計画に関する請願

請願者　茨城縣議会議長　菊田七平提出

右の請願は

茨城縣には利根川を始め大小の河川が多いが、多くは平坦部のため発電計画の対象に適しないで、僅かに縣北山岳地帯の久慈川だけが四時流量の増減がなく、特に袋田村地内から上小川村の間は落差が大きく発電のダム建設に適しているから建設方を考慮されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は他の発電計画と関連して充分検討を行い鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

九州地方の電力増強対策に関する請願

請願者　福岡市天神町九州電力協議会内　小西春雄提出

右の請願は

九州は石炭、鉄を中心とする基幹産業の日本の基地で、日本再建はまず九州の再建にあるといえる。しかし九州はその再建に必要な電力の第一種甲需要が他地区より多いにもかかわらず、電力事情は窮迫していると

いう矛盾があり、更に民衆への電力がそのため犠牲にされている状態で、これは民主的文化國家の建設に当り不公平であるので請願書記載の事項である西日本送電幹線、筑上火力発電所の建設及び上椎葉貯水地式発電所の開発を実現し、本州地方の電力増強を計り日本経済復興に寄與するよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

参議院会議録第五十七号正誤

頁	段	行	誤	正
六	四	二五	檢査を受けて合格したもの	檢査を受けたもの

定価一部二円二十銭
発行所　東京都新宿区市ヶ谷木村町
印刷局
電話九段五三一番